

文教・科学技術 (参考資料)

財務省

2020年10月26日

0. 総論

1. 義務教育

2. 高等教育

3. 科学技術

4. スポーツ・文化

令和2年度 主要経費「文教及び科学振興費」(一般会計)

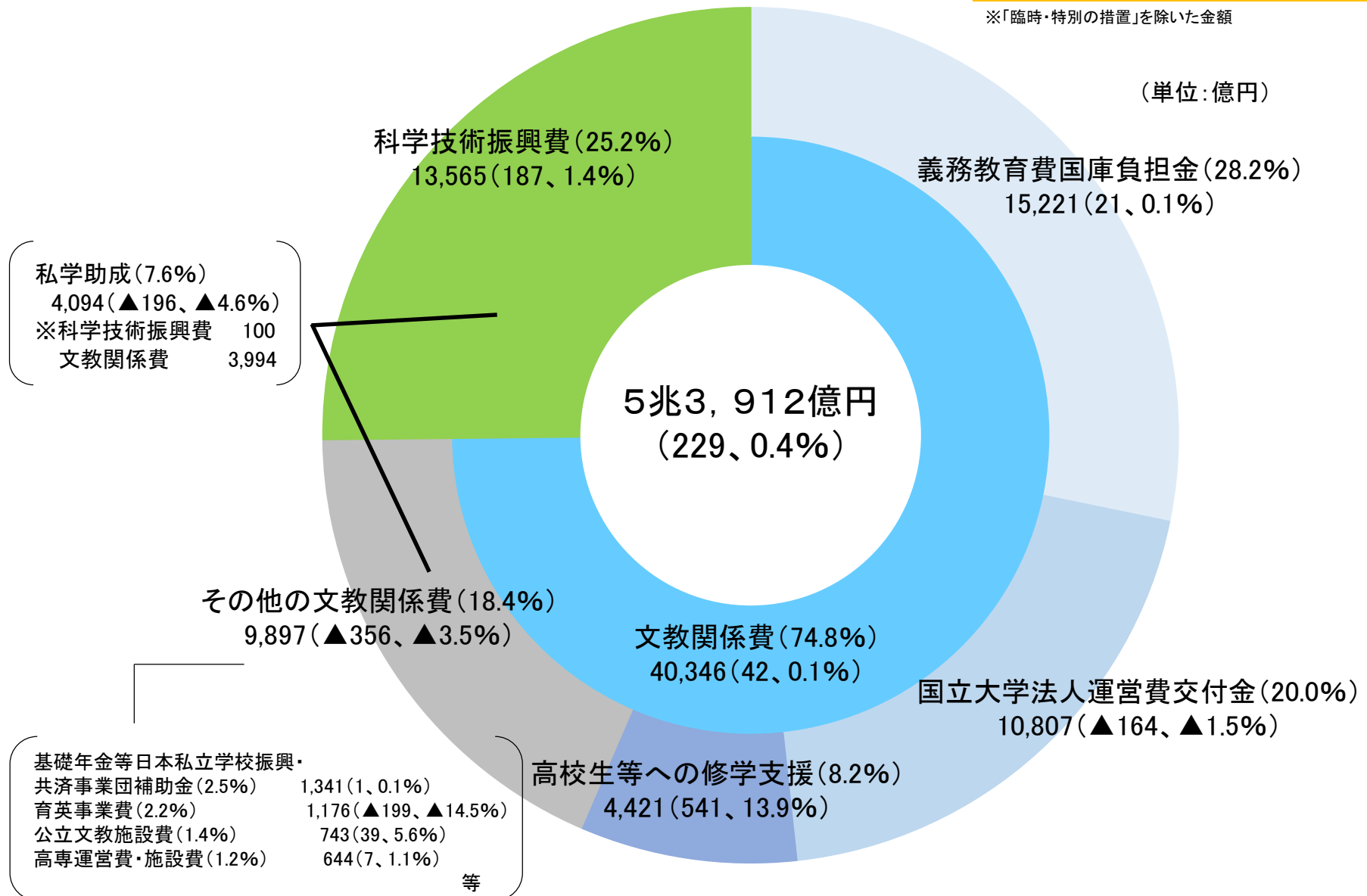
<凡例>

経費名称(構成割合)

2年度予算額(対当初 増減額、増減率)

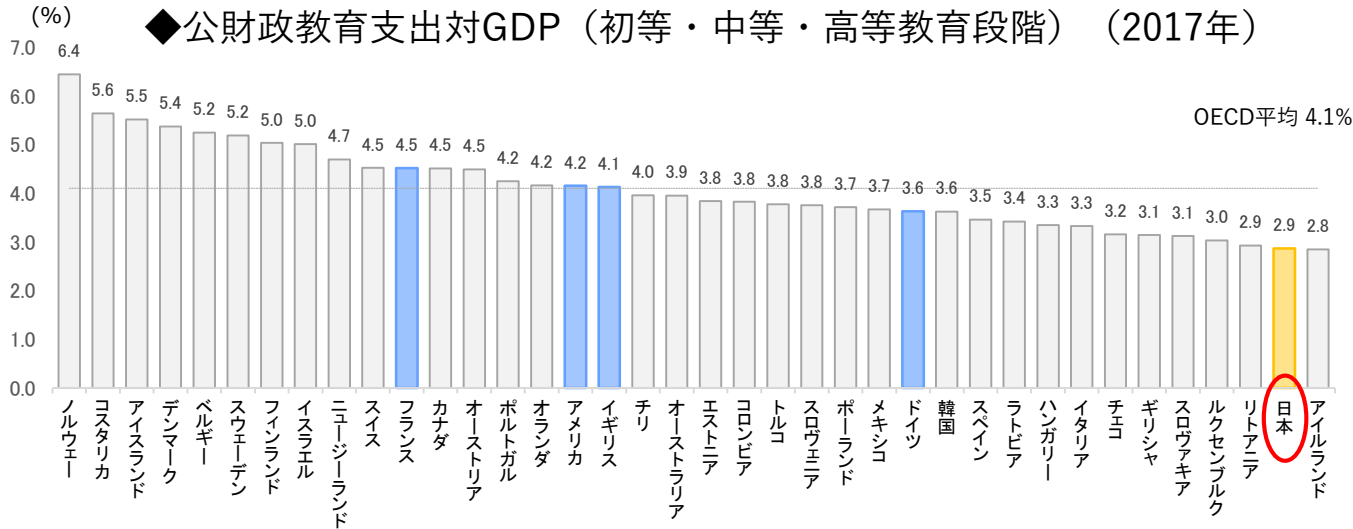
※「臨時・特別の措置」を除いた金額

(単位:億円)



公財政教育支出の規模は、子供の数を考慮する必要

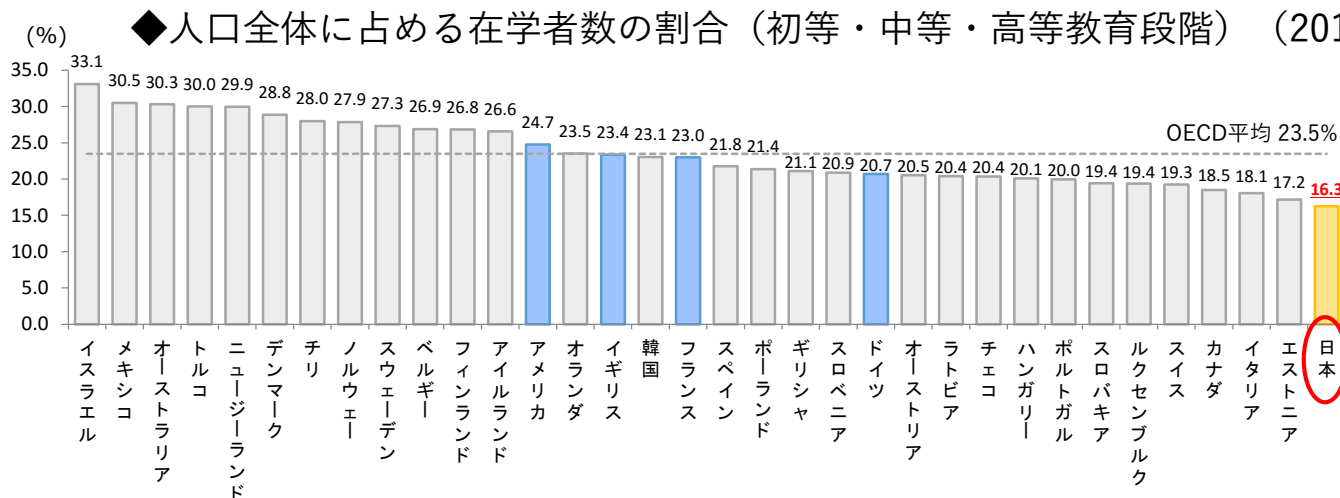
- 日本の公財政教育支出の対GDP比は、OECD諸国の中で低いとの指摘がある。
- しかしながら、日本の子供の割合もOECD諸国の中で低い。



公財政教育支出GDP比

日本	2.9%
OECD平均	4.1%

7割



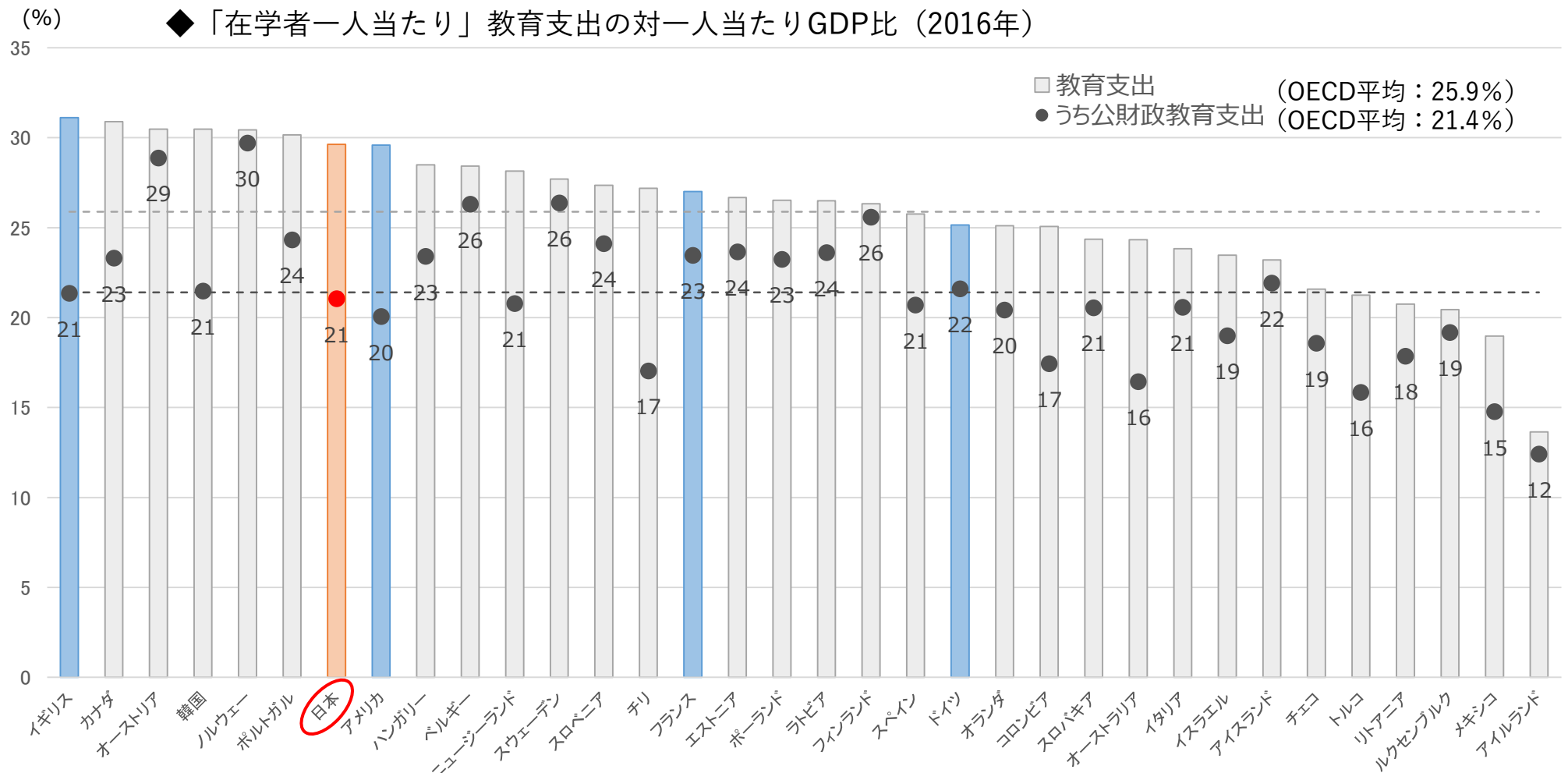
在学者／総人口

日本	16.3%
OECD平均	23.5%

7割

「一人当たり」の教育支出はOECD諸国と遜色ない水準

- 教育は子供一人ひとりに対するものであるという観点から、一人当たりで見れば、OECD諸国と比べて、私費負担を含めた教育支出全体は高い水準にある。このうち公財政教育支出に限っても遜色ない水準。



(注1) 公財政教育支出は教育支出に「教育機関に対する公財政支出の割合（最終資金）」を乗じて算出。いずれも教育機関に対する支出。

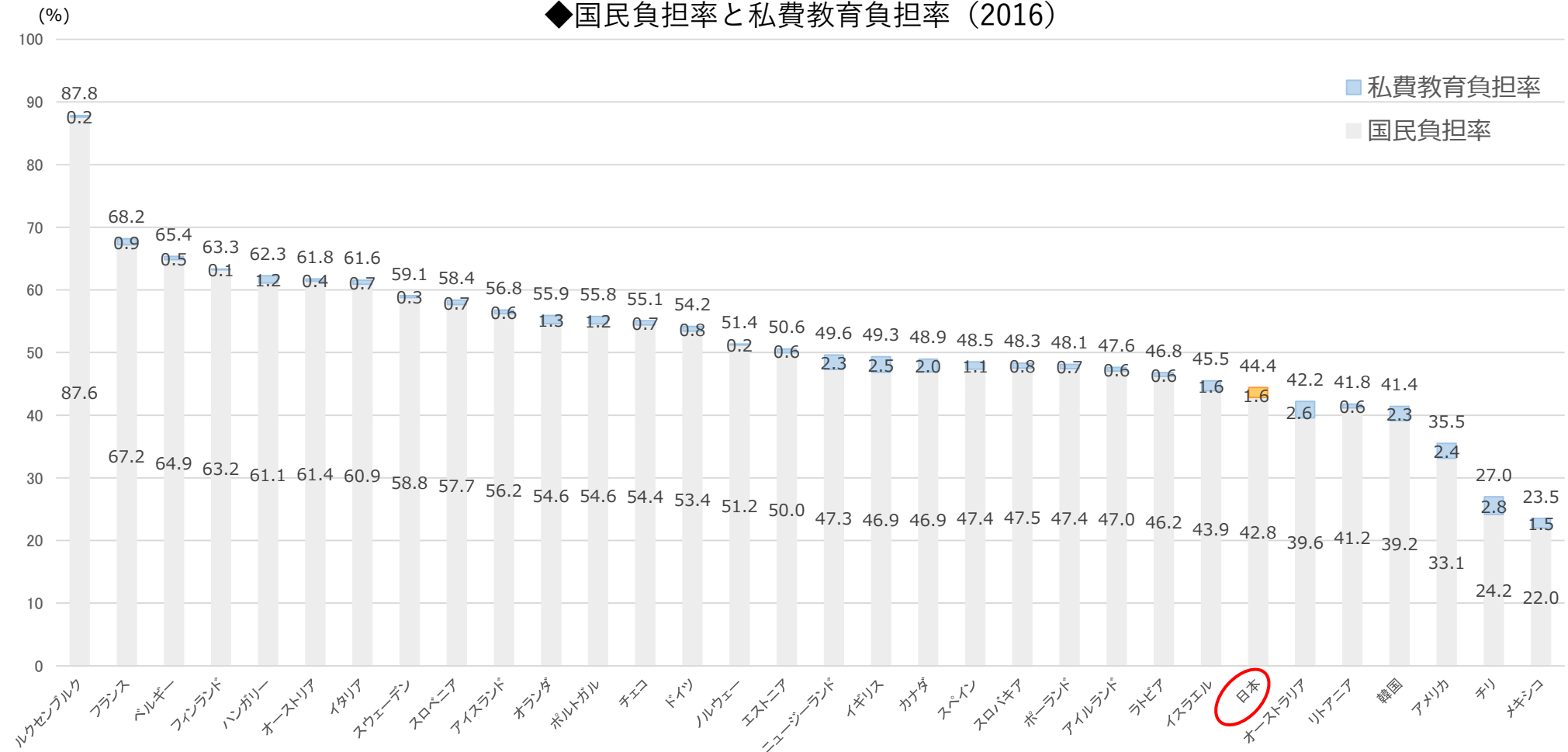
(注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。

(出典) OECD「Education at a Glance 2019」

公的支出の原資となる国民負担率はOECD諸国の中で低い水準

- 教育に係る私費負担の多寡を議論するのであれば、国民負担率の水準も併せて考慮する必要がある。国民負担率は、OECD諸国の中で低い水準。

◆ 国民負担率と私費教育負担率（2016）



(注) 私費教育負担は、教育機関への年間支出のうちの私費負担分であり、私費教育負担率は「私費教育負担額÷国民所得」により算出。
 (出典) 内閣府「国民経済計算」、OECD「Education at a Glance 2018」、「Education at a Glance 2019」 OECD「National Accounts」、OECD「Revenue Statistics」等

学校種別・設置者別学校数及び在学者数（令和２年度速報値）

令和2年5月1日現在

区 分	学 校 数 (校)				在 学 者 数 (人)				本 務 教 員 数 (人)			
	総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立	総数	国立	公立	私立
幼稚園	9,697	49 (0.5%)	3,250 (33.5%)	6,398 (66.0%)	1,078,499	5,114 (0.5%)	145,480 (13.5%)	927,905 (86.0%)	91,789	357 (0.4%)	16,695 (18.2%)	74,737 (81.4%)
幼保連携型 認定こども園	5,839	－ (－)	833 (14.3%)	5,006 (85.7%)	758,399	－ (－)	94,724 (12.5%)	663,675 (87.5%)	120,675	－ (－)	13,916 (11.5%)	106,759 (88.5%)
小学校	19,526	68 (0.3%)	19,218 (98.4%)	240 (1.2%)	6,300,735	36,622 (0.6%)	6,185,174 (98.2%)	78,939 (1.3%)	422,543	1,746 (0.4%)	415,457 (98.3%)	5,340 (1.3%)
中学校	10,143	69 (0.7%)	9,292 (91.6%)	782 (7.7%)	3,211,237	27,701 (0.9%)	2,941,423 (91.6%)	242,113 (7.5%)	246,788	1,556 (0.6%)	229,708 (93.1%)	15,524 (6.3%)
義務教育学校	126	4 (3.2%)	121 (96.0%)	1 (0.8%)	49,669	3,383 (6.8%)	46,140 (92.9%)	146 (0.3%)	4,567	－ (－)	4,351 (95.3%)	－ (－)
高等学校	4,874	15 (0.3%)	3,537 (72.6%)	1,322 (27.1%)	3,092,351	8,452 (0.3%)	2,066,128 (66.8%)	1,017,771 (32.9%)	229,244	569 (0.2%)	166,235 (72.5%)	62,440 (27.2%)
中等教育学校	56	4 (7.1%)	33 (58.9%)	19 (33.9%)	32,426	2,914 (9.0%)	22,743 (70.1%)	6,769 (20.9%)	2,684	193 (7.2%)	1,801 (67.1%)	690 (25.7%)
特別支援学校	1,149	45 (3.9%)	1,090 (94.9%)	14 (1.2%)	144,826	2,909 (2.0%)	141,093 (97.4%)	824 (0.6%)	85,927	－ (－)	84,106 (97.9%)	－ (－)
高等専門学校	57	51 (89.5%)	3 (5.3%)	3 (5.3%)	56,974	51,217 (89.9%)	3,800 (6.7%)	1,957 (3.4%)	4,114	3,678 (89.4%)	283 (6.9%)	153 (3.7%)
短期大学	323	－ (－)	17 (5.3%)	306 (94.7%)	107,634	－ (－)	5,548 (5.2%)	102,086 (94.8%)	7,213	－ (－)	402 (5.6%)	6,811 (94.4%)
大 学	795	86 (10.8%)	94 (11.8%)	615 (77.4%)	2,916,078	599,033 (20.5%)	158,459 (5.4%)	2,158,586 (74.0%)	189,498	64,076 (33.8%)	14,087 (7.4%)	111,335 (58.8%)
うち 大学院	645	86 (13.3%)	84 (13.0%)	475 (73.6%)	254,585	152,009 (59.7%)	16,668 (6.5%)	85,908 (33.7%)	106,268	50,828 (47.8%)	8,962 (8.4%)	46,478 (43.7%)
専修学校	3,115	9 (0.3%)	187 (6.0%)	2,919 (93.7%)	661,043	305 (0.0%)	23,734 (3.6%)	637,004 (96.4%)	40,761	89 (0.2%)	2,841 (7.0%)	37,831 (92.8%)
うち 専門課程	2,777	9 (0.3%)	184 (6.6%)	2,584 (93.1%)	604,311	299 (0.0%)	23,293 (3.9%)	580,719 (96.1%)	37,172	84 (0.2%)	2,787 (7.5%)	34,301 (92.3%)
各種学校	1,103	－ (－)	6 (0.5%)	1,097 (99.5%)	105,213	－ (－)	499 (0.5%)	104,714 (99.5%)	8,864	－ (－)	39 (0.4%)	8,825 (99.6%)
合 計	56,803	400 (0.7%)	37,681 (66.3%)	18,729 (33.0%)	18,515,084	737,650 (4.0%)	11,834,945 (63.9%)	5,942,489 (32.1%)	1,454,667	72,264 (5.0%)	949,921 (65.3%)	430,445 (29.6%)

(注) 1 () 内の数値は総数に占める割合である。

2 通信教育の在学者及び本務教員は含まれていない。

3 義務教育学校及び特別支援学校の本務教員数のうち、国立及び私立の人数については、令和２年度学校基本統計（速報値）上、公表されていないことから「－」と表示している。

(資料) 令和２年度学校基本統計（速報値）

0. 総論

1. 義務教育

2. 高等教育

3. 科学技術

4. スポーツ・文化

義務教育費国庫負担金について

制度の基本的役割

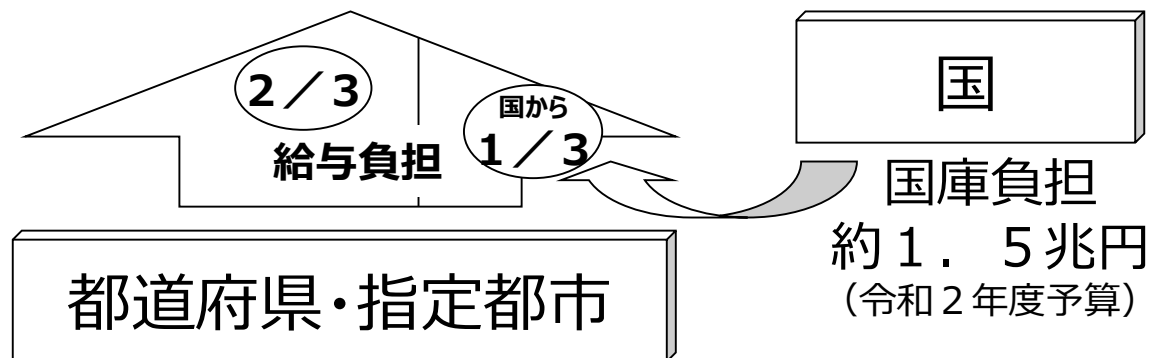
○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）を国が責任をもって支える制度。

制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市（指定都市除く）町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
※指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の $1/3$ を負担。（平成18年度 $1/2 \rightarrow 1/3$ ）

公立義務教育諸学校の教職員の給与費（総額約4.5兆円）

（約68.7万人：小学校41.0万人、中学校23.0万人、特別支援学校4.7万人）



国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × $1/3$

（※標準法定数（基礎定数＋加配定数））

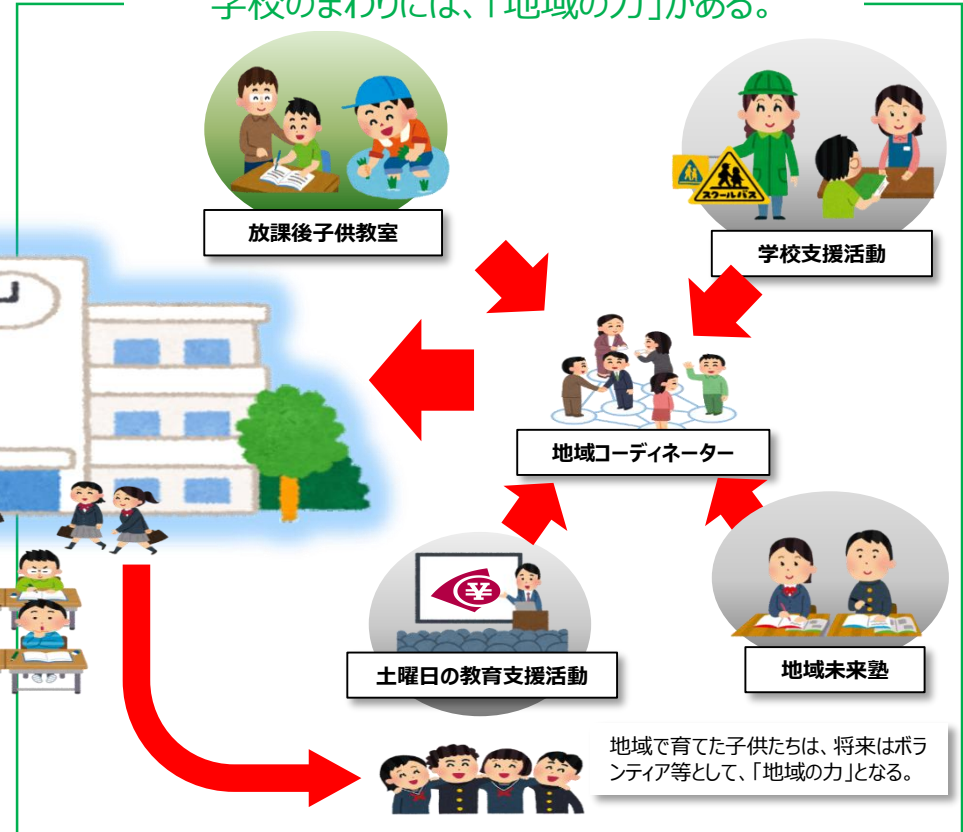
学校における働き方改革について

- 子どもを取り巻く環境の変化により、複雑化・多様化する様々な問題に対して、教職員のみで対応することは限界があると同時に、学校の働き方改革に逆行。
- 地域に開かれた「チームとしての学校」として、専門的な知識を有した多様な協力者や地域人材の協力を得ることにより、様々な課題に対応していくとともに、教員が授業に専念できる環境を整え、効率的で効果的な教育を実現していくことが重要。

学校のまわりには、多くのプロがいる。



学校のまわりには、「地域の力」がある。



学校における働き方改革（中央教育審議会答申抜粋）

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日中央教育審議会）

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

- 学校・教師が担っている業務は様々であるが、業務の役割分担・適正化を確実に実施するためには、教育関係者がそれぞれ、学校における業務全体を通じて、以下の仕組みを確実に構築することが必要である。

（2）教育委員会等が取り組むべき方策

- ・ 教育委員会は、中間まとめを踏まえて文部科学省が平成30年2月に発出した「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」（別添2参照）における13にわたる取組について、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて、取組を推進。
- ・ 服務監督権者である教育委員会等においては、各学校や地域で業務が発生した場合には、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から、その業務が①学校以外が担うべき業務、②学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、③教師の業務のいずれであるかを仕分け、①については他の主体に対応を要請し、②については教師以外の担い手を確保し、③についてはスクラップ・アンド・ビルドを原則とすることで、学校・教師に課されている過度な負担を軽減。

学校における外部人材の活用について

- 学校における諸課題に対応するため、様々な外部人材を国費または地方財政措置により学校に配置している。

学校に配置される外部人材の例		配置数	区分	備考
○スクールカウンセラー	臨床心理士など	27,500人	R2予算	国庫補助(H7～)
○スクールソーシャルワーカー	社会福祉士など	10,000人	R2予算	国庫補助(H20～)
○医療的ケアのための看護師	看護師など	2,100人	R2予算	国庫補助(H29～)
○特別支援教育充実のための外部専門家	言語聴覚士、理学療法士など	348人	R2予算	国庫補助(H29～)
○学校教育活動支援員(補習支援等)	退職教員、教員志望の大学生など	8,000人	R2予算	国庫補助(H30～)
○スクール・サポート・スタッフ(教員の事務の補助)	地域の人材(卒業生の保護者など)	4,600人	R2予算	国庫補助(H30～)
○中学校における部活動指導員	専門的な知識・技能を有する人材	10,200人	R2予算	国庫補助(H30～)
○理科観察実験アシスタント	退職教員、教員志望の大学生など	3,100校	R2予算	国庫補助(H25～)
○特別支援教育支援員	日常生活動作の介助など	63,359人	R1実績	地方財政措置(H19～)
○ICT支援員	専門的な知識・技能を有する人材	2,773人	H30実績	地方財政措置(H26～)
○学校司書	専門的な知識・技能を有する人材	22,262人	H28実績	地方財政措置(H24～)
○外国語指導助手(JET-ALT)	英語の能力が高い人材など	5,234人	R1実績	地方財政措置(S62～)

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部について

＜コミュニティ・スクールとは＞

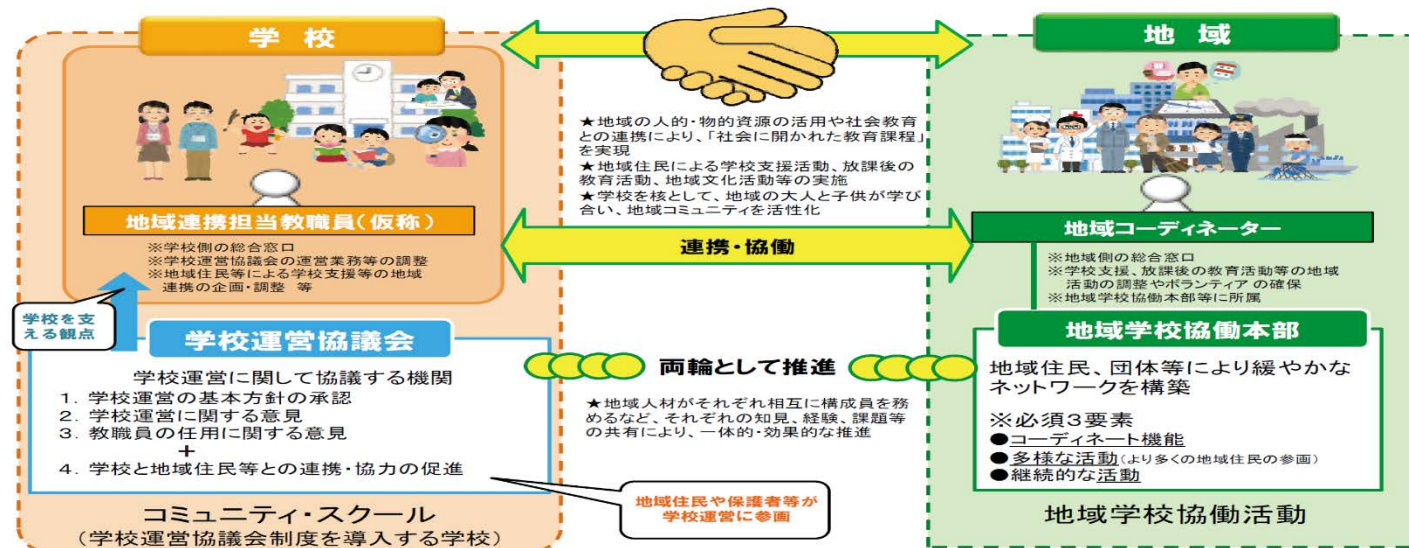
- コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会が設置された学校を指す。教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって学校運営に参画するもの。（地教行法第47条の5に基づいた仕組み。）
- 学校運営協議会の主な役割
 - ・ 学校運営基本方針の承認
 - ・ 学校運営に関する意見
 - ・ 教職員の任用に関する意見
 - ・ 学校と地域住民等との連携・協力の推進 など

＜地域学校協働本部とは＞

- 地域学校協働本部とは、地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動（地域学校協働活動）を推進する体制のこと。
- 地域学校協働活動の主なもの
 - ・ 学校支援活動
 - ・ 放課後子ども教室
 - ・ 土曜日の教育活動
 - ・ 家庭教育支援活動
 - ・ 地域社会における地域活動 など

学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制（イメージ）

ーパートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現ー

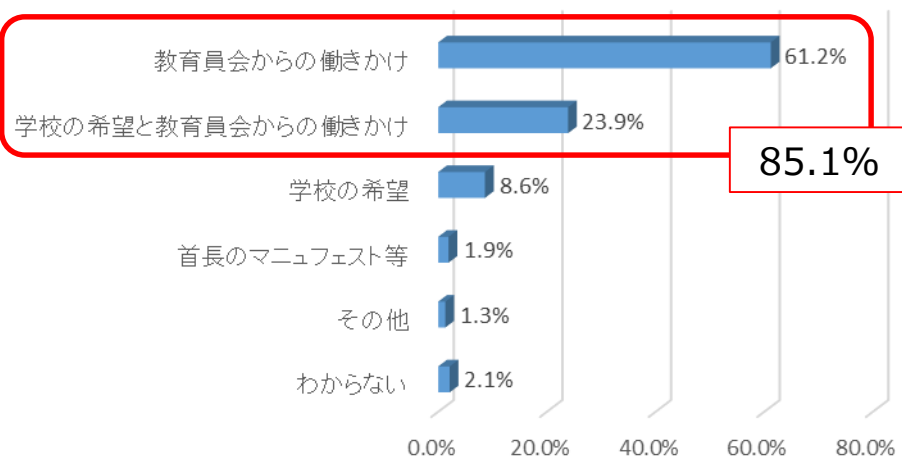


コミュニティ・スクールの設置について

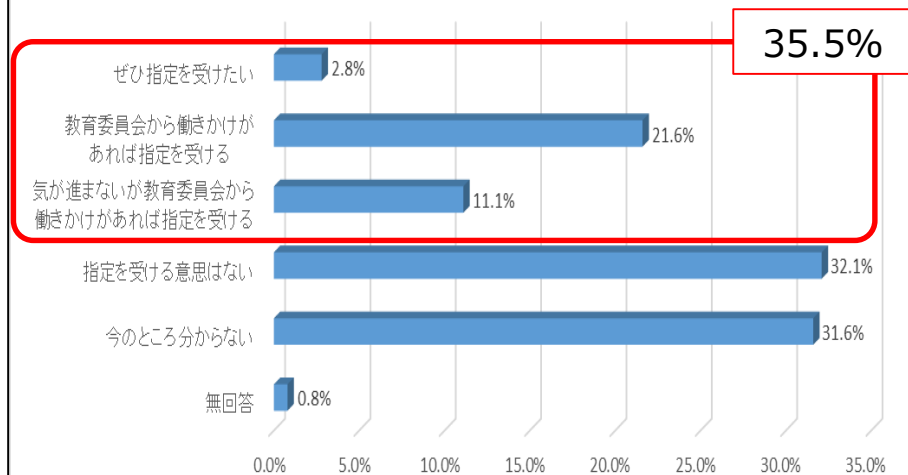
- 文部科学省の調査研究によれば、学校がコミュニティ・スクール設置のきっかけとして、「教育委員会からの働きかけ」又は「学校の希望と教育委員会からの働きかけ」と回答した学校が約 9 割。
- また、コミュニティ・スクールの未設置の学校において、設置について、学校の意思又は教育委員会からの働きかけがあれば、設置したいと考えている学校は約 4 割。

◆ 学校がコミュニティスクールを設置した理由、設置の意志

コミュニティ・スクール指定のきっかけ（択一回答）（N = 1555）

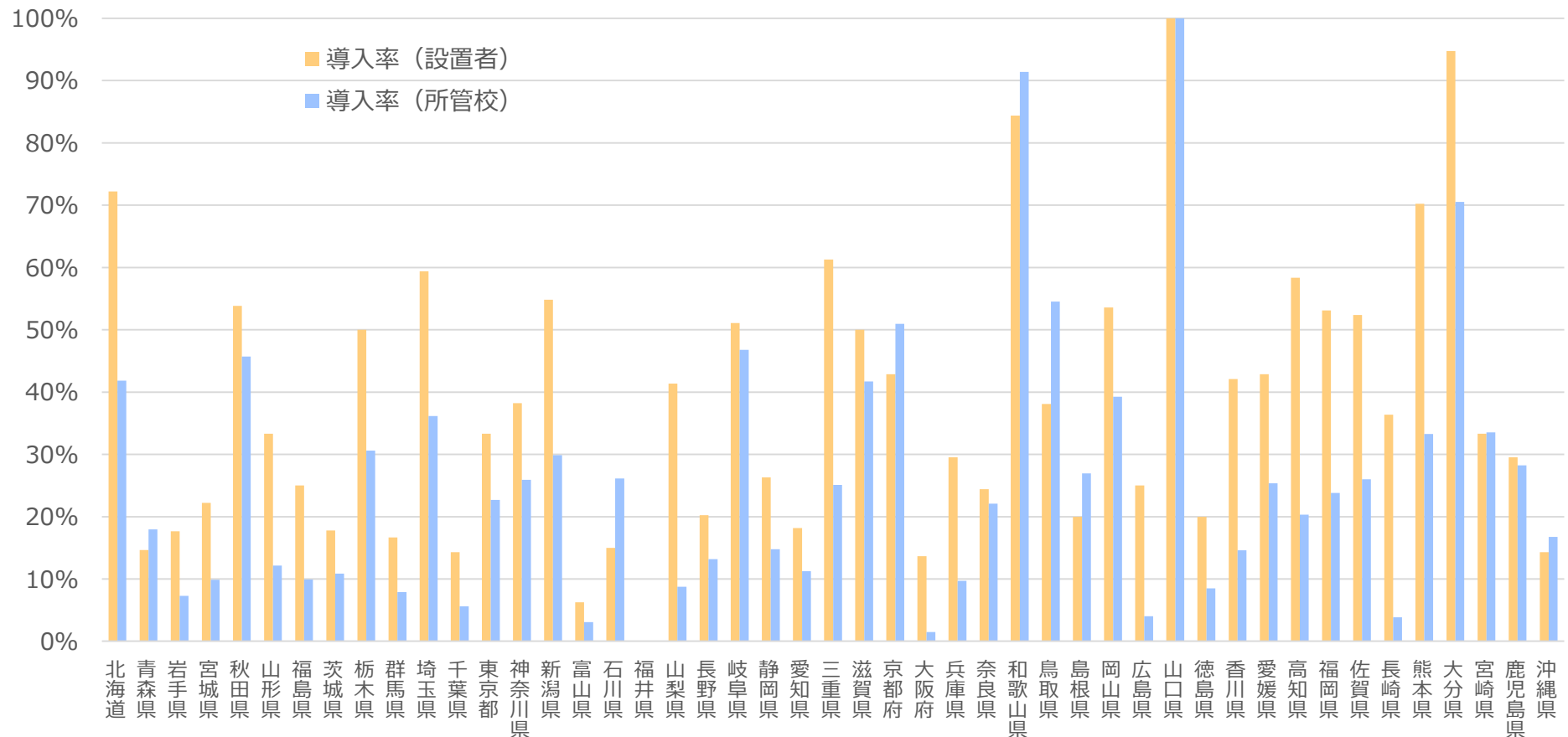


コミュニティ・スクール指定の意志（N = 1706）



コミュニティ・スクールの設置状況（都道府県別）

- 各都道府県におけるコミュニティ・スクールの設置（導入）状況はグラフのとおり。
- コミュニティ・スクールを一切設置（導入）していない都道府県もあれば、設置者及び所管学校全てに設置（導入）している都道府県もあり、その状況は様々。

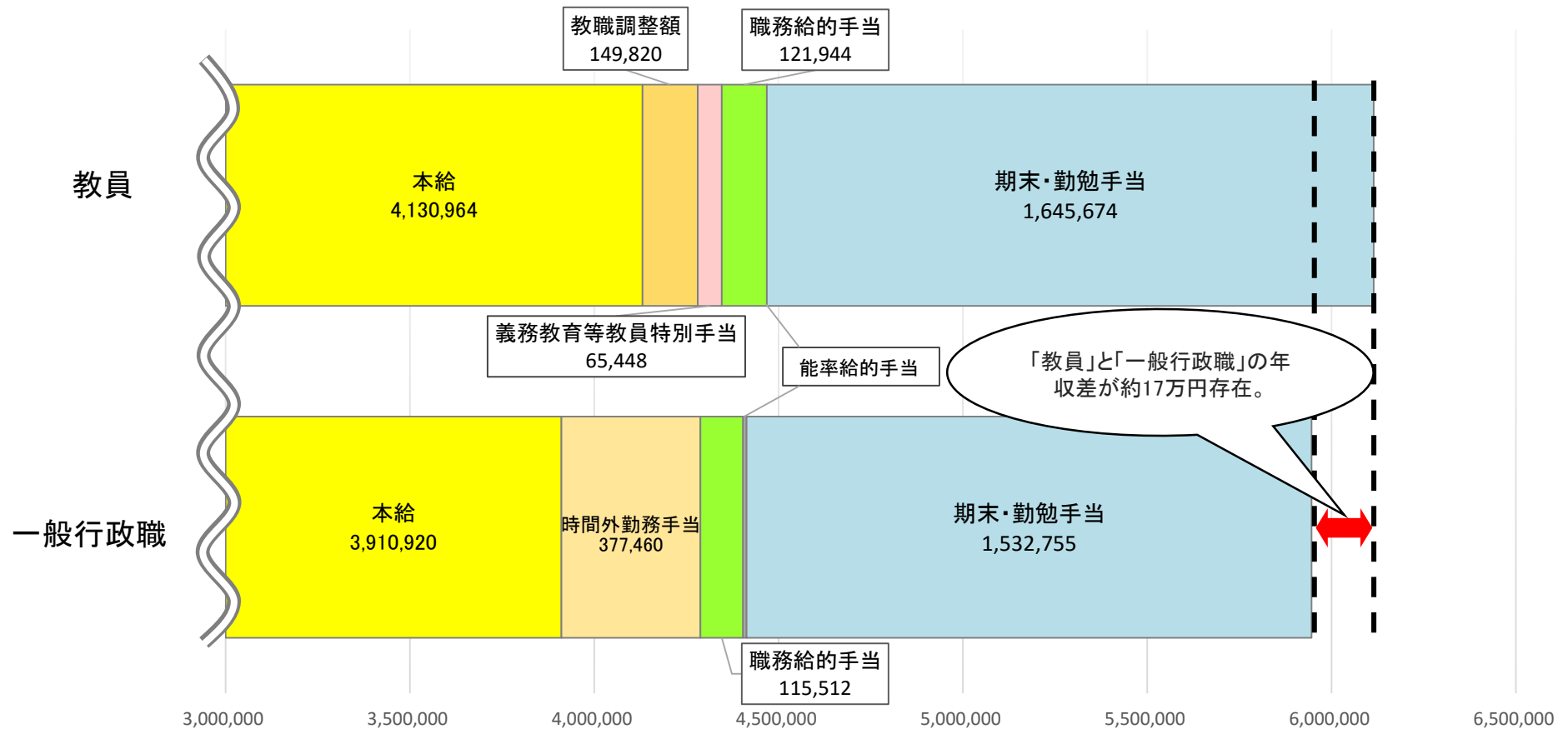


（注）上記のデータは令和元年5月1日現在のもの

（出所）文部科学省資料から作成

一般行政職と教員の年収比較（平成30年度）

- 一般行政職と教員の給与月額を比較すると、教員の給与月額が約5千円（1.2%）上回っており、月額を基に年収を試算すると、一般行政職594.6万円、教員611.4万円と、約17万円（2.8%）教員が上回っている状況。
- これは、教員の場合、期末・勤勉手当の算定基準に「教職調整額（本給×4%）」が含まれていること等による。



※ 一般行政職、教員ともに平均年齢42歳（大卒）とした場合の平均給与

事業の内容

事業イメージ

事業目的・概要

- Society5.0を生きる子ども達は、さらにその先の「未来社会の創り手」となるべく、確かな基礎学力を土台にした創造性を育む必要があります。そのため、一人ひとりの理解度・特性に対して個別最適化され、居住地域による格差のない公平な学びの環境を構築し、プログラミング教育をはじめとするSTEAM※¹ 学習の環境を構築することが必要です。
- こうした「未来の学び」を実現するためには、パソコン端末や高速通信網等の教育ICTインフラの整備と併せ、教育産業が開発を進めているEdTech※² サービスの学校等における積極的な導入を試行し、学び方改革を進める必要があります。
- 本事業では、文部科学省・総務省が行う学校ICT環境整備に関する事業と協調しつつ、カリキュラム・マネジメントを通じた新たな学び方の構築を進める学校等設置者とともにEdTechサービスの導入を進めようとする企業への補助を行うことにより、学校等設置者と教育産業の協力による教育イノベーションの普及を後押しします。

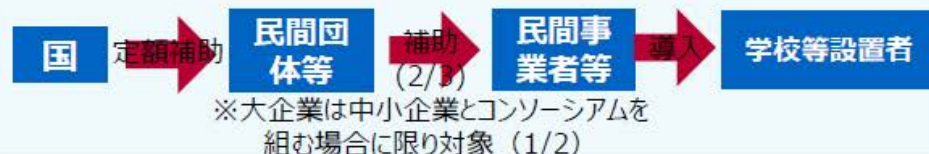
※1 STEAM: 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、リベラルアーツ・教養(Arts)、数学(Mathematics)を活用した文理融合の課題解決型教育

※2 EdTech: Education(教育)×Technology(科学技術)を掛け合わせた造語。AI、IoT、VR等のテクノロジーを活用した革新的な能力開発技法。。

成果目標

- 学校等におけるEdTech導入経費等を対象に、企業への補助を行い、次年度以降の継続活用や地域への波及を図ります。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



(出所)経済産業省作成資料

導入を支援するEdTechサービスのイメージ

(導入サービス事例のイメージ)

- AI型ドリル教材
1人1台端末環境で、個々の生徒の理解度・特性に合わせた個別最適学習を提供。算数・数学・理科等の教科で、生徒の解答内容からAIが理解度を判断し、誤答の原因と推定される単元に誘導するなど一人一人の理解を助ける最適な出題で学びを支援する教材。
- オンライン型英語教材
オンライン環境で外国のネイティブスピーカーによる質の高い英作文添削指導を実現。地域や担当教員の資質等の制約を受けない、質の高い学びを提供。
- 校務等業務効率化ツール
書類作成やデータ管理など、学校・教員の様々な業務をシステム導入・デジタル化により効率化。
※これら教員ツールのみでの申請は不可。
生徒が活用するツールの導入必須。



一人一人の進捗は可視化されきめ細やかなケアが可能に

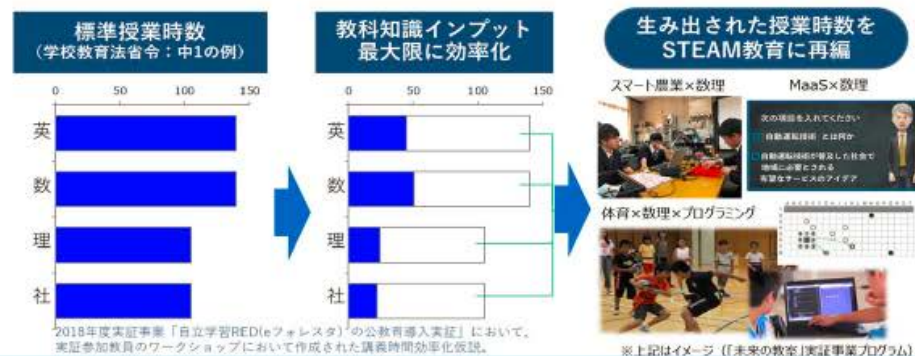


ネイティブ話者による質の高い添削を個々の生徒に合わせて提供



教員負担の軽減を通じて生徒の学びの質を向上

(EdTech活用によるカリキュラム・マネジメントのイメージ)



事業の内容

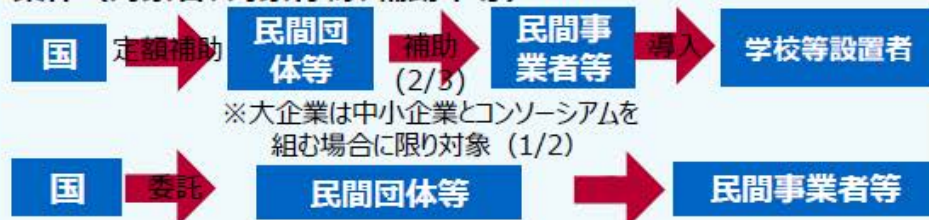
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による休校措置をきっかけに、学校に登校できない環境下での学習環境を早期に構築する必要性が、広く共有されました。
- 休校特別企画「#学びを止めない未来の教室」にも、多数のEdTech（デジタル技術を活用した教育コンテンツ・サービス）の提供事業者が参画し、無償体験期間に、EdTechを活用した新しい学び方を体験する生徒・教師・保護者が急増しています。
- 本事業では、EdTechを用いて学習スタイルを転換したい学校等への導入実証を、学校等による費用負担が生じない形で進めるべく、導入実証を行うEdTechサービス事業者を補助します。
- また、市販のEdTechの水準を超える、質の高いSTEAM（文理融合型・探究型）オンライン学習教材等の開発を加速します。

成果目標

- 学校等におけるEdTech導入経費等を対象に、企業補助を行い、次年度以降の継続活用や地域への波及を図ります。
- また、課題解決力・創造性を育むオンライン学習教材の開発を促進し、全国展開を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



（出所）経済産業省作成資料

事業イメージ

(1)市販EdTechの学校等への試験導入支援

※令和元年度補正予算「EdTech導入実証事業」の拡充

（導入サービス事例のイメージ）

- デジタルドリル型問題集
1人1台端末環境で、生徒の学習履歴に基づき、アルゴリズムにより個々の生徒の理解度に合わせた問題を提示。教員の業務負担軽減を同時に実現。
- 協働学習・反転授業支援ツール
生徒がお互いの回答を一覧で閲覧できたり、教員が生徒の学習状況をリアルタイムに把握しながら、一斉授業だけでなく、協働学習、反転授業を実現。
- プログラミング教育支援ツール
Webデザインやプログラミング等を、ソフトウェア中のガイダンスに従いながら学ぶことができ、また、1人の教員が複数の生徒を同時に指導することが可能。



デジタルとアナログの組み合わせをしながら授業を進めることが可能



生徒がお互いの回答を一覧で閲覧・コメントし、協働学習等が可能



キャラクターの指示に従うことで個別に学習を進める事が可能

(2)更に良質な学習コンテンツの開発

※令和2年度当初予算「学びと社会の連携促進事業」の拡充

- STEAM（文理融合型・探究型）オンライン学習教材等の開発を、学校・教育産業・大学等研究機関・産業界のオープンイノベーションで加速。

（イメージ）

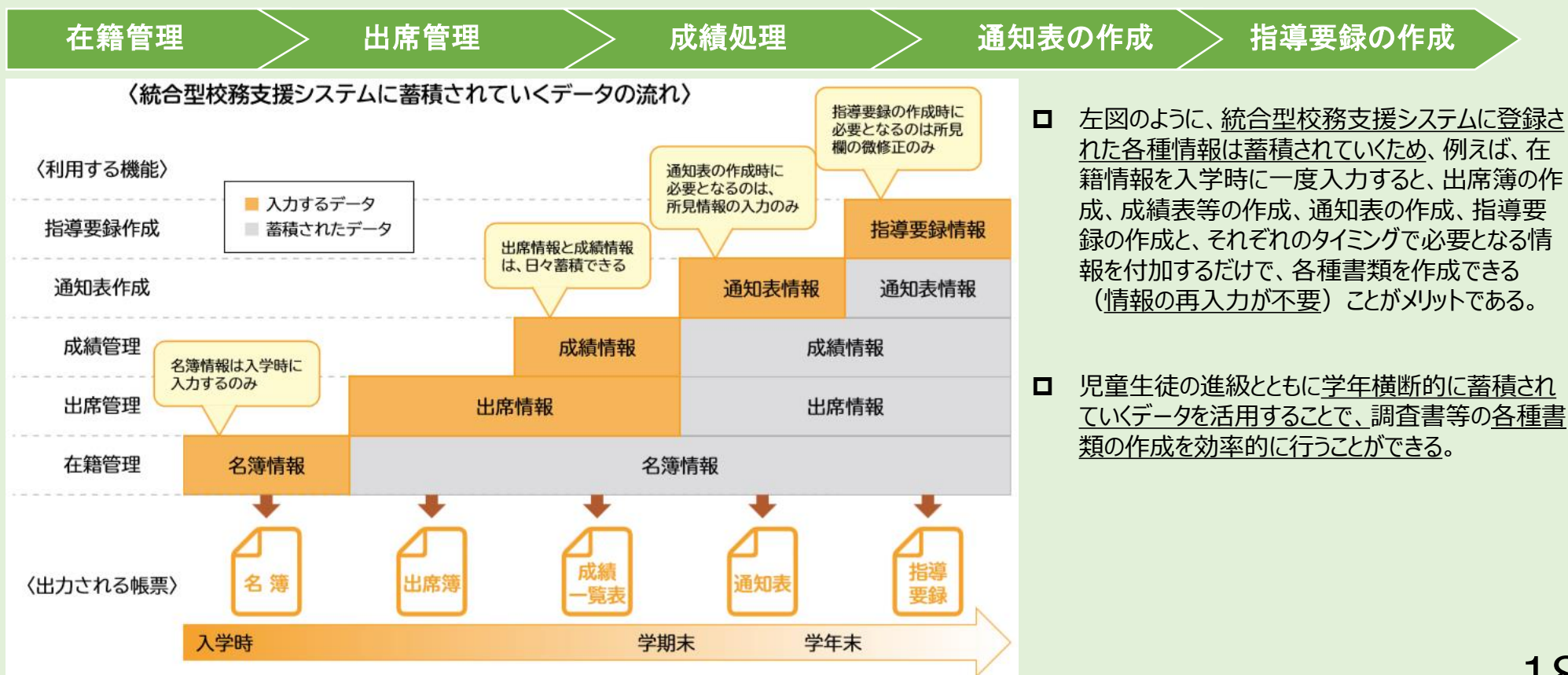
- 先端科学や社会課題等の探究課題に関する解説動画や教師・外部講師による講義資料の共有、様々な学校に所属する生徒達による意見の書き込みやプレゼンテーション共有による協働型の探究学習プラットフォームの構築等



統合型校務支援システムの概要

- 「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのこと
- 教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とし、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効である。
- 小規模自治体の負担や、教員の異動等を踏まえると、教員の業務負担軽減に向けては、都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進が有効。

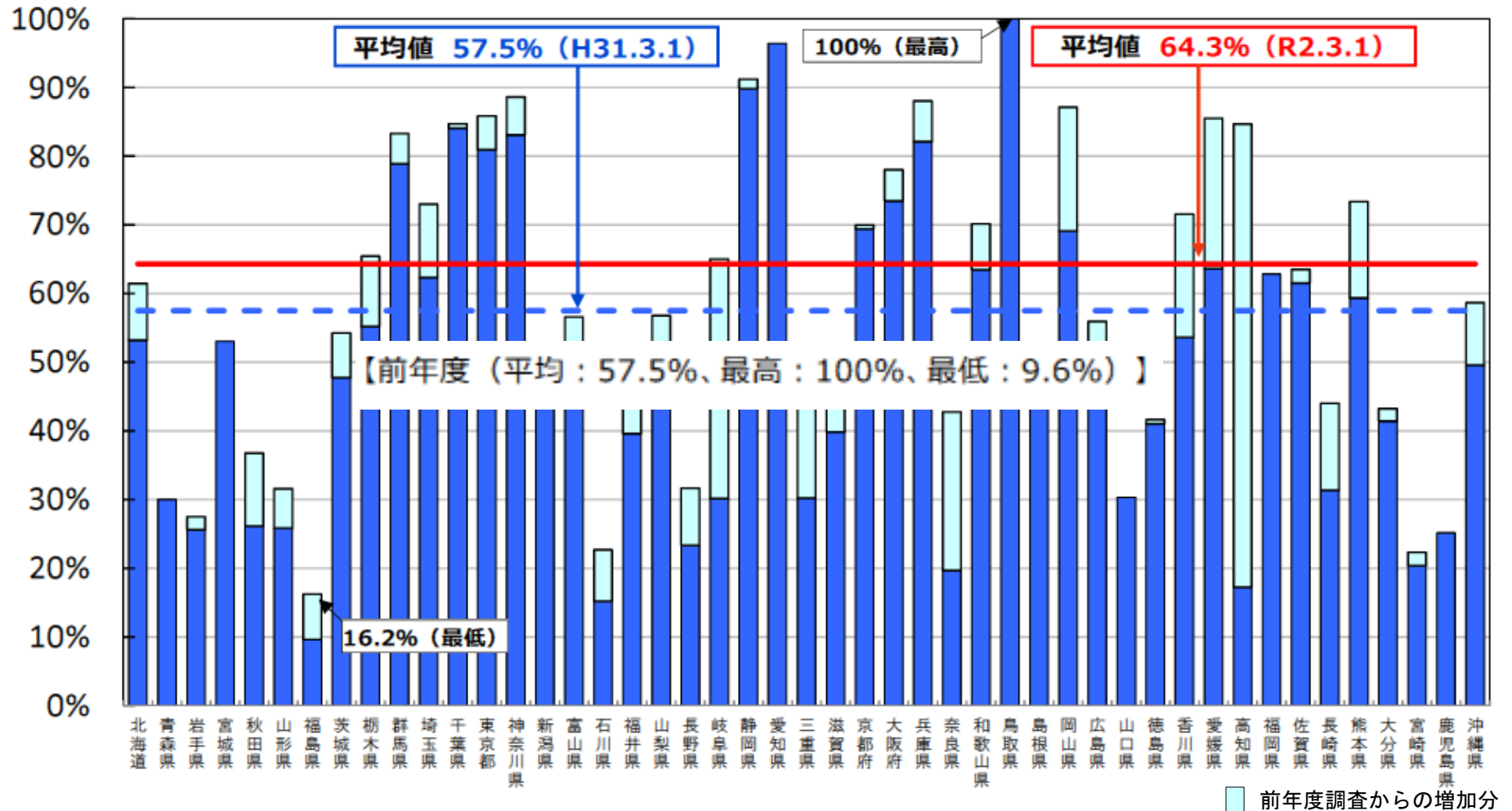
【統合型校務支援システムの活用例（在籍管理から指導要録の作成まで）】



統合型校務支援システムの整備状況

- 統合型校務支援システムで情報管理している学校は約 64.3 %

【前年度（平均：57.5%、最高：100.0%、最低：9.6%）】

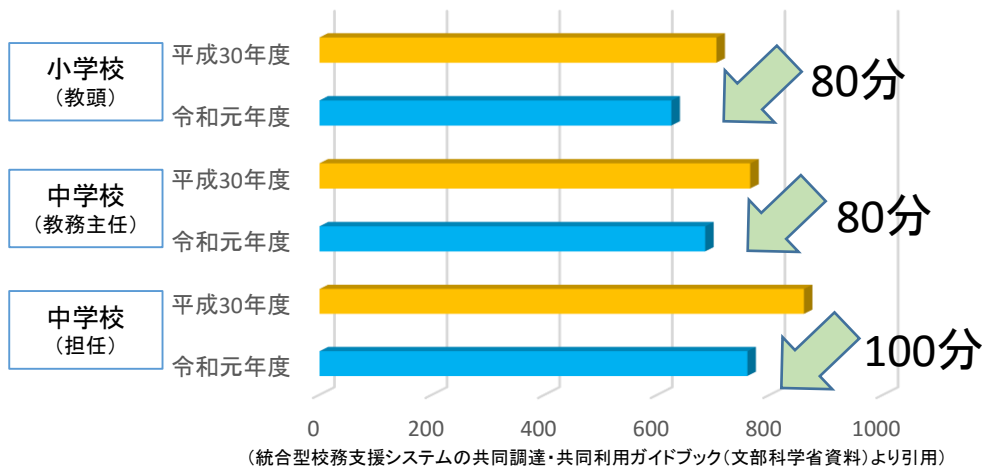


※「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう。
 ※ 統合型校務支援システム整備率については、統合型校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値である。

校務・学習情報等をシステム連携し、一元的に管理・運用すべき

- 統合型校務支援システム※は、教職員の業務効率化を図る観点で有効であり、システム導入による効果測定において、業務時間が短縮される実証結果が出ている。
※教務系、保健系、学籍系、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのこと。
- 統合型校務支援システムと学習系のシステム等を連携し、データセンターで一元的に管理・運用することで、教員は端末一台で各ネットワークへ接続が可能となることから、業務効率化・負担軽減に資すると考えられる。

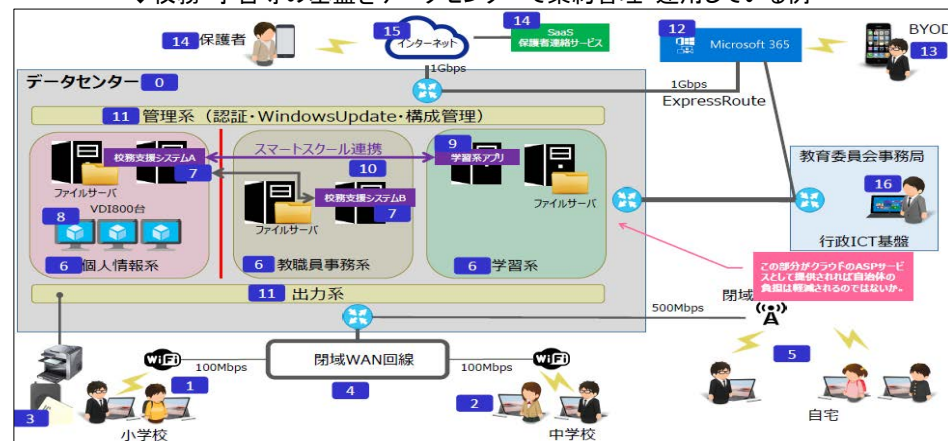
◆令和元年度「統合型校務支援システム導入実証事業」実施による効果測定結果



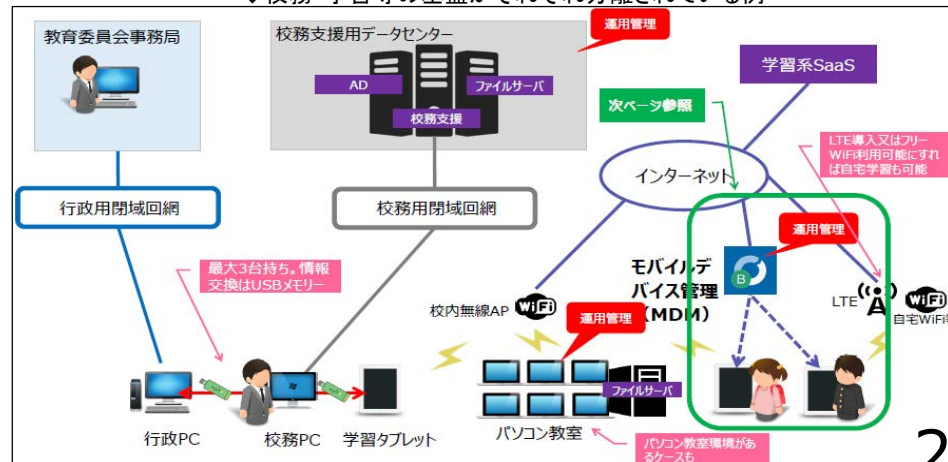
上記グラフは、校種別・属性別で一日一人あたりの平均業務時間を表したものの(具体的には、「授業」「授業準備」「部活動・クラブ活動」「学校行事」「会議」といった教員の勤務実態を把握し積み上げたもの)

資料上部のメッセージほか、共同調達で統一した仕組みを導入することで、**小規模自治体にとって導入時の費用はもちろんのこと、調達や広告、審査などを個別に行う必要がなくなるなど、時間的事務的なコストメリットも大きい**と考えられる
また、都道府県内で同じ統合型校務支援システムを利用することで、「**異動教職員の負担軽減**」、「**転校先・進学先への児童生徒情報の共有**」、「**教育委員会と学校との情報共有**」、「**事務手続きの負担軽減**」といった効果が期待される

◆校務・学習等の基盤をデータセンターで集約管理・運用している例



◆校務・学習等の基盤がそれぞれ分離されている例



(出所)教育再生実行会議初等中等教育WG【資料3】(渋谷区資料)より

校務にRPAの導入を行い、業務を効率化すべき

- RPA（※）の導入を含めた校務（学校事務）の電子化を進め、業務効率化を図るべき。

（※）RPA（Robotic Process Automation）とは

人事・経理・総務・情報システムなどバックオフィスの事務・管理業務等をソフトウェアに組み込まれたロボットが代行する仕組みのこと。
定型業務をミスなく的確に遂行でき、ルール化しやすい業務、繰り返しの多い業務、P Cのみで完了する業務等に効果的。

校務（学校事務）・・・

「成績処理」、「通知表作成」、「時間割作成」、「転出入関連事務」、
「出欠管理」、「保健関係事務（健康観察等）」、「各種報告書作成」等

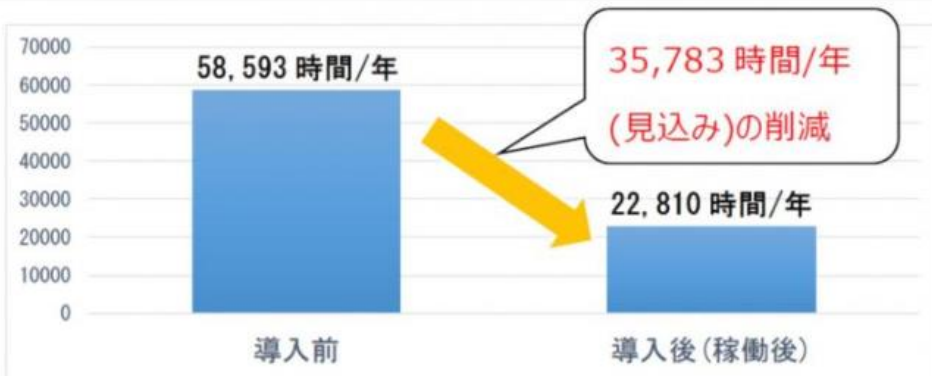


画像引用元: 文部科学省HP内

◆茨城県の導入例

茨城県では、ICTを活用した業務の生産性向上や働き方改革の一環として、RPAを令和元年度から本格的に導入。

20業務※へRPAを導入し、**職員の業務時間35,783時間／年（見込み）の削減効果**が得られた。（中でも「県立学校教職員の出張旅費の入力業務」において16,354時間／年の削減ができた。



年間 20 業務で **35,783 時間/年**（見込み）を削減

※「県立学校教職員の出張旅費の入力業務」「県立学校への予算令達業務」「不動産取得税の税務情報入力業務」「小中学校非常勤講師の給与支払業務」など

引用元: 茨城県HP

◆玉川学園（東京都町田市）での検証例

（株）エデュース（私学出資企業）が玉川学園及びNTTデータの協力のもと、RPAツール「WinActor」を使用し、学校現場での実証実験を行った結果、事務作業が大幅に削減されることが証明された。

具体的には、経理部と人事部の2部署2業務を対象にRPAによる業務自動化の検証を行い、システム操作やMicrosoft Office製品操作などの現在の業務をRPAに置き換えたところ、**業務時間が50%短縮される結果**となり、担当者は処理結果の確認や後続処理のみに時間を割くだけで良くなった。

（例）日次業務の入金情報消込処理に関する業務
現状 RPA適用時



引用元: (株)エデュースHP

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき 次世代の 学校・ 教育現場

- ✓ **学びにおける時間・距離などの制約を取り払う** ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ **個別に最適で効果的な学びや支援** ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ **プロジェクト型学習を通じて創造性を育む** ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ **校務の効率化** ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ **学びの知見の共有や生成** ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～

児童生徒の端末整備支援

- **「1人1台端末」の実現** **2,973億円**
国公立の小・中・特支等義務教育段階の**児童生徒が使用するPC端末整備**を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額(上限4.5万円) **令和元年度 1,022億円**
私立：1/2(上限4.5万円) **令和2年度1次 1,951億円**

- **障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備** **11億円**
視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる**障害に対応した入出力支援装置の整備を支援**
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額、私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備

1,367億円

- 小・中・特別支援・高等学校における**校内LAN環境の整備を支援**
加えて電源キャビネット整備の支援 **令和元年度 1,296億円**
対象：国・公・私立の小・中・特支、高等学校等 **令和2年度1次 71億円**
公立、私立：1/2、国立：定額

G I G Aスクールサポーターの配置

105億円

- 急速な学校ICT化を進める自治体等の**ICT技術者の配置経費を支援**
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
国立：定額、公私立：1/2 **令和2年度1次 105億円**



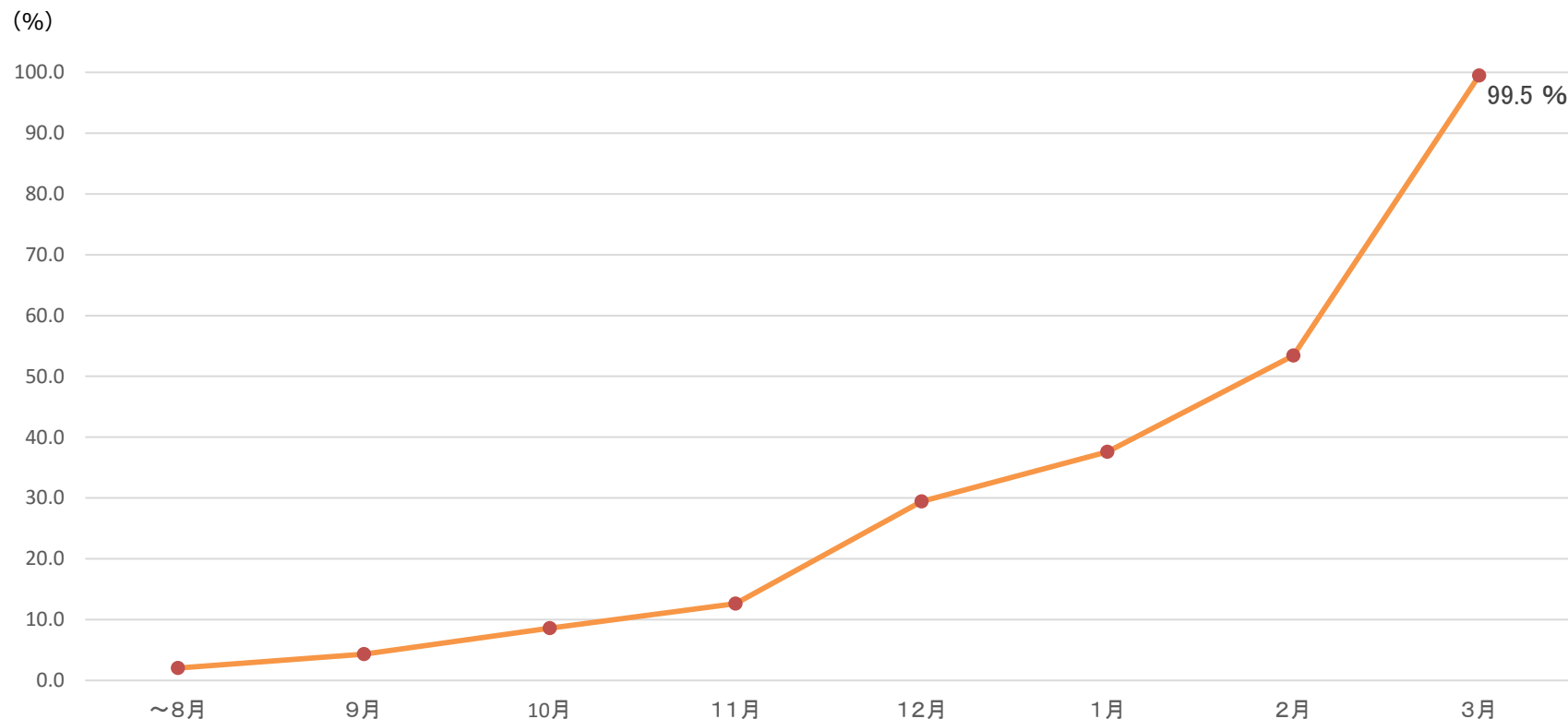
緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

- **家庭学習のための通信機器整備支援** **147億円**
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援**
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）
- **学校からの遠隔学習機能の強化** **6億円**
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援**
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
公私立：1/2（上限3.5万円）、国立：定額（上限3.5万円）
- **「学びの保障」オンライン学習システムの導入** **1億円**
学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**プラットフォームの導入に向けた調査研究**

学校ICT化の現状（整備率）

- GIGAスクール構想の実現に向けた一人一台端末の整備については、年度内にほぼ完了予定。

◆ GIGAスクール構想の実現に向けた一人一台端末の納品完了時期



	8月までに 納品済み	年内予定[496自治体(27.4%)]					年度内予定[1,271自治体(70.2%)]			
		9月	10月	11月	12月	その他	1月	2月	3月	その他
全国	37 (2.0%)	42 (2.3%)	78 (4.3%)	73 (4.0%)	271 (15.0%)	32 (1.8%)	149 (8.2%)	287 (15.8%)	704 (38.9%)	131 (7.2%)
(参考) うち13都道府県	17 (2.3%)	15 (2.0%)	26 (3.5%)	26 (3.5%)	123 (16.6%)	13 (1.8%)	70 (9.5%)	117 (15.8%)	268 (36.3%)	63 (8.5%)

(出所)文部科学省資料（GIGAスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況（8月末時点）について（速報値）（令和2年9月））より

閣議決定等

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)【抜粋】

第二条

学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第五条

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)【抜粋】

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

① 初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、安心・安全な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。デジタル教科書・教材・コンテンツの開発・活用、外部人材の拡充・ネットワーク化等を通じ、国・地方が一体となってGIGAスクール構想を加速し、児童生徒1人1台端末、必要な通信環境の整備、効果的な遠隔・オンライン教育を早期に実現する。教師のICT活用指導力の伸長、ICT活用方法等の支援、学習成果重視への評価の転換、ICTの活用等を含めた特別支援教育、いじめ・不登校への対応、全ての児童生徒に対する個別最適化された学習計画の作成、教育データの標準化・利活用を進める。

…(略)…

新学習指導要領におけるアクティブ・ラーニングや情報活用能力の育成、GIGAスクール構想の効果検証・分析を普段に進め、新たな評価手法の確立、成果や課題の見える化、EBPMやPDCAの取組も通じて、改革の徹底と質の向上を推進する。

成長戦略実行計画2020(令和2年7月17日閣議決定)【抜粋】

第9章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

1. これまでの対応

(3) 強靱な経済構造の構築

② テレワーク、遠隔教育などICT等による非接触・遠隔サービスの活用

新型コロナウイルス感染症により、仕事でも家庭でもライフスタイルの急激な変化が余儀なくされた。テレワークや宅配サービス等は使い続け、元には戻らないという不可逆的な変化が生じている。我が国の産業が、こうした変化に的確に対応していくことができるよう、ポスト・コロナの社会にマッチした業態変換を後押しする施策、規制改革について検討する必要がある。

感染拡大防止の観点からも、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を促進するため、以下の施策を講じていく。

(b) オンライン教育・オーダーメイド型教育(ギガスクール)

昨年12月に閣議決定した経済対策で、全ての小学生・中学生に一人一台のIT端末をそろえることとしたが、これに併せて、ソフト面の改革が不可欠である。一人一台端末の前倒し実現と併せ、教育内容、コンテンツ、ソフト面の見直しを進めるとともに、多様な人材を育てていく。あわせて、データ流通社会の基盤として、SINETの積極的活用を図る。具体的には、

- i. 現行制度(学校教育法施行規則)においては、各教科につき、学年ごとの標準となる授業時間を定めている(標準授業時数)。先端技術の活用(例:AIドリル)により個別最適化した学びが可能となることを踏まえ、教科毎の標準的な年間の授業時間にかかわらず、特定科目の授業時間を柔軟に増減できるよう検討を進める。
- ii. 学校が、無料で様々なソフトウェアを試験導入できるよう支援を行う。
- iii. STEAM学習を進める上で、具体的な課題を提示し、教科横断的な学習をするためのコンテンツを開発する。
- iv. 学習者用デジタル教科書の使用については、現行制度(学校教育法施行規則に基づく告示)上、各教科の授業時数の2分の1未満との基準があるが、1人1台端末環境の整備も踏まえ、総授業時数の2分の1未満とするなどの見直しを図る。

学校ICT化に係る政府方針

統合イノベーション戦略2020【抜粋】

第Ⅱ部 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による我が国の難局への対応

第2章 具体的施策

3. デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進と強靱で持続可能な社会・経済構造の構築 ～反転攻勢と社会変革～

①デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- AI戦略も踏まえ、2019年に提示された「GIGAスクール構想」の加速を進め、児童生徒1人1台端末の整備、家庭でも繋がる通信環境の整備、ICT活用のための人材の充実などを通じて学校教員による遠隔・オンラインでの指導や面談等を実施できる環境を整備する。
- 初等中等教育機関のみならず、高等教育機関においても、遠隔授業の環境構築を加速することにより、自然災害や感染症拡大によって高度専門人材育成が停滞しないよう努める。【文】
- 在宅教育を促進するオンライン・コンテンツの開発も含み、EdTechの学校等への導入を加速させるとともに、学校内外における児童生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログや健康状態等について、転校や進学等にかかわらず継続的にデータ連携や分析を可能にするための標準化や利活用、クラウド活用を基本とするICT環境の整備、個人情報保護等についての基本方針提示を、それぞれ推進する。【内閣官房、個人、総、文、経】

第Ⅲ部 各論

第2章 知の創造

(4)イノベーション人材の育成

② 目標達成に向けた施策・対応策

<初等中等教育段階を中心としたSTEAM・AIリテラシー教育等の推進>

《データ・AIリテラシー教育等の推進・環境整備》

- 現職教員に対して、数理・データサイエンス・AIリテラシー向上のための学習の機会を提供する。【文】
- 新学習指導要領の全面実施に当たり、小中学校におけるプログラミング教育及び高等学校における情報科目教育を全国で確実に実施できるよう、教員養成、現職教員のリカレント教育、外部人材登用(博士課程学生・ポスドク人材・エンジニアやデータサイエンティスト等の社会の多様な人材や、ICTに精通した人材等)を推進する。【文、経】
- GIGAスクール構想が実現する環境の下で、一人でも多くの児童生徒がICT・EdTechを活用する機会を創出し、実社会で必要となる知識・技能、思考力・判断力・表現力等を学習する環境を整備する。【内閣官房、総、文、経】

第5章 戦略的に取り組むべき基盤技術

(1)AI技術

② 目標達成に向けた施策・対応策

<初等中等教育段階を中心としたSTEAM・AIリテラシー教育等の推進>

- 現職教員に対して、数理・データサイエンス・AIリテラシー向上のための学習の機会を提供するとともに、教員養成における数理・データサイエンス・AI教育の関連カリキュラムの導入等を検討し実施する。【文】
- 新学習指導要領の全面実施に当たり、小中学校におけるプログラミング教育及び高等学校における情報科目教育を全国で確実に実施できるよう、教員養成課程や現職教員の研修を充実する。【文】
- 学校内外における児童生徒の学びやプロジェクトの記録を保存する学習ログや健康状態等について、転校や進学等に関わらず継続的にデータ連携や分析を可能にするための標準化や利活用を進めるとともに、クラウド活用を基本とするICT環境の整備、個人情報保護等についての基本方針提示を加速させる。【内閣官房、個人、総、文、経】
- GIGAスクール構想が実現する環境の下で、一人でも多くの児童生徒がICT・EdTechを活用する機会を創出し、実社会で必要となる知識・技能、思考力・判断力・表現力等を学習する環境を整備する。【内閣官房、総、文、経】

学校数及び児童生徒数について

- 児童生徒数の減少数ほど小中学校数は減少していない。

公立小学校

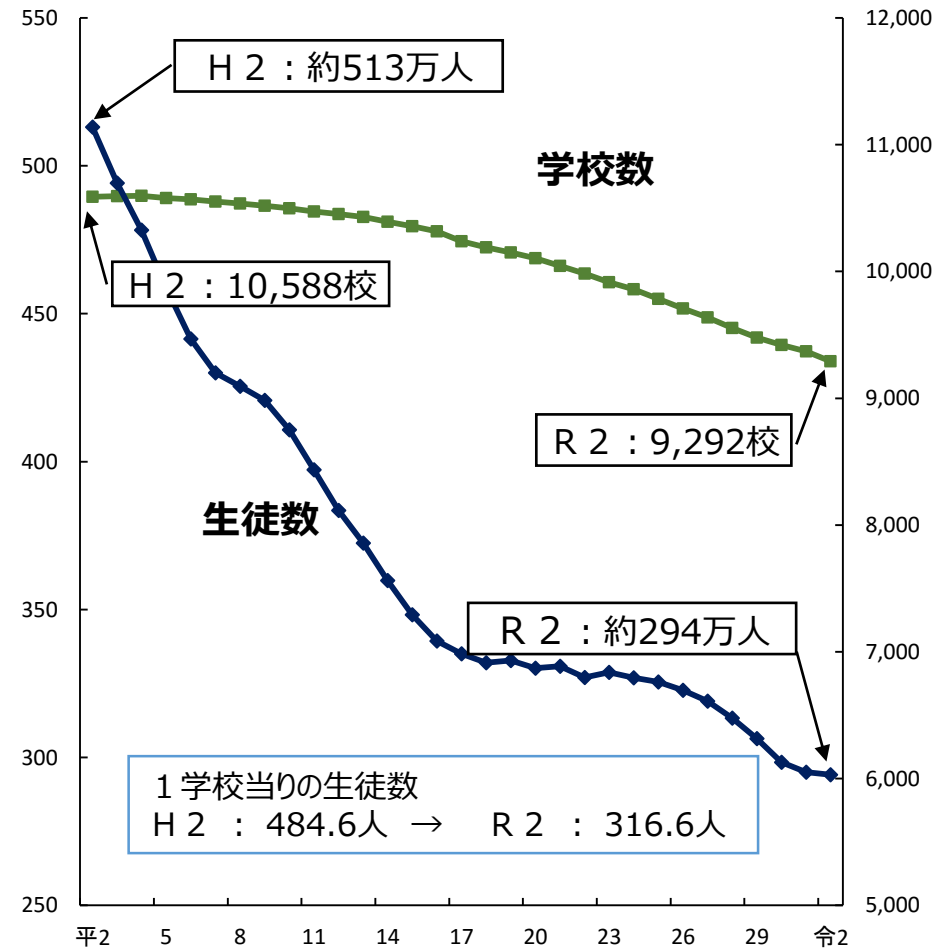
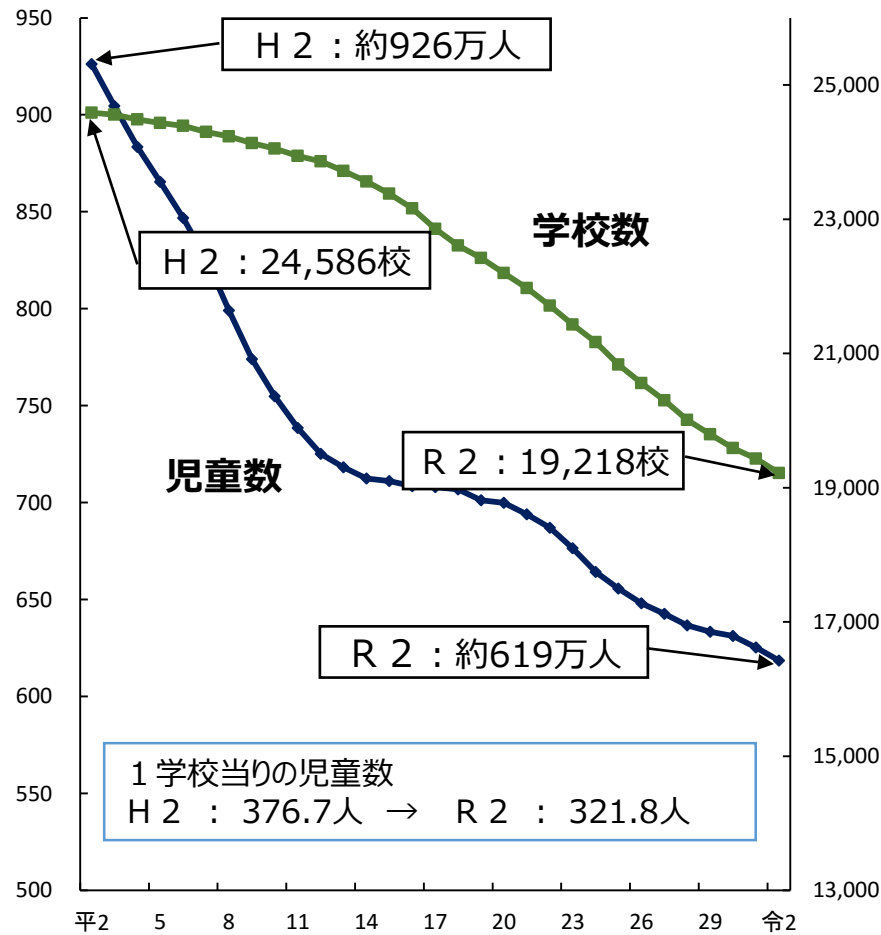
公立中学校

(児童数：万人)

(学校数：校)

(児童数：万人)

(学校数：校)



インフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国] 技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等] 維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業] 入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

0. 総論

1. 義務教育

2. 高等教育

(1) 国立大学

(2) 私立大学

(3) 教育費負担の軽減

3. 科学技術

4. スポーツ・文化

国立大学法人化以後の流れ

《国立大学法人化の意義》

- ・自律的・自主的な環境の下での国立大学活性化
- ・優れた教育や特色ある研究に向けてより積極的な取組を推進
- ・より個性豊かな魅力ある国立大学を実現

《国立大学を取り巻く環境の変化》

- ・グローバル化
- ・少子高齢化の進展
- ・新興国の台頭などによる競争激化

第2期中期目標期間

(平成22～27年度)

法人化の長所を生かした改革を本格化

第1期中期目標期間

(平成16～21年度)

新たな法人制度の「始動期」

国立大学法人
スタート

大学改革実行 プラン

(平成24年6月)
社会の変革のエンジンとなる大学づくり
・大学の機能再構築
・大学ガバナンスの
充実・強化

改革加速期間

- ・グローバル化、
- ・イノベーション創出、
- ・人事・給与システムの
弾力化 など

国立大学改革プラン (平成25年11月)

自主的・自律的な改善・
発展を促す仕組みの構築
強み・特色の重点化
グローバル化
イノベーション創出
人材養成機能の強化

ミッションの
再定義

持続的な“競争力”を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

第3期中期目標期間

(平成28年度～)

機能強化の推進

- ・地域貢献、専門分野、卓越性等3つの重点支援枠
- ・学長裁量経費の導入

基盤的経費の確保・資産の有効活用等

- ・平成29年度予算**運営費交付金等対前年度25億円増**
- ・平成30年度予算**運営費交付金等対前年度同額**
- ・学生への修学支援事業に対する国立大学への**個人寄附への税額控除導入**(平成28年度税制改正)
- ・土地等の第三者貸付対象の範囲拡大(**国立大学法人法改正**)
- ・寄付金等の運用対象の拡大(**国立大学法人法改正**)
- ・評価性資産の寄附に係る非課税要件緩和(平成30年度税制改正)

「社会変革のエンジン」として
知の創出機能を最大化

国立大学経営力戦略

未来の産業・社会を支えるフロンティア形成

- ✓ **指定国立大学法人制度を創設**し、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき大学を運営(**国立大学法人法改正**)
- ✓ 世界最高水準の教育力と研究力を備え、人材交流・共同研究のハブとなる**卓越大学院(仮称)を形成**
- ✓ 優れた若手研究者が安定したポストにつながら、独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするため、「**卓越研究員制度を創設**」

平成16年度

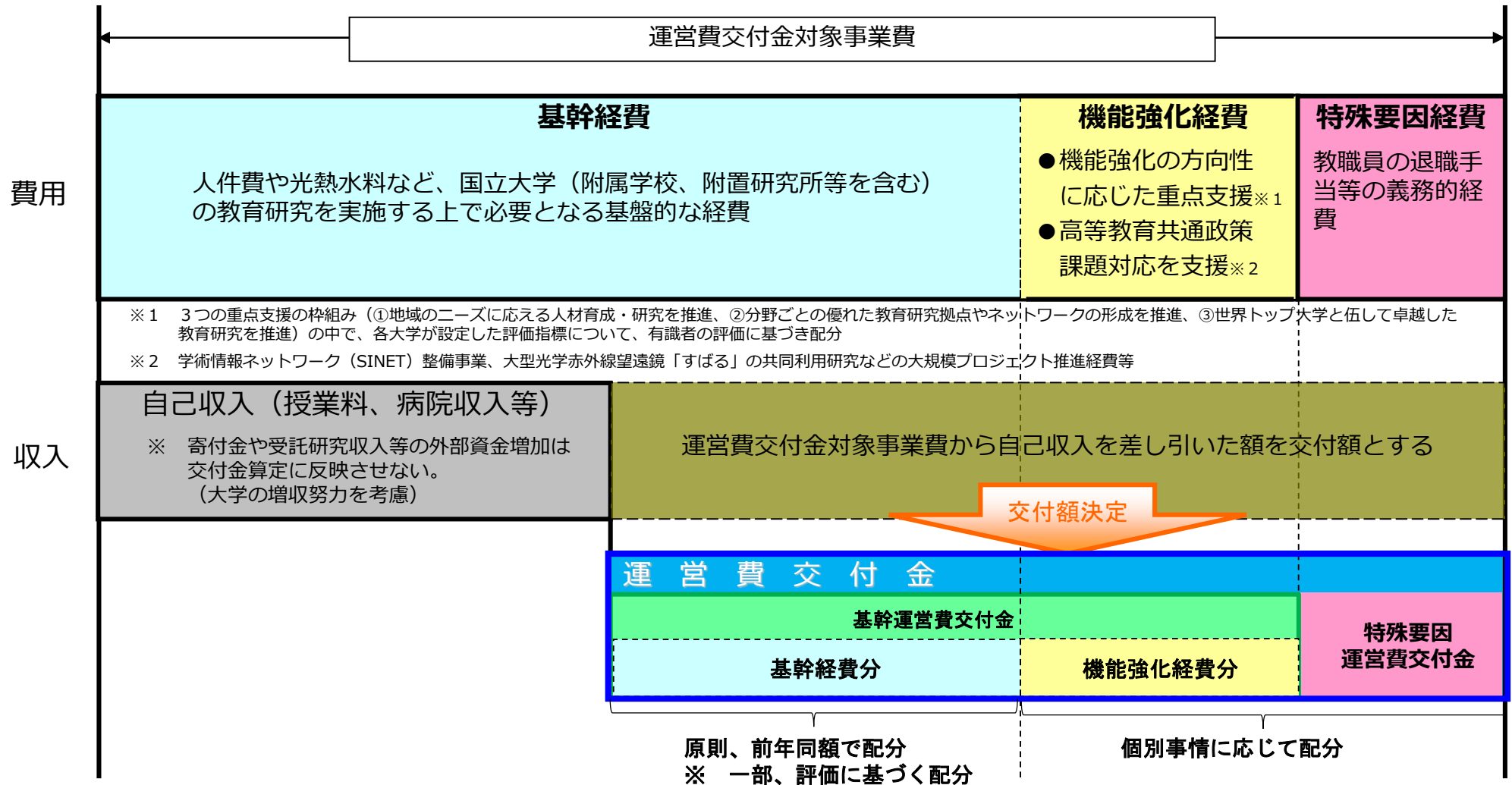
平成22年度

平成25年度

平成28年度

国立大学運営費交付金について

- 人件費・物件費を含めて「渡し切り」で措置される交付金。
- 大宗を占める基幹経費分は、原則、前年同額で配分。（一部、評価に基づく配分を導入（後述））



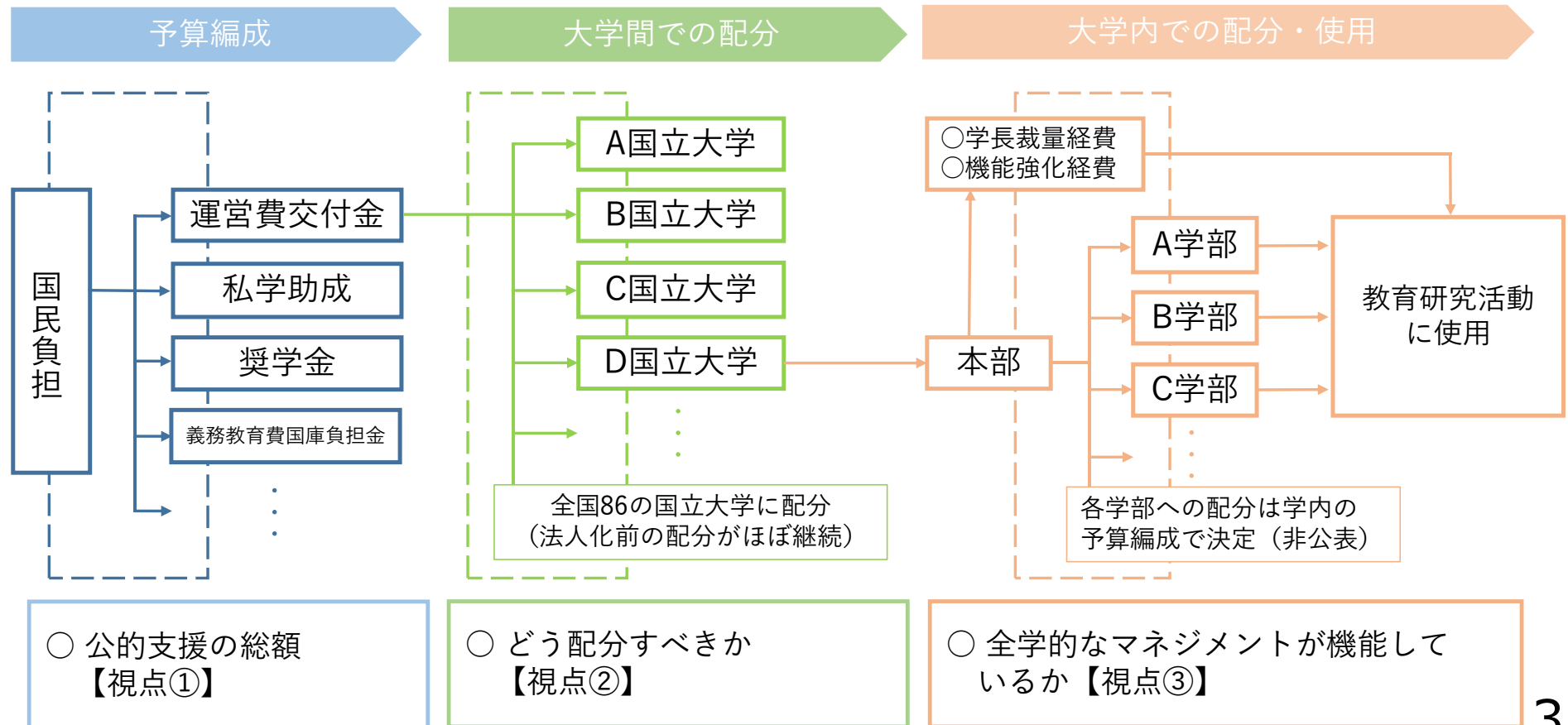
国立大学法人への公的支援

- 国立大学の教育・研究に関して、運営費交付金の「総額」だけが論点にされがちであるが、運営費交付金は、

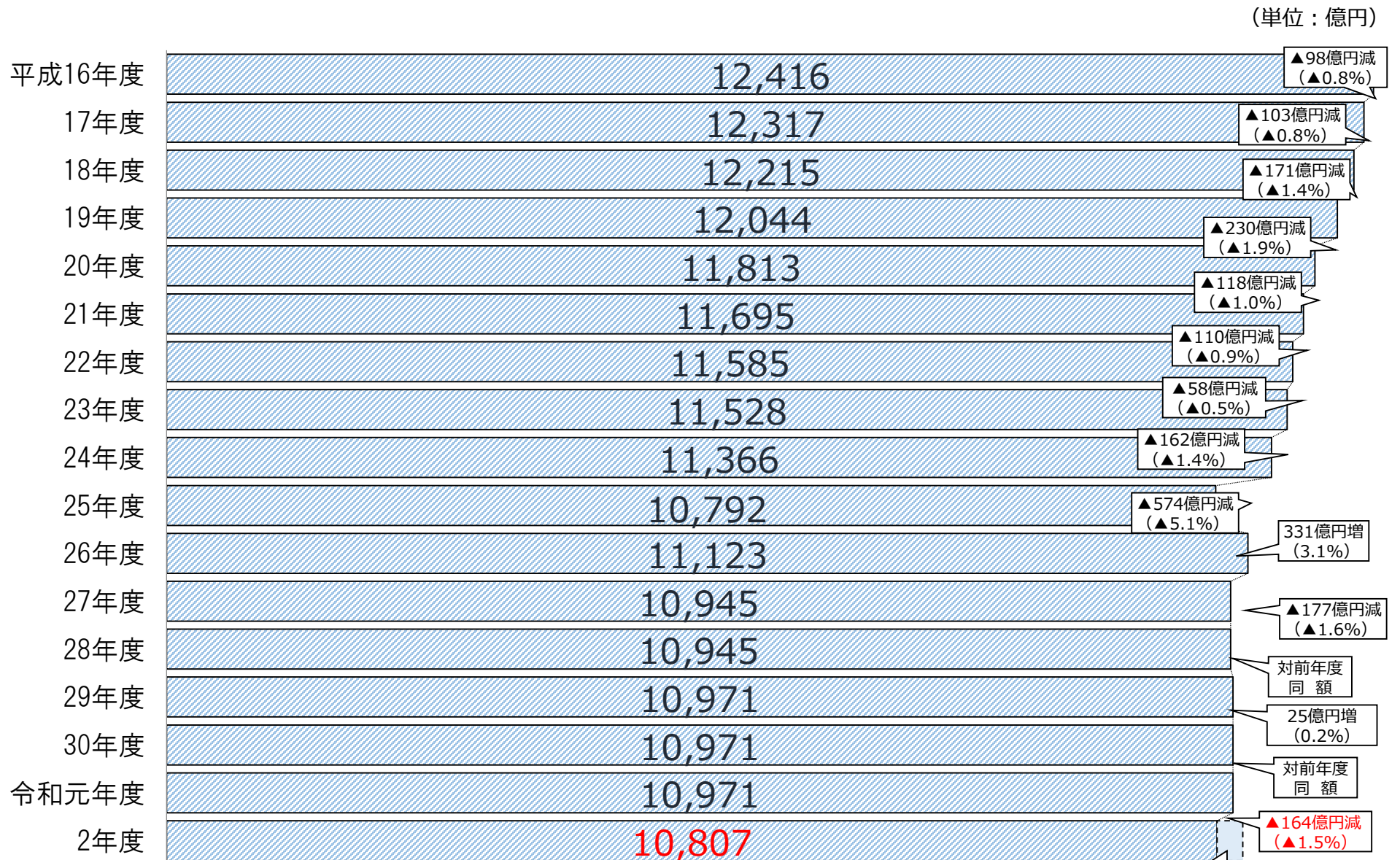
① 全国86の国立大学に配分され

② 各大学内部において、本部→学部等→研究室等へと配分される。

運営費交付金が、国立大学の教育・研究の質の向上につながる「配分（使い方）」となっているのかが重要な論点ではないか。



国立大学法人運営費交付金等の予算額推移



高等教育修学支援新制度の
授業料等減免分（内閣府計上）264億円

国立大学への公的支援の全体額は約440億円増加

- 国立大学法人化以降、国立大学の運営費交付金等が約1,400億円減少したとの指摘がある。しかしながら、このうち、
 - ・ 附属病院が黒字化したことによる「病院赤字補てん金」の解消、
 - ・ 退職者の減に伴う「退職手当」の減
 は、教育研究とは直接関係のないものの減少。
 これらの特殊要因を除くと、実質的には▲420億円（▲5.5%）の減に留まる。
- 一方、補助金等は約860億円増加している。
- したがって、国立大学に対する教育研究向けの公的支援は実質的には約440億円増加している。



「退職手当」：「退職手当」は、法人化時点で雇用されていた教員（及びその承継教員）については、退職時に国が退職金相当額を交付することとしていたもの。

退職者の増減に応じて毎年度変動。法人化当初の大量退職が落ち着くとともに漸減。

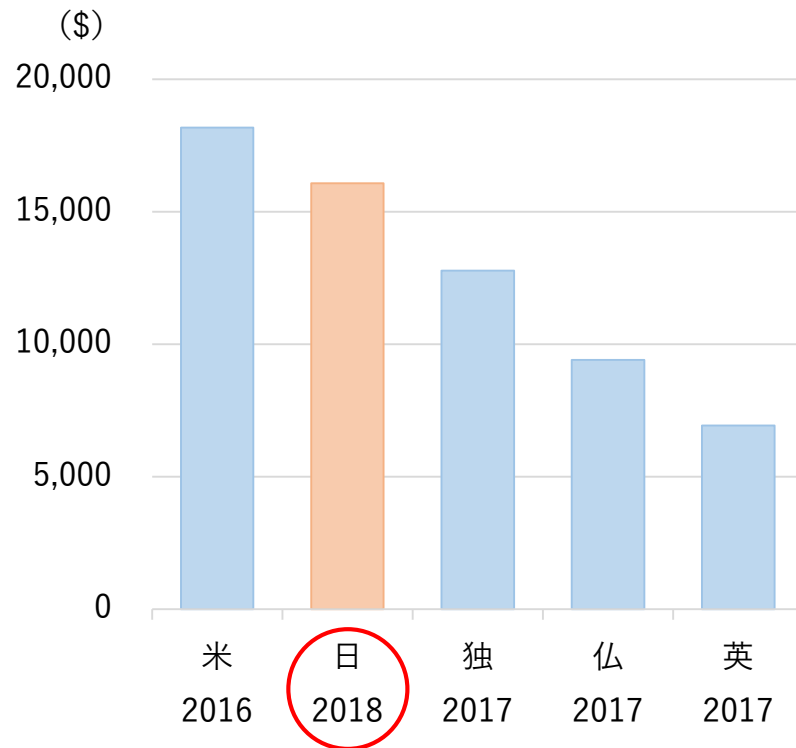
「病院運営費交付金」：「病院運営費交付金」は、本来、国立大学附属病院の診療報酬で賄うべき診療経費に係る赤字補てんに充てられていたもの。

（注） 補助金等については、国立大学に対する予算額は把握できないため、各国立大学の決算報告書の「補助金等収入」に、財務諸表附属明細書の「科学研究費補助金等の直接経費及び間接経費」を加えた額を計上。

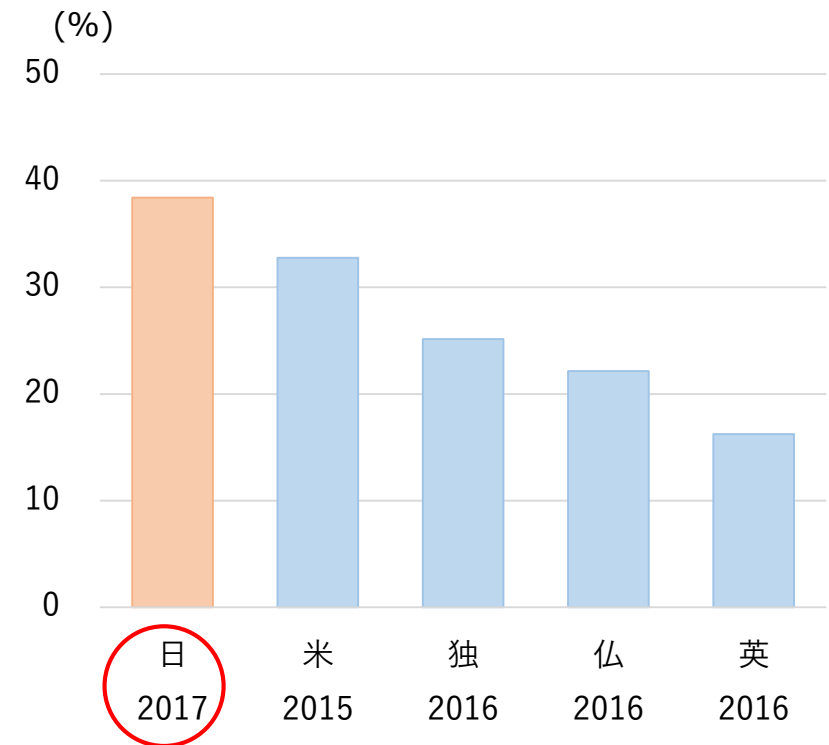
国公立大学への公的支援の水準は主要先進国の中でトップクラス

- 学生一人当たりでみた国公立大学への教育研究にかかる公的支援は、主要先進国の中でトップクラスとなっている。したがって、同じ（学生）規模の国公立大学への公的支援は、平均的に見れば、主要先進国の中でトップクラス。

◆国公立大学の学生一人当たり公的支出額



◆国公立大学の学生一人当たり公的支出額
対一人当たりGDP比

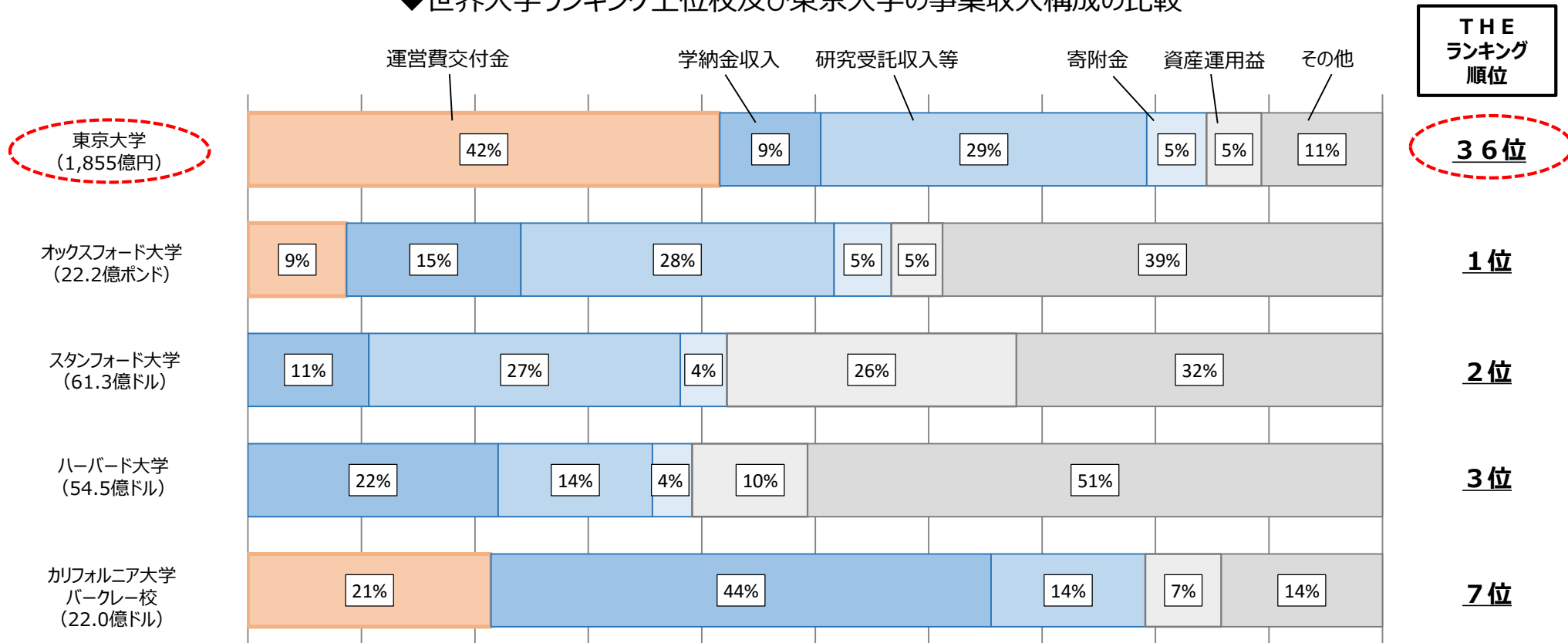


(出典) OECD「Education at a glance 2018, 2019」、文部科学省「諸外国の教育統計」平成31（2019）年版, 令和2（2020）年版に基づき作成。

運営費交付金に限らず多様な財源により教育研究の質を確保

- 運営費交付金が小さくとも、多様な財源を組み合わせることで教育研究の質を確保している大学がある。運営費交付金の大きさが教育研究の質を規定するわけではない。

◆世界大学ランキング上位校及び東京大学の事業収入構成の比較



(注1) 事業収入構成の比較対象校については、Times Higher Education World University Rankings (2021)における上位校に加え、州立大学であるカリフォルニア大学バークレー校を東京大学と比較した。

(注2) 大学部門のみの収入で比較しており、病院部門を含まない。

(注3) 東京大学の研究受託収入等は、科学研究費補助金等の間接経費が含まれる。

(出典) 東京大学 令和元事業年度決算の概要について、University of Oxford "Financial Statements 2018/19"、Stanford University "Annual Financial Report August 31, 2019 and 2018"、Harvard University "2018-2019 Annual Financial Report"、University of California, Berkeley "Annual Financial Report 2018-19"

大学間で教育の質に差がある

- 大学入学時の英語力を維持することを目標とするケースや高校レベルの内容の習得を目標とするケースなど、手厚い公費に見合った教育成果を目指しているとは考えにくい例がある。

科目名	内容（抜粋）
国立 A 教育大学 「英語学演習」	授業の到達目標・テーマ： <u>中学校・高等学校の教科書に出てくる英語のいくつかの構文について理解を深める</u> と共に、各自英文読解力の向上を図ることを目標とする。
国立 B 教育大学 「英語リーディングⅠ」	到達目標： 英語能力検定試験として実績および定評のある <u>英検の準 2 級に合格</u> することを目標とする。
国立 C 教育大学 「外国語（英語）Ⅱ」	授業計画： 2020年度 前期実施のTOEIC IP試験を受験し、 <u>目標スコアである、450点</u> 以上取得すること。

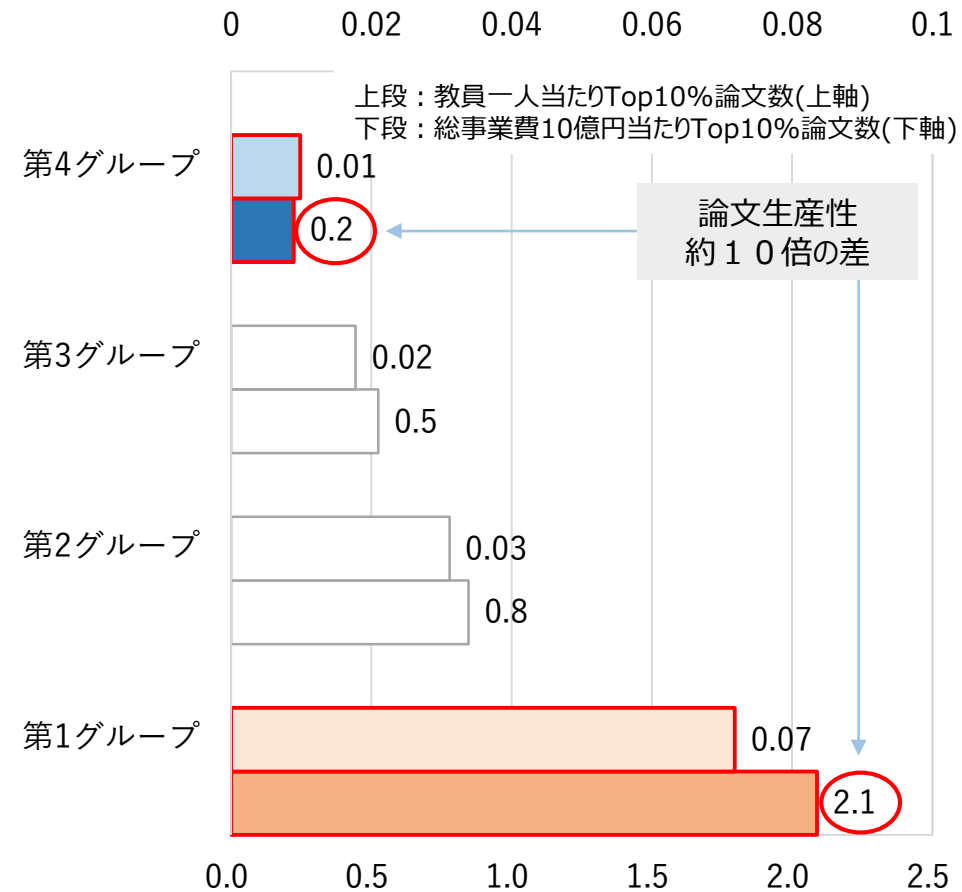
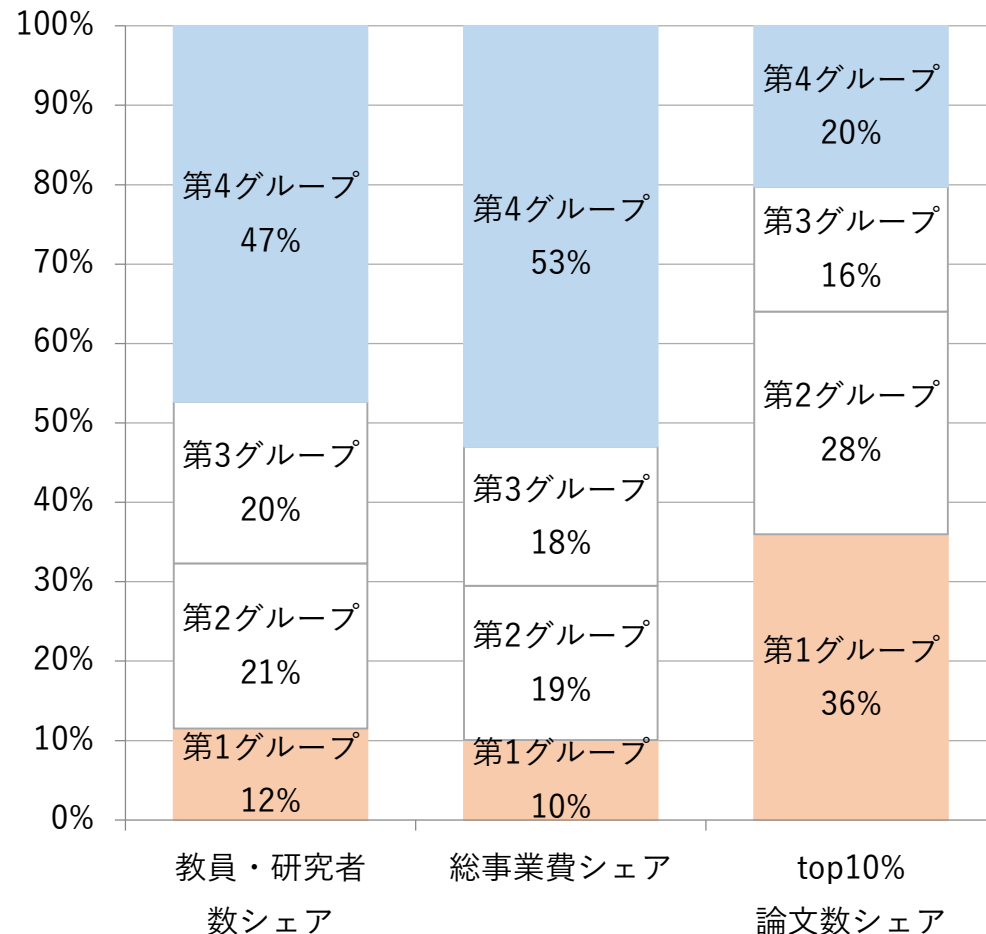
（注）英検準 2 級は高校中級程度とされている。TOEIC450点は英検準 2 級相当とされている。

（出典）各大学のホームページ上のシラバスを基に財務省作成

大学間で研究生産性に差がある

- 第1グループ（Top10%論文数のシェアが大きい）の大学の教員当たりや総事業費当たりの論文生産性は、他のグループに比べて高い。

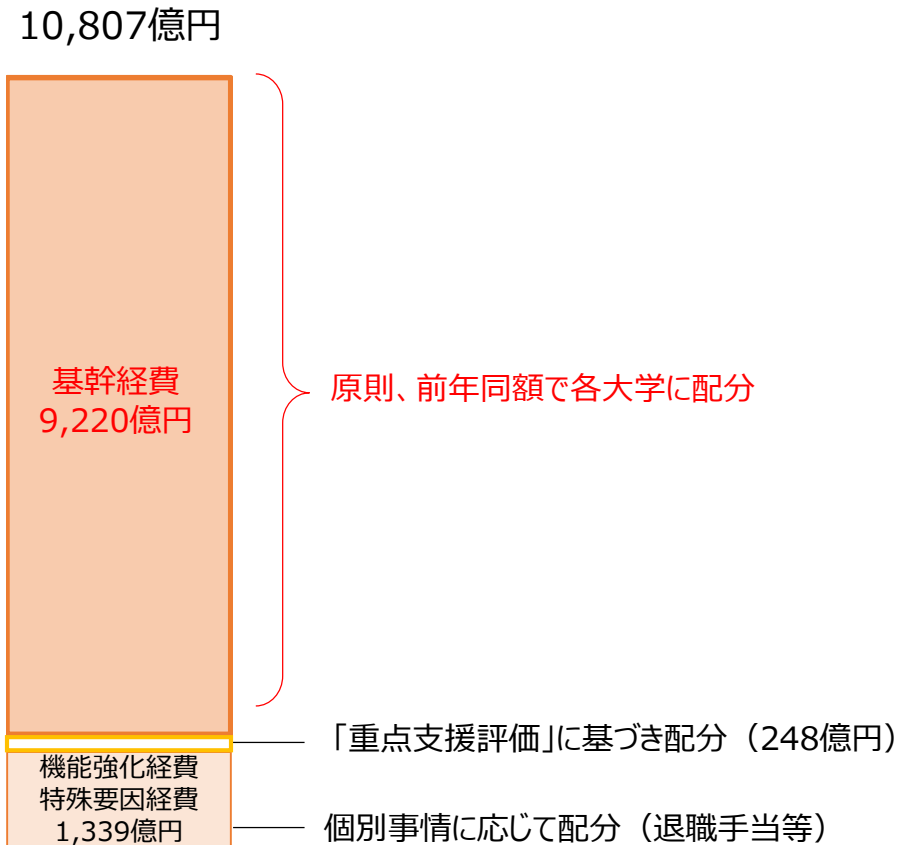
※論文数のシェアに基づく分類。シェアが高い方が第1グループ、低い方が第4グループ。



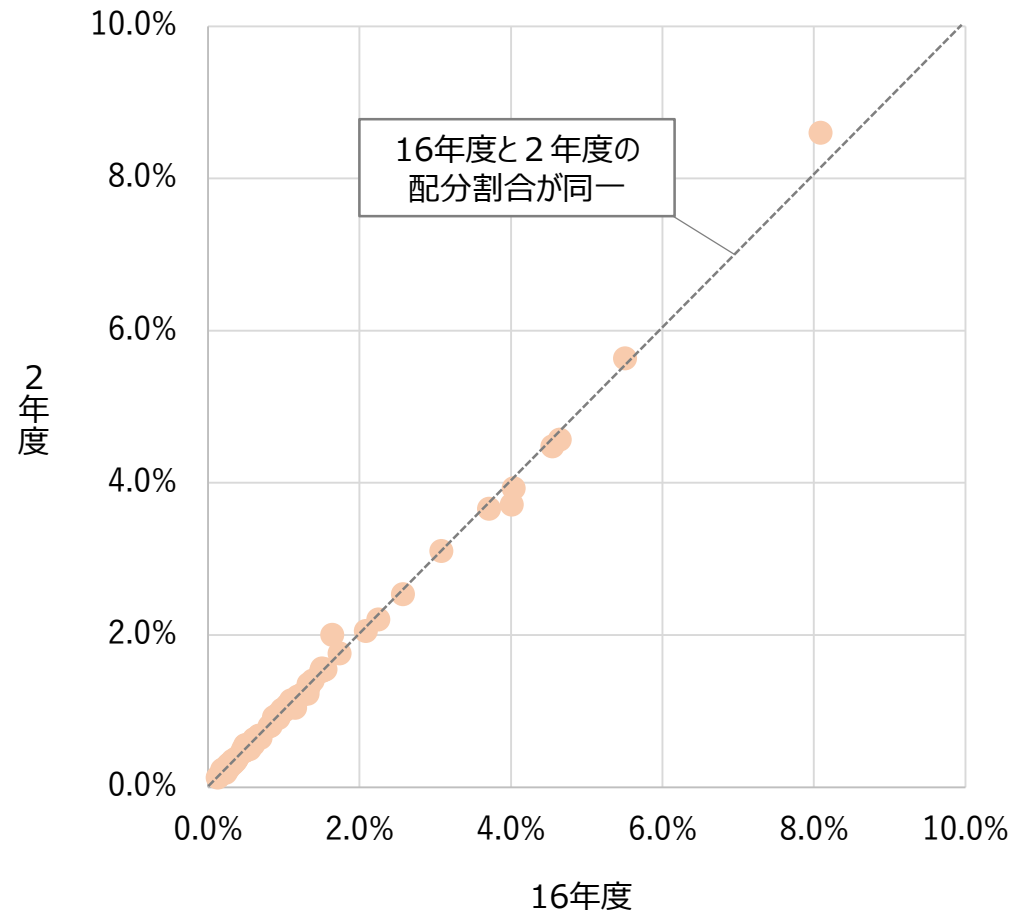
大学間の配分は、教育・研究の質とは無関係に前年踏襲で硬直化

- 運営費交付金は、教育・研究の質とは無関係に、原則前年同額で配分されるため、法人化後16年が経過しても、各大学への配分シェアは当時とほぼ変わっていない。

◆運営費交付金等の内訳（令和2年度）



◆運営費交付金等における大学別配分割合（平成16、令和2年度）



（注）大学別配分割合における運営費交付金等の額は、特殊要因（退職手当及び附属病院の赤字補てん）を除く予算額。

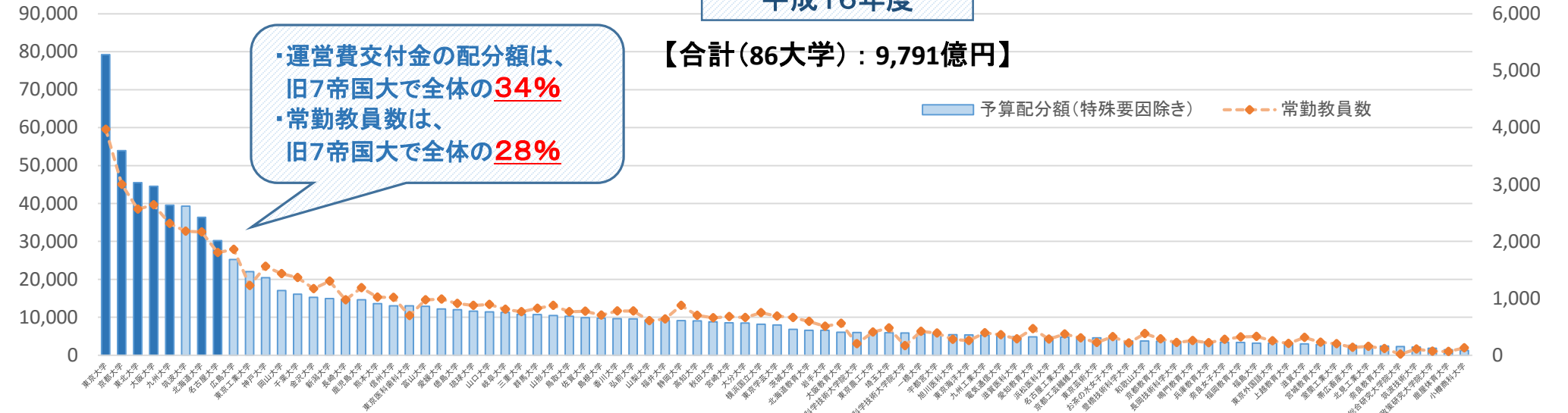
運営費交付金はおおむね教員数に応じた配分。法人化後も大きな変化は見られない。

- 運営費交付金はおおむね教員数に応じて配分されており、旧帝国大学など特定の大学への集中が進んできたわけではない。

【H16】国大運営金配分額(単位:百万円)

平成16年度

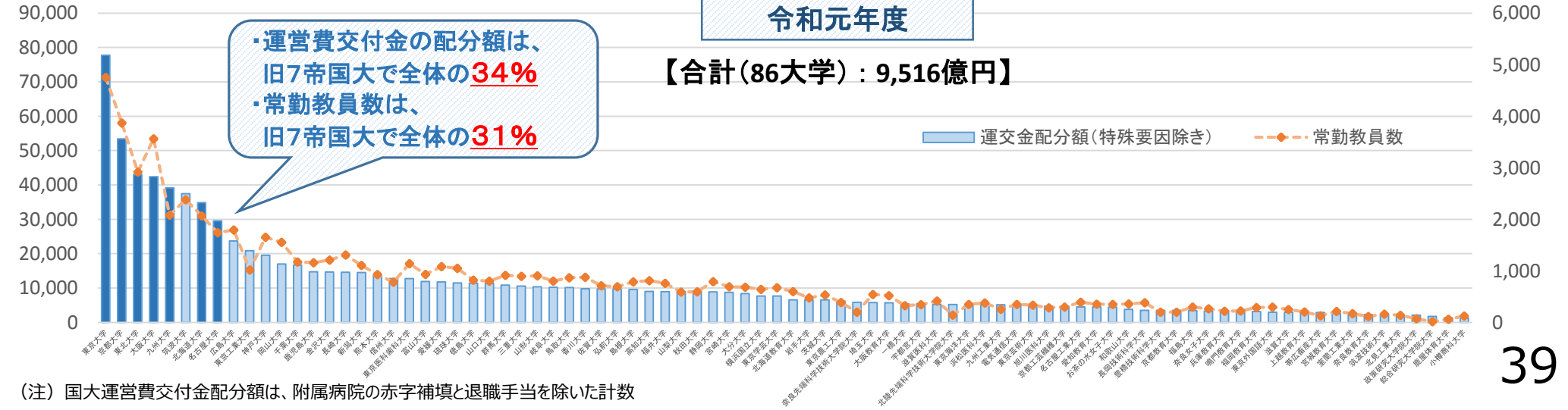
【H16】常勤教員数(単位:人)



【R1】国大運営金配分額(単位:百万円)

令和元年度

【H30】常勤教員数(単位:人)



(注) 国大運営費交付金配分額は、附属病院の赤字補填と退職手当を除いた計数

一律・非効率な予算運営

- 大学内での予算配分は、全学において一律の調整で配分しているケースが多い。
- 随意契約が多く、随意契約が可能な上限も高い。非効率な予算執行が行われているのではないか。

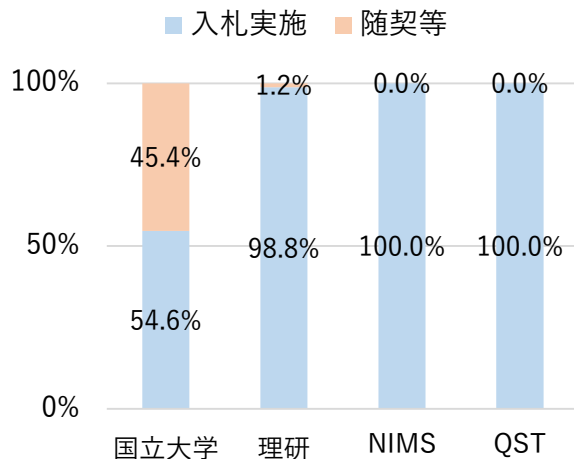
◆大学本部から各研究施設への予算の配分方法（28大学、90施設）（29年度）【複数回答】

区分	大学本部→各研究施設（全28大学）
①下部組織からの申請額を基礎として予算額の範囲内で <u>一律調整</u>	1大学（4%）
②下部組織からの申請額を基礎として上部組織で申請内容を審査のうえ配分	7大学（25%）
③前年度配分額を基礎として予算額の範囲内で上部組織が <u>一律調整</u>	22大学（79%）
④下部組織からの申請額や前年度配分額を基礎とせず、研究施設の研究成果や研究の進捗状況のみを上部組織が評価して配分	1大学（4%）
⑤その他	5大学（18%）

（出典）財務省「平成30年度予算執行調査」

◆入札の実施状況

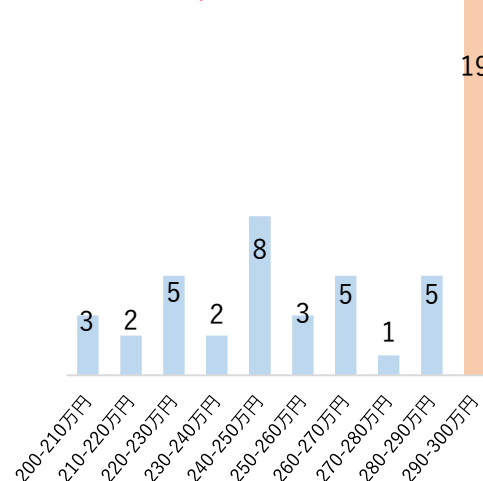
国立大学は随契割合が高い



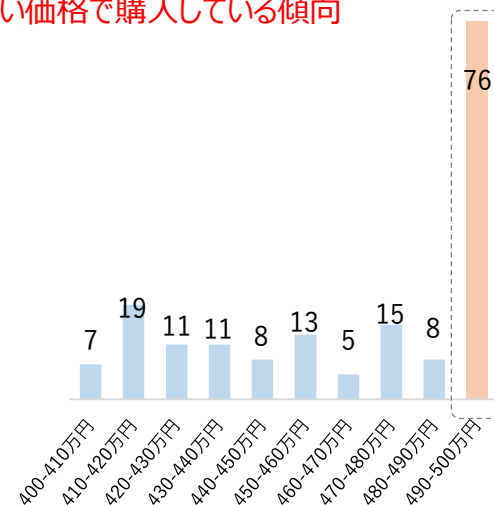
（出典）財務省「平成30年度予算執行調査」

◆上限額300万円の大学

随契基準の上限額に近い価格で購入している傾向



◆上限額500万円の大学



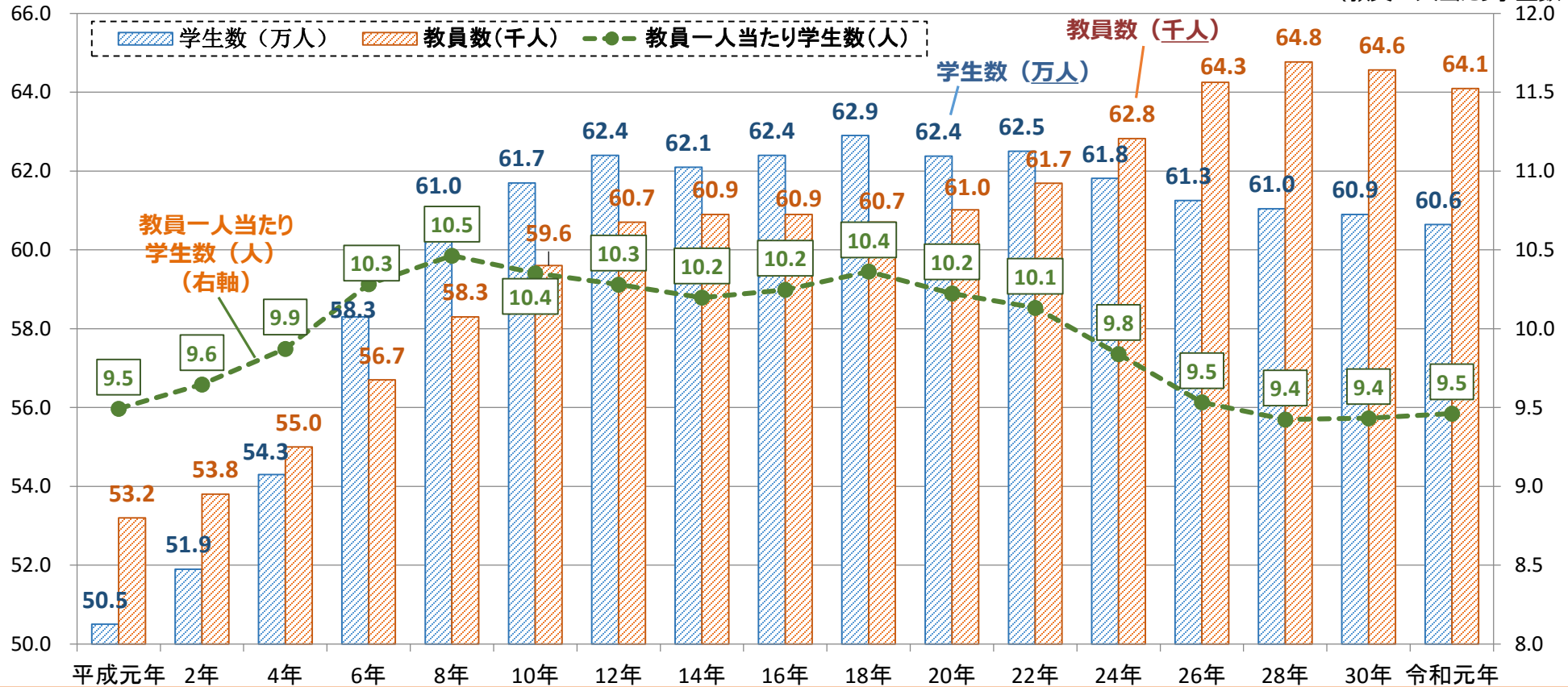
随意契約	
D大学（H25購入・V社型番W）	4,996
調達差額→ ▲ 3,006	
一般競争	
E大学（H25購入・V社型番W）	1,990

国立大学の学生数・教員数の推移

国立大学の学生数・教員数の推移

(学生数：万人) (教員数：千人)

(教員一人当たり学生数：人)



教員一人当たり学生数の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	G 5 平均	O E C D 平均
教員一人当たり学生数 (人) (日本は国立大学の常勤(本務教員)のみで算出)	9	14	15	12	17	13	15

(注1) 日本は令和2年度学校基本統計の国立大学の値。

(注2) アメリカ、イギリスは短期を含む全高等教育段階(2017年時点) 其他は、学士・修士・博士または同等レベルのもの(2018年時点)。

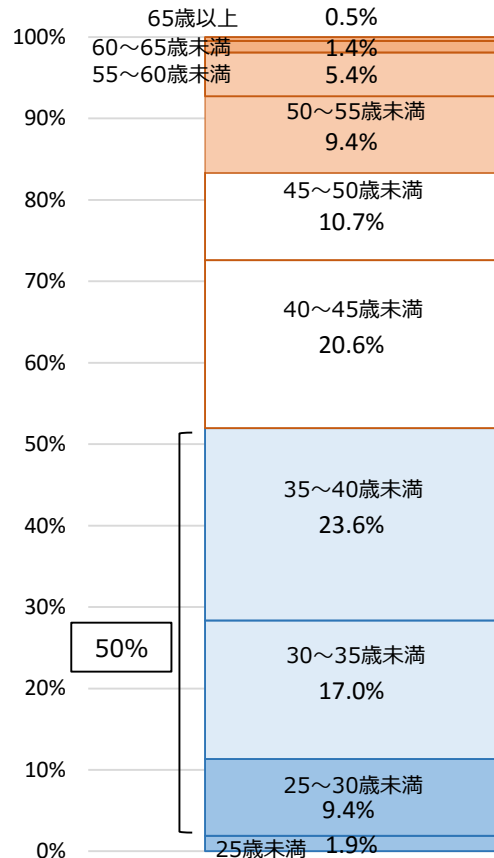
(出典) 文部科学省「学校基本統計」、OECD「Education at a glance 2020」

シニア層、高職位層に偏重した人事運営①

- トップリサーチャーは若手が多いにもかかわらず、教員の定年を延長している。
- 業績評価を任期・雇用の判断にほとんど利用してこなかった。

◆トップリサーチャー（Top10%論文の著者）

の年齢構成



(出典) 科学技術政策研究所「優れた成果をあげた研究活動の特性：トップリサーチャーから見た科学技術政策の効果と研究開発水準に関する調査報告書」（2006年3月）を基に、無効回答・無回答者を除いて算出

◆教員の定年延長

	16年度	元年度
67歳	1校	1校
66歳		
65歳	58校	76校
64歳		
63歳	25校	9校
62歳	2校	
61歳		

(出典) 文部科学省調査（令和2年度）

◆教員の業績評価の活用状況

<平成26年度>

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 賞与・報奨金等	67%
② 給与	58%
③ 教員の基盤的研究費	18%
④ 昇任	17%
⑤ 雇用継続・任期延長の判断	4%



<平成29年度>

業績評価結果を判断材料としている主な項目	活用している割合
① 年俸制の給与	88%
② 賞与	67%
③ 月給制の昇降給	64%
④ 任期・雇用更新等	31%
⑤ 研究費等予算配分	16%

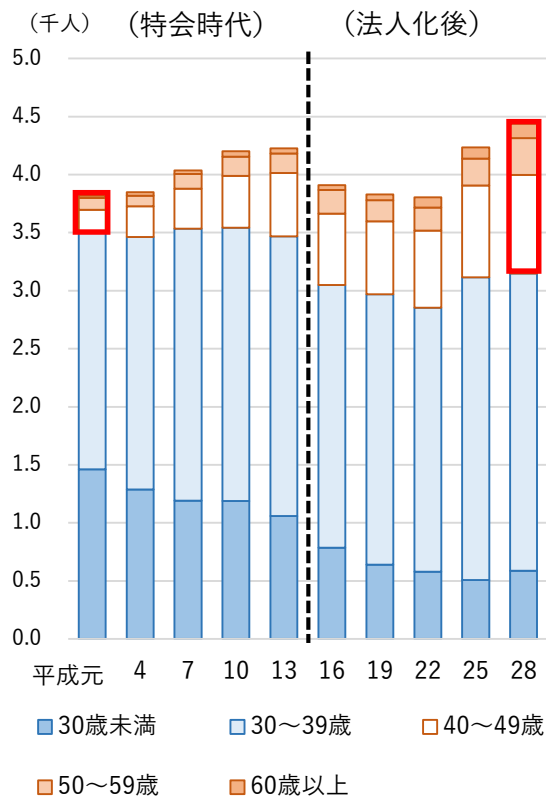
(注) 「教員の業績評価の活用状況」について、平成26年度は国立大学の約95%が教員の業績評価を実施、平成29年度は全ての国立大学（86大学）において教員の業績評価を実施。

(出典) 文部科学省委託調査「研究者等の業績に関する評価に関する調査・分析報告書（三菱総合研究所）」（平成26年度）、文部科学省調査（平成29年度）

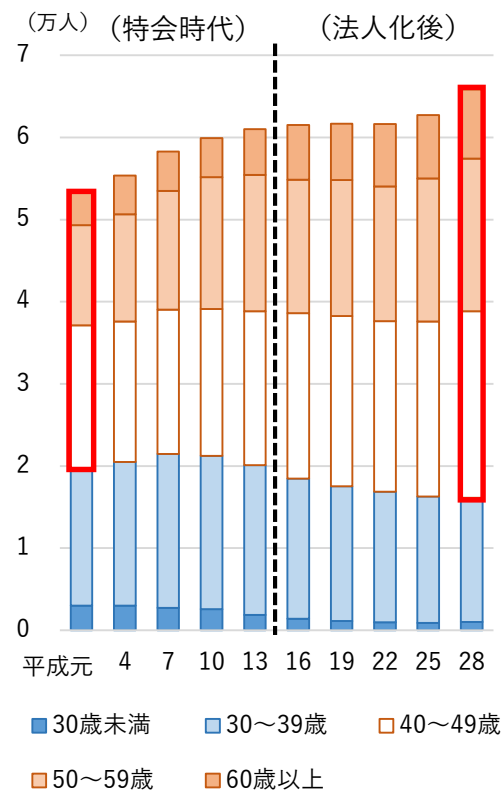
シニア層・高職位層に偏重した人事運営②

- 教員採用は若手が減少、シニアが増加。その結果、教員数が増加する中でも若手が減少。
- 教授・准教授という高職位層を増加。

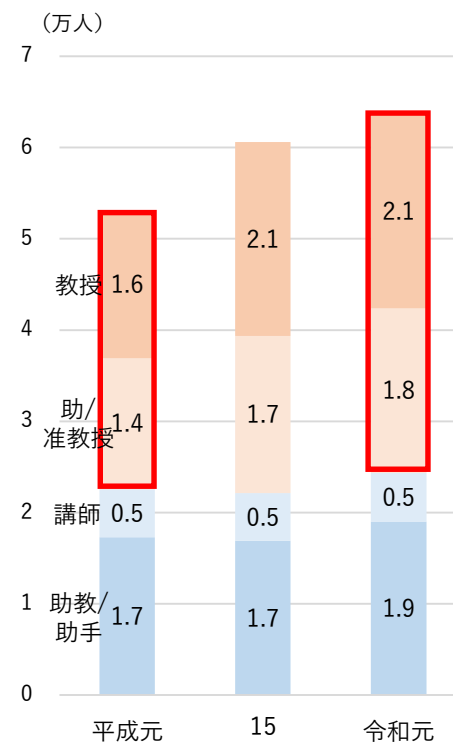
◆本務教員の採用数
(国立大学)



◆本務教員数
(国立大学)



◆職位別の本務教員数
(国立大学)



(出典) 文部科学省「学校教員統計調査」、文部科学省「学校基本統計」

機能強機能強化の方向性に応じた「3つの重点支援の枠組み」

機能強化の方向性に応じた重点支援（2016～2019年度の4年間）

- 各大学の強み・特色を発揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、
第3期中期目標期間（2016年度）より国立大学法人運営費交付金のなかに「**3つの重点支援の枠組み**」を創設

重点支援① **地域のニーズに応える人材育成・研究を推進（55大学）**

重点支援② **分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進（15大学）**

重点支援③ **世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進（16大学）**

第3期中期目標期間を通じたビジョン



- 機能強化を実現するための「**ビジョン**」、「**戦略**」及びその達成状況を把握するための「**評価指標（KPI）**」を各大学が主体的に作成

- 全86国立大学が策定した**296の「戦略」**において、944項目（2019年度）の評価指標（KPI）が設定され、**PDCAサイクルの確立に向けて努力**

※1,847項目（2018年度）の評価指標（KPI）が設定されていたが、2019年度予算における改革として、分かりやすさの観点から約半分に評価指標を精選。

- 「戦略」の構想内容や進捗状況、評価指標（KPI）等を対象に、外部有識者からの意見を踏まえて評価を行い、運営費交付金予算の重点支援に反映

各国立大学の改革意欲を受け止め、強み・特色をさらに発揮することで、機能強化を一層加速

2020年度予算における状況

- 教育研究の安定性・継続性に配慮しつつ、改革インセンティブの向上を図るため、本枠組みの変動幅を2019年度から引き続き95%～105%に設定。（2020年度の対象経費は約250億円）

※2018年度の変動幅：77%～112%

- 6年間の中期目標期間を通じた各大学の機能強化を支援するため、第3期中期目標期間中は本枠組みを継続して実施。

国立大学法人運営費交付金における「3つの重点支援の枠組み」について

【重点支援①】

主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道教育大学
室蘭工業大学
小樽商科大学
帯広畜産大学
旭川医科大学
北見工業大学
弘前大学
岩手大学
宮城教育大学
秋田大学
山形大学
福島大学
茨城大学
宇都宮大学
群馬大学
埼玉大学
横浜国立大学
新潟大学
長岡技術科学大学
上越教育大学
富山大学
福井大学
山梨大学
信州大学
岐阜大学
静岡大学
浜松医科大学
愛知教育大学

名古屋工業大学
豊橋技術科学大学
三重大学
滋賀大学
滋賀医科大学
京都教育大学
京都工芸繊維大学
大阪教育大学
兵庫教育大学
奈良教育大学
和歌山大学
鳥取大学
島根大学
山口大学
徳島大学
鳴門教育大学
香川大学
愛媛大学
高知大学
福岡教育大学
佐賀大学
長崎大学
熊本大学
大分大学
宮崎大学
鹿児島大学
琉球大学

55大学

【重点支援②】

主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援

筑波技術大学
東京医科歯科大学
東京外国語大学
東京学芸大学
東京芸術大学
東京海洋大学
お茶の水女子大学
電気通信大学
奈良女子大学
九州工業大学
鹿屋体育大学
政策研究大学院大学
総合研究大学院大学
北陸先端科学技術大学院大学
奈良先端科学技術大学院大学

15大学

【重点支援③】

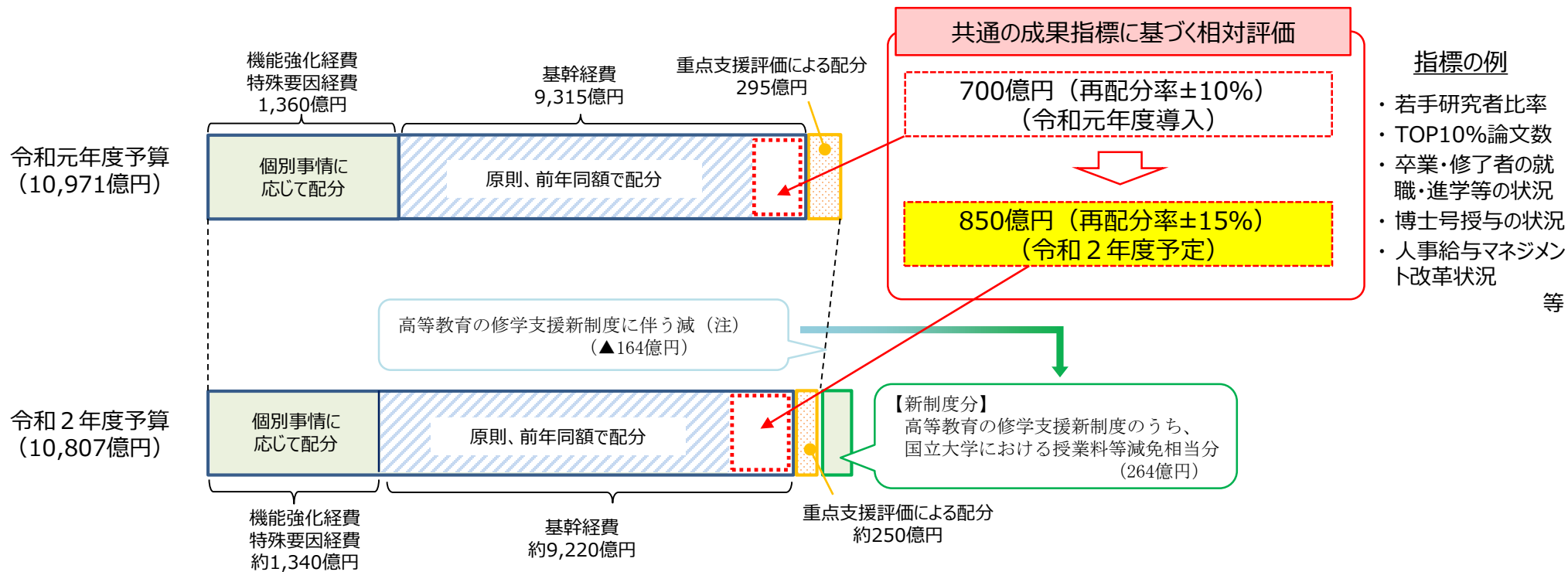
主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学を支援

北海道大学
東北大学
筑波大学
千葉大学
東京大学
東京農工大学
東京工業大学
一橋大学
金沢大学
名古屋大学
京都大学
大阪大学
神戸大学
岡山大学
広島大学
九州大学

16大学

国立大学運営費交付金の配分の見直し（令和2年度予算）

- 国立大学への運営費交付金について、教育・研究の質を高めるため、令和元年度に導入された「共通の成果指標に基づく相対評価」を強化・拡充。
- 具体的には、成果指標による配分基礎額を増額し、各大学の配分基礎額に対する再配分率を拡大するとともに、教育・研究の質を測る客観的かつ比較可能な指標を設定。



（注） 現行の授業料減免制度が対象としていた学部学生が高等教育の修学支援新制度に移行するため、関連経費が剥落している。

「共通の成果指標に基づく相対評価」による配分のイメージ

◆評価指標と配分対象額

評価指標	配分対象額 (A)
教育 ●卒業・修了者の就職・進学等の状況	35億円
教育 ●博士号授与の状況	35億円
教育 ●カリキュラム編成上の工夫の状況	30億円
研究・経営 ●若手研究者比率	120億円
研究 ●運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数 (重点支援③)	85億円
研究 ●常勤教員当たり研究業績数	75億円
研究 ●常勤教員当たり科研費獲得額・件数	75億円
研究・経営 ●常勤教員当たり受託・共同研究受入額	75億円
経営 ●人事給与マネジメント改革状況	75億円
経営 ●ダイバーシティ環境醸成の状況	20億円
経営 ●会計マネジメント改革状況	75億円
経営 ●寄附金等の経営資金獲得実績	120億円
経営 ●施設マネジメント改革状況	30億円
計	850億円

※教育・研究に係る指標は学系ごとに評価

◆A大学における配分イメージ

(基幹経費200億円(国立大学に占めるシェア: 2%)と仮定)

配分基礎額 (B = A × シェア 2%)	評価	増減率	配分額
0.7億円	上位80%以下	85%	0.595億円
0.7億円	上位50～70%	95%	0.665億円
0.6億円	上位50～70%	95%	0.57億円
2.4億円	上位30～50%	100%	2.4億円
1.7億円	上位20～30%	105%	1.785億円
1.5億円	上位10%以上	115%	1.725億円
1.5億円	上位10%以上	115%	1.725億円
1.5億円	上位30～50%	100%	1.5億円
1.5億円	上位80%以下	85%	1.275億円
0.4億円	上位70～80%	90%	0.36億円
1.5億円	上位50～70%	95%	1.425億円
2.4億円	上位10～20%	110%	2.64億円
0.6億円	上位30～50%	100%	0.6億円
計 17億円			→ 17.265億円

相対評価による配分
以外の基幹経費

合 計

183億円

200億円

183億円

→ 200.265億円

(+0.13%)

「共通の成果指標に基づく相対評価（約850億円）」の実施結果（詳細その1）

＜指標（1）：会計マネジメント改革状況＞

【主な評価結果（※取組を行っている大学）】

- i) 学部・研究科等ごとのセグメント情報の開示状況
- ii) 共同研究に必要となる間接経費等コストの確保
間接経費の設定率及び実績に応じて配点

	重点支援 ① (55大学)	重点支援 ② (15大学)	重点支援 ③ (16大学)
i) 学部・研究科等 ごとのセグメント情 報の開示状況※	76.5% (26/34)	66.7% (6/9)	43.8% (7/16)
ii) 共同研究に必 要となる間接経 費等コストの確保	43.6% (24/55)	66.7% (10/15)	81.3% (13/16)

※ i) 学部・研究科等セグメント開示については、単一の学部（大学院大学は単一の大学院）は除外しているため、大学数と分母が異なる

（参考）「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（抜粋）

- ・ 現在、企業等との共同研究における間接経費の割合については、直接経費の30%未満という大学が全体の9割超を占めているが、実際に必要となる間接経費を試算してみたところ、軒並みこの割合よりも高いものとなる可能性が大きいとの分析がなされ、今後、大型の共同研究を進めれば進めるほどに不足が高じてしまい、大学経営に悪影響を及ぼす可能性も否めない状況。
- ・ 大学・国立研究開発法人はエビデンスに基づく適切な費用算定を各オペレーションごとに進めたうえで、「組織」対「組織」の関係の下での交渉を行い、大学・国立研究開発法人と企業の両者が納得した形で共同研究の契約を結ぶことにより、適切な費用負担を産業界に求めていくことが重要。
- ・ 産業界からは、（中略）共同研究に携わる教員の人件費についても、当該共同研究者の共同研究に係る適切なエフォート管理等を前提として、直接経費として計上していくことも可能であるとの方向性が示されている。
- ・ 産業界からは、（中略）間接経費の一部として戦略的産学連携経費（今後の産学官連携活動の発展に向けた将来への投資や、そうした活動に伴うリスクの補完のための経費※）を措置することも可能であるとの意見が示されている。

※大学・国立研究開発法人の産学官連携機能強化のため企画・提案関連経費や知財マネジメント関連経費、インフラ整備経費、広報関連経費等

（出典）「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」
（平成28年11月 イノベーション促進産学間対話会議事務局）

「共通の成果指標に基づく相対評価（約850億円）」の実施結果（詳細その2）

＜指標（2）：教員一人当たり外部資金獲得実績＞

【常勤教員当たり受託・共同研究等受入額 （階層別大学数）】

○受託研究、共同研究、受託事業の教員1人当たり受入額
（※国、独法、国大からの受入は除く）

教員1人当たり 受入額（万円）	重点支援 ① （55大学）	重点支援 ② （15大学）	重点支援 ③ （16大学）
～50	13	6	1
50～100	22	0	0
100～150	16	4	6
150～200	1	4	3
200～300	3	1	4
300～400	0	0	2
平均（万円）	94.8	119.7	208.1

（出典）文部科学省調査を基に作成

【経営資金獲得実績（階層別大学数）】

○寄附金、雑収入の教員1人当たり受入額
（※国、独法、国大からの受入は除く）

教員1人当たり 受入額（万円）	重点支援 ① （55大学）	重点支援 ② （15大学）	重点支援 ③ （16大学）
～50	0	2	0
50～100	10	1	0
100～150	22	5	0
150～200	12	4	4
200～300	9	3	8
300～400	2	0	3
400～600	0	0	1
平均（万円）	160.8	173.1	269.9

（出典）文部科学省公表資料

「共通の成果指標に基づく相対評価（約850億円）」の実施結果（詳細その3）

＜指標（3）：若手研究者比率、指標（4）：コスト当たりTop10%論文数＞

【若手研究者比率（階層別大学数）】

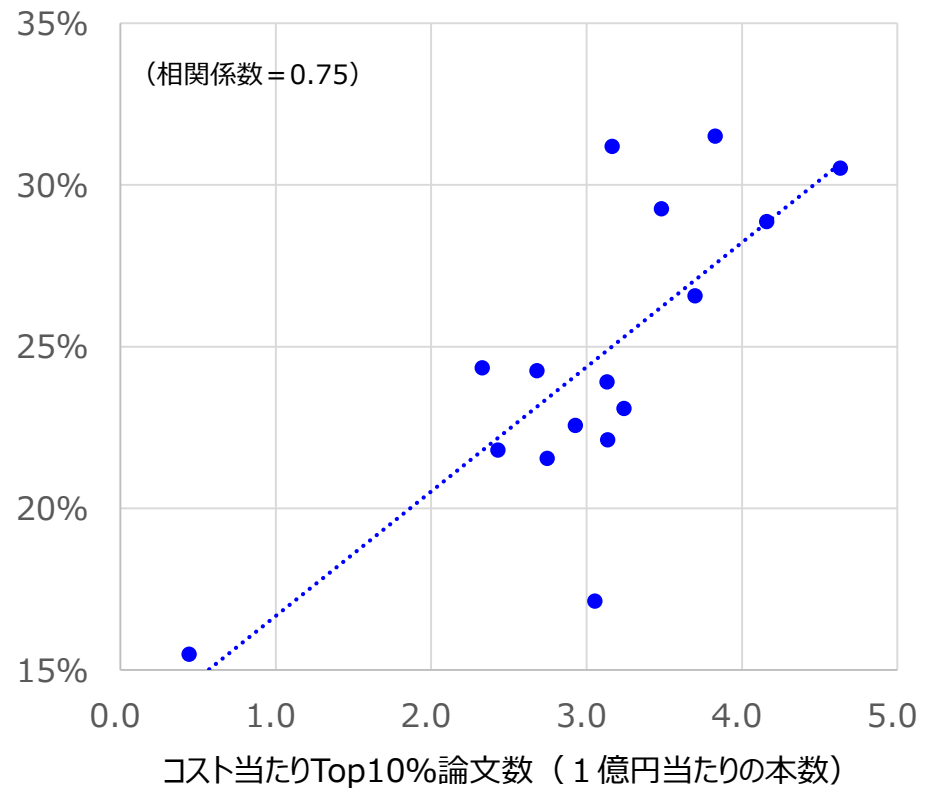
○常勤教員数に占める40歳未満の比率

若手研究者 の比率	重点支援 ① (55大学)	重点支援 ② (15大学)	重点支援 ③ (16大学)
～10%	3	2	0
10%～15%	9	3	0
15%～20%	14	3	2
20%～25%	20	3	8
25%～30%	7	1	3
30%～	2	3	3
平均	21.4%	22.1%	26.5%

【コスト当たりTop10%論文数】

（重点支援③の大学に試行適用）

若手研究者比率



（参考）コスト当たりTop10%論文数

平成29年から令和元年11月現在までの被引用数Top10%の論文の件数を平成29年度及び平成30年度の運営費交付金等（特殊要因運営費交付金を除き、機能強化促進費（補助金）を含む）及び科研費等（科学研究費補助金など研究者個人を対象とする競争的研究費）の2か年平均の合計額で除した数値

（出典）文部科学省公表資料

「共通の成果指標に基づく相対評価（約850億円）」の実施結果（詳細その4）

<指標（5）：人事給与・施設マネジメント改革状況>

【業績評価の処遇への反映状況】

	重点支援 ① (55大学)	重点支援 ② (15大学)	重点支援 ③ (16大学)
月給制に比して、 業績をより適切に 給与に反映させる 仕組	32.7% (18/55)	26.7% (4/15)	43.8% (7/16)
給与への反映以外 の活用	83.6% (46/55)	86.7% (13/15)	93.8% (15/16)

【年齢構成の適正化】

	重点支援 ① (55大学)	重点支援 ② (15大学)	重点支援 ③ (16大学)
適正な年齢構成を 定めている	83.6% (46/55)	80.0% (12/15)	81.3% (13/16)
年齢によらず実績 を客観的に評価し、 能力の高い教員を 登用する仕組み	98.2% (54/55)	100.0% (15/15)	100.0% (16/16)

※ 給与への反映以外の活用とは、研究費の配分など研究環境の整備、雇用更新時等に実施される業績審査への活用などをいう。

国立大学法人東京大学の債券発行について

項 目	概 要
債券の名称	第1回国立大学法人東京大学債券 (ソーシャルボンド、愛称：東京大学FSI債)
年限	40年
発行額	200億円
各債券の金額	1,000万円
利率/発行価格	0.823% / 100円
条件決定日	令和2年10月8日 (木)
払込日/発行日	令和2年10月16日 (金)
償還日	令和42年3月19日 (金)
利払日	毎年4月及び10月の各20日 (初回利払日：令和3年4月20日 (火))
担保	一般担保
引受及び募集の取扱会社	大和証券株式会社 (事務) SMBC日興証券 みずほ証券
受託会社	株式会社三井住友銀行
振替機関	株式会社証券保管振替機構
取得格付	AA+ (R&I) / AAA (JCR)

(東京大学のホームページより財務省作成)

5. 大学の多様な「強み」の強化

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－
（国が行う「質保証システム」の改善）

＜具体的な方策＞

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することが求められる。また、各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表が必要である。
- 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）

- ・ 単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等

（大学教育の質に関する情報）

- ・ 入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況等

【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）

- ・ アセスメントテストの結果、TOEIC やTOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価等

（大学教育の質に関する情報）

- ・ ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況等
- これらの情報について、当該大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な学生調査や大学調査を通じて、整理し、比較できるように一覧化する機能を設ける。

○「国立大学改革方針」抜粋（令和元年6月 文部科学省）

7. 国立大学の適正な規模

- ✓（前略）知識集約型社会における社会変革の原動力としての国立大学、また、地方創生・地域活性化に資する国立大学という、今後、国立大学にさらに求められる役割を踏まえ、各国立大学が（中略）改革を徹底的に行いつつ、各大学が自律した経営体として、それぞれ求められる役割を果たすために必要となる教員集団や学生集団の在り方、各大学の規模の在り方等について、徹底して議論し、適正な規模を設定する
- ✓教員養成系大学・学部的高度化と、他大学との連携・集約

○「第十次提言」抜粋（平成30年5月 自民党教育再生実行本部）

Ⅱ. 今後目指すべき高等教育の役割分担と規模

2. 国立大学について

国立大学には多額の国費が投入されており、国立大学全体（附属病院収益を除く）では歳出の2分の1以上を運営費交付金に依存していることから、一般的に考えれば、「経営困難」を理由に退出に追い込まれることが生じるとは考えにくい。このことを踏まえれば、国立大学の規模については、各大学が自ら適正な規模の在り方を機動的に見直していくのみならず、政府としても適正規模の検討を行うとともに連携・統合を促していくべきである。

昨年の財政制度等審議会での主な指摘事項（１）

◆各大学への配分と今後の課題（令和元年11月建議より抜粋）

国立大学運営費交付金（令和元年度予算 1 兆971 億円）については、社会のニーズに応じた教育水準やグローバルレベルで通用する研究水準を確保するための全学的なマネジメントが行われるよう、令和元年度（2019年度）予算から、厳選された共通の成果指標による相対評価に基づき約 7 %（約700 億円）を配分する仕組みが導入された。その実施状況を見ると、会計マネジメント、人事給与マネジメント等の改革に積極的に取り組む大学を重点的に支援する結果となっており、大学改革のインセンティブ付けとしては一定の機能を果たしていると考えられる。

この新たな相対評価の仕組みについて、今後は、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30 年12 月20 日経済財政諮問会議）において示されているように、

- ・ 教育研究や学問分野ごとの特性を反映した、教育研究の成果に係る客観・共通指標及び評価について検討を行い、その結果を活用すること、
- ・ 配分対象割合・再配分率を順次拡大すること、

を図っていくことが求められる。

その際、教育と研究を明確に区分したうえで、その質を測る客観的かつ比較可能な指標、特にアウトカムに重点を置いた指標を設定するとともに、平成28年度（2016年度）から導入された重点支援評価（約300億円）を縮小し、新たな相対評価の仕組みを拡充していくことが必要である。また、これら2つを合わせた約1,000 億円の評価枠について、その拡大を念頭に置きつつ、改革に取り組む大学への重点支援を強化することが重要である。

昨年の財政制度等審議会での主な指摘事項（２）

◆第４期に向けて（令和元年11月建議より抜粋）

令和４年度（2022年度）から始まる第４期中期目標期間を見据えると、資源配分における評価の在り方については、新たな相対評価の仕組みが一定の機能を果たしつつあることを踏まえれば、その実効性を引き続き検証し、これを基本とした重点支援の在り方を検討すべきである。その際、配分額を長期にわたって固定してしまえば、新陳代謝や切磋琢磨を阻害し、ひいては国際競争の遅れにもつながりかねない。過去からの努力の積み重ねとして現れてくる改革の成果を、適時適切に毎年度評価することで配分の適正化につなげていくことが不可欠である。

次に、配分に際しては大学の多様性を踏まえることも必要である。ただし、評価によるメリハリ付けの観点からは、評価対象の括りを細分化しすぎると相対評価として十分に機能しなくなることから、相対評価の母数については一定の規模を確保することが求められる。

また、各大学内においても、自らの経営判断に基づき学内の資源配分の最適化を図ることが重要であり、

- ・ 新たな相対評価の枠組を通じた経営判断力向上に向けた環境づくりへのインセンティブ付け、
- ・ 大学にとって有用であるが競争的資金の獲得が難しい学問分野への学長裁量経費の更なる有効活用、
- ・ 寄付金等の財源の多様化に向けた取組、

を更に推進していくことが求められる。

0. 総論

1. 義務教育

2. 高等教育

(1) 国立大学

(2) 私立大学

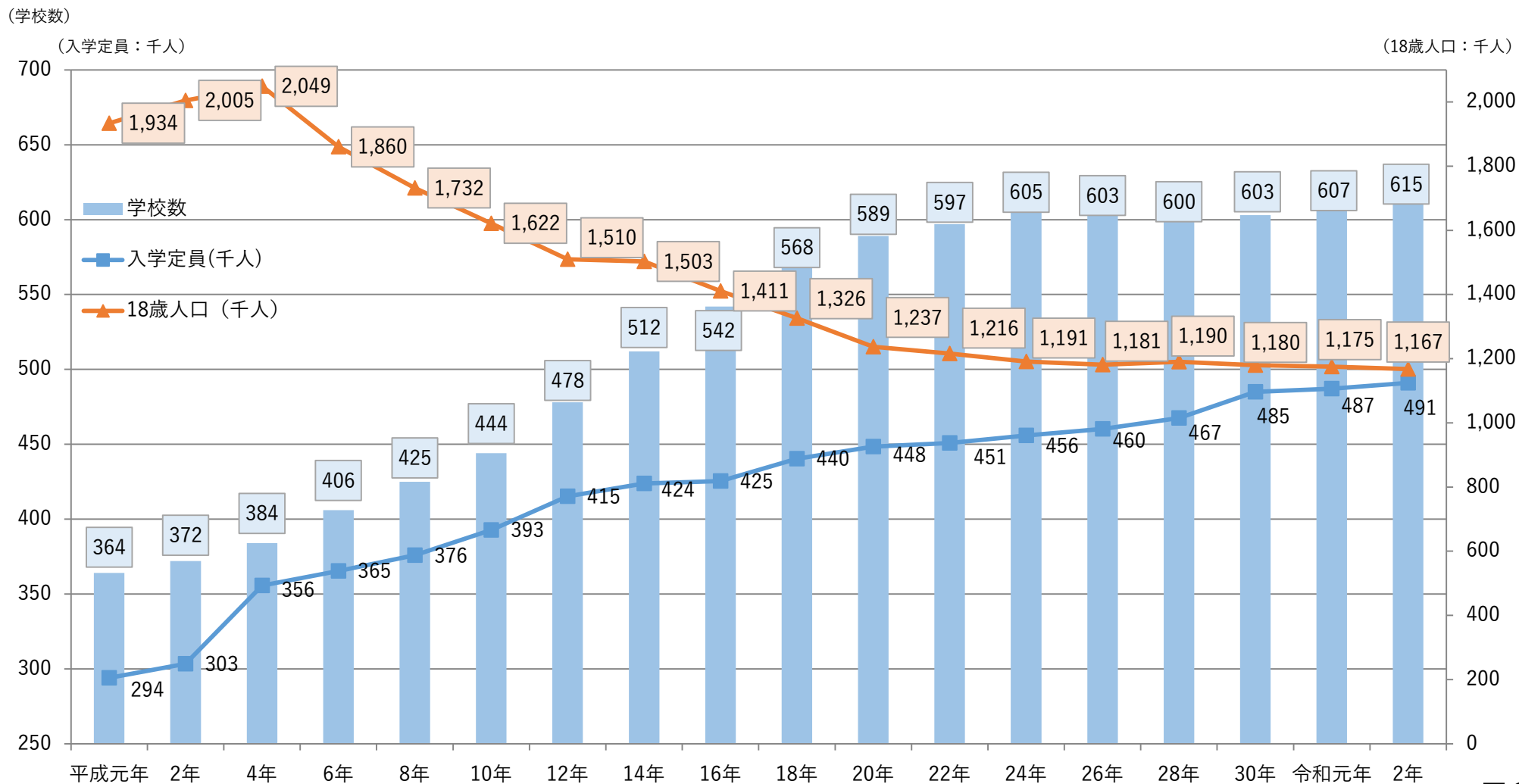
(3) 教育費負担の軽減

3. 科学技術

4. スポーツ・文化

18歳人口が減少する中、私立大学定員は増加

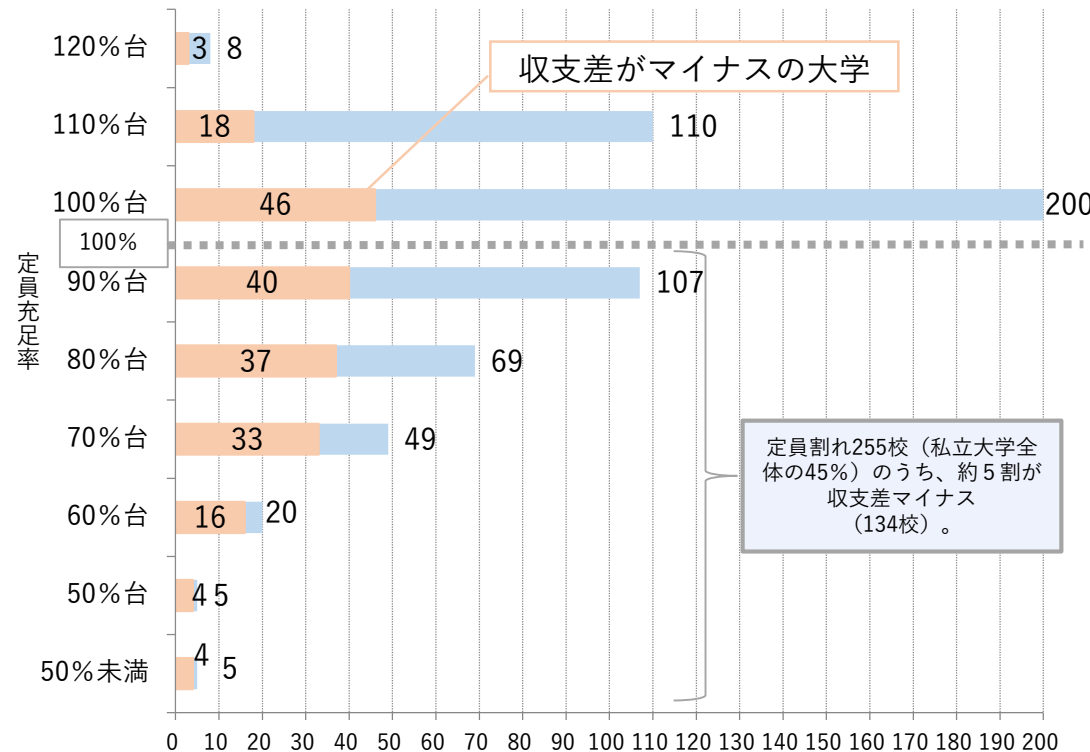
- 18歳人口は、平成4年（205万人）をピークに28年間で約4割、約90万人の減少。
- この間、私立大学は、学校数で約6割、入学定員で約4割の増加。



私立大学の約 5 割が定員割れ

- 私立大学のうち、約 5 割が定員割れとなっている。
- 定員割れ大学のうち、財務状況（事業活動収支差額比率）がマイナスの大学は約 5 割を占める。
- 定員充足率が低い大学であっても、定員の減少を検討している大学は一部であり、「増やす」あるいは「現状維持」を予定しているものがほとんど。

◆私立大学の定員充足率（収容定員）と収支差マイナス（2019年度）

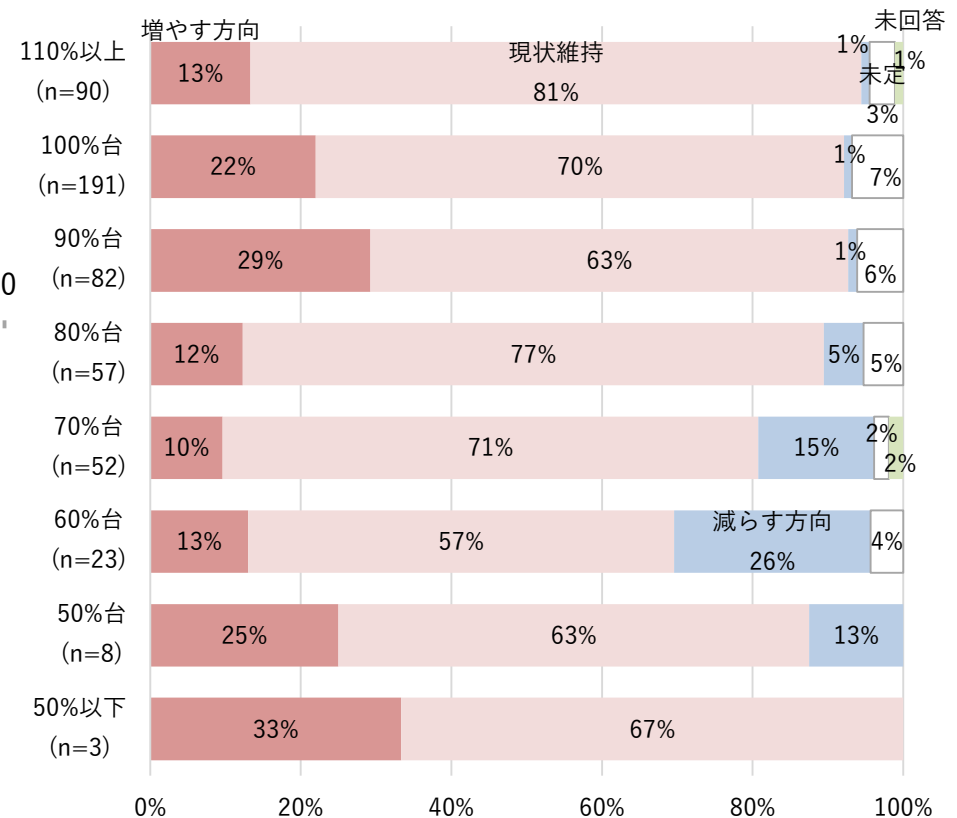


（注1）「定員割れ校」は、学部生の収容定員充足率（学生数／収容定員数）が100%未満の大学（H29～R01年度の3か年すべてに定員が存在する学校を集計）

（注2）「事業活動収支差額比率」（旧：帰属収支差額比率）は、学校法人の負債とならない収入である事業活動収入から事業活動支出を差し引いた差額（基本金組入前当年度収支差額）が収入全体の何%に当たるかを見る指標。

（出典）文部科学省作成資料

◆定員充足率ごとの中期的な入学定員の方向性

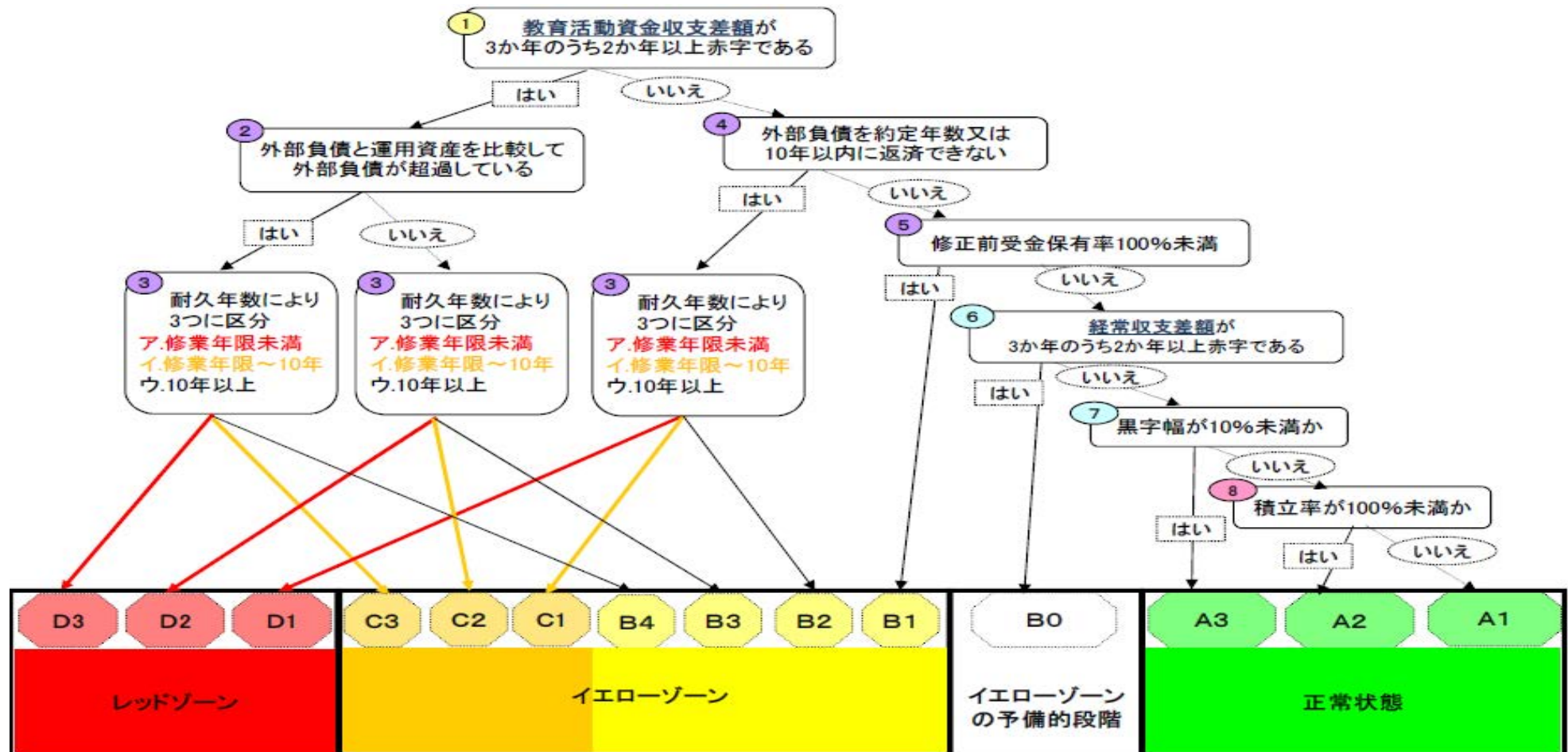


（出典）朝日新聞・河合塾「ひらく 日本の大学 2018年度調査結果報告」2018年11月

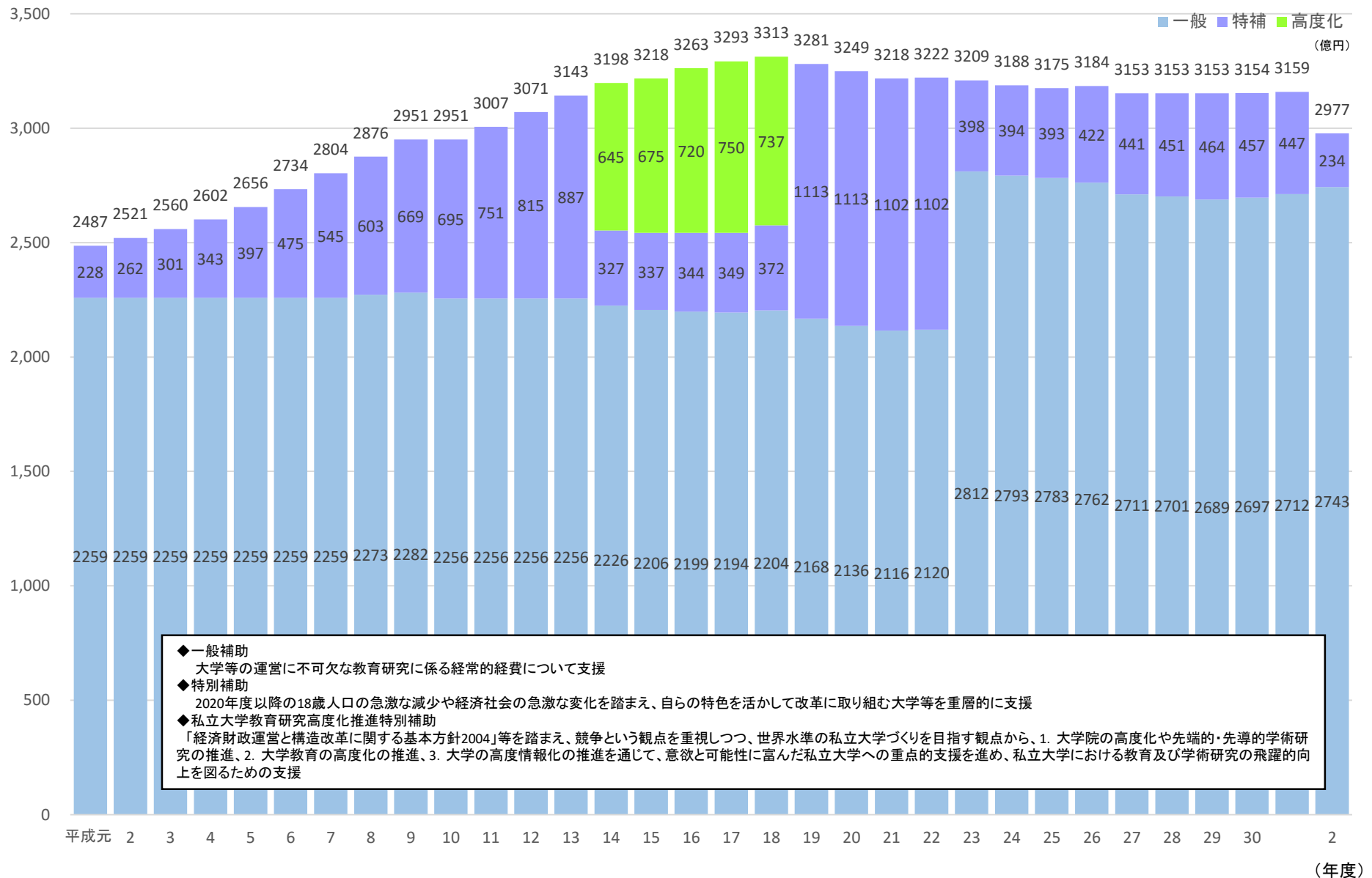
約 2 割の学校法人が今後資金ショートのおそれ

- 日本私立学校振興・共済事業団の分析によれば、平成30年度時点で、今後経営の見直しを行わなかった場合に、資金ショートを起こすおそれがある経営困難な法人が114法人（前年度比-12法人）ある。

◆定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）



私学助成のうち大学等経常費予算額の推移（一般会計、一般補助+特別補助）



令和元年度私立大学等経常費補助金の配分の見直し

- 財政制度等審議会等における定員割れ校への支援見直しによって、令和元年度の私立大学等経常費補助金の配分について、一般補助については、Ⅰ.教育条件・Ⅱ.財政状況・Ⅲ.情報公開・Ⅳ.教育の質に係る項目のうち、以下について改善され、特別補助についても減額措置等を導入。令和2年度以降も引き続きメリハリある配分となるよう改善を図る。

一般補助

① 定員未充足校への減額強化（Ⅰ.に係る見直し）

- 定員充足率90%未満の学校に対する収容定員充足率による減額の調整係数の強化
(減額率▲5%～▲50%から▲11%～▲50%)

② 教育の質の客観的指標（Ⅳ.に係る見直し）

- 増減率の調整によるメリハリ強化（増減率+2%～▲2%から+5%～▲5%）を行うとともに、新たに①アウトカム指標の導入 ②実施状況の高い設問の見直し ③新規設問の設定。

特別補助

① 定員未充足校に対しての減額措置の導入

- 復興支援向けを除くカテゴリーに定員充足率に応じた減額措置を導入
 - 三大都市圏に立地する定員充足率90%未満の大学について▲10%、それ以外の大学について▲5%
 - 三大都市圏に立地する定員充足率80%未満の大学について▲20%、それ以外の大学について▲10%
 - 三大都市圏に立地する定員充足率70%未満の大学について▲30%、それ以外の大学について▲15%
- 併せて復興支援、授業料減免及び経営強化等支援以外のカテゴリーに、大学の規模別の単価（大規模大学単価＞中小規模単価）を導入

② 支援メニューの大幅見直し及び規模別単価の導入

- 取組内容を評価する各メニューについても、一律の定額支援から大学等の規模に応じた単価を導入。
- 大学の取組に着目した支援とするため「社会人の組織的な受入れ」では、受入れ人数に応じた配分を改め、取組内容に応じた支援単価を設定。

③ 補助対象要件の追加

- 高等教育の修学支援新制度の対象外となる経営に課題のある法人(下記①～③のすべてに該当する法人)は特別補助の対象外とする
 - ①貸借対照表の「運用資産-外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ②事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3か年の決算で連続マイナス
 - ③直近3か年において連続して、収容定員充足率が80%未満（①及び②に該当する法人は特別補助（復興支援を除く）を50%減額）

過去の財政制度等審議会での主な指摘事項

◆私学助成の在り方(令和元年6月建議より抜粋)

18歳人口が平成4年のピークから4割減少する一方で、この間、私立大学は、学校数で約6割、入学定員で約4割増加してきた。その結果、私立大学の半数近くが定員割れとなっている。

こうしたなか、令和2年度(2020年度)から大幅に拡充される給付型奨学金や授業料減免により、私立大学あるいはその学生への公的支出の大幅な拡大が見込まれることも踏まえれば、私学助成については、定員割れ大学や経営困難大学等の救済とならないよう、

- ・ 教育の質に応じたメリハリ付け、
- ・ 一般補助については、定員割れの度合に応じた減額措置の段階導入を平成30年度から始めたが、その更なる減額強化、
- ・ 特別補助については、定員割れの度合いが大きいかにかかわらず手厚く配分されている現状を改善するため、特別補助の内容の見直しや採択要件の厳格化

を行うべきである。

また、特別補助の見直しに際しては、定員割れ大学や経営困難大学等に対して、安易な救済が行われることがないよう、一定期間を経過してもなお、定員の見直しや経営の健全化等が図られない場合は、特別補助等の助成対象から除外すべきである。

◆公費投入における国私間の格差(平成30年11月建議より抜粋)

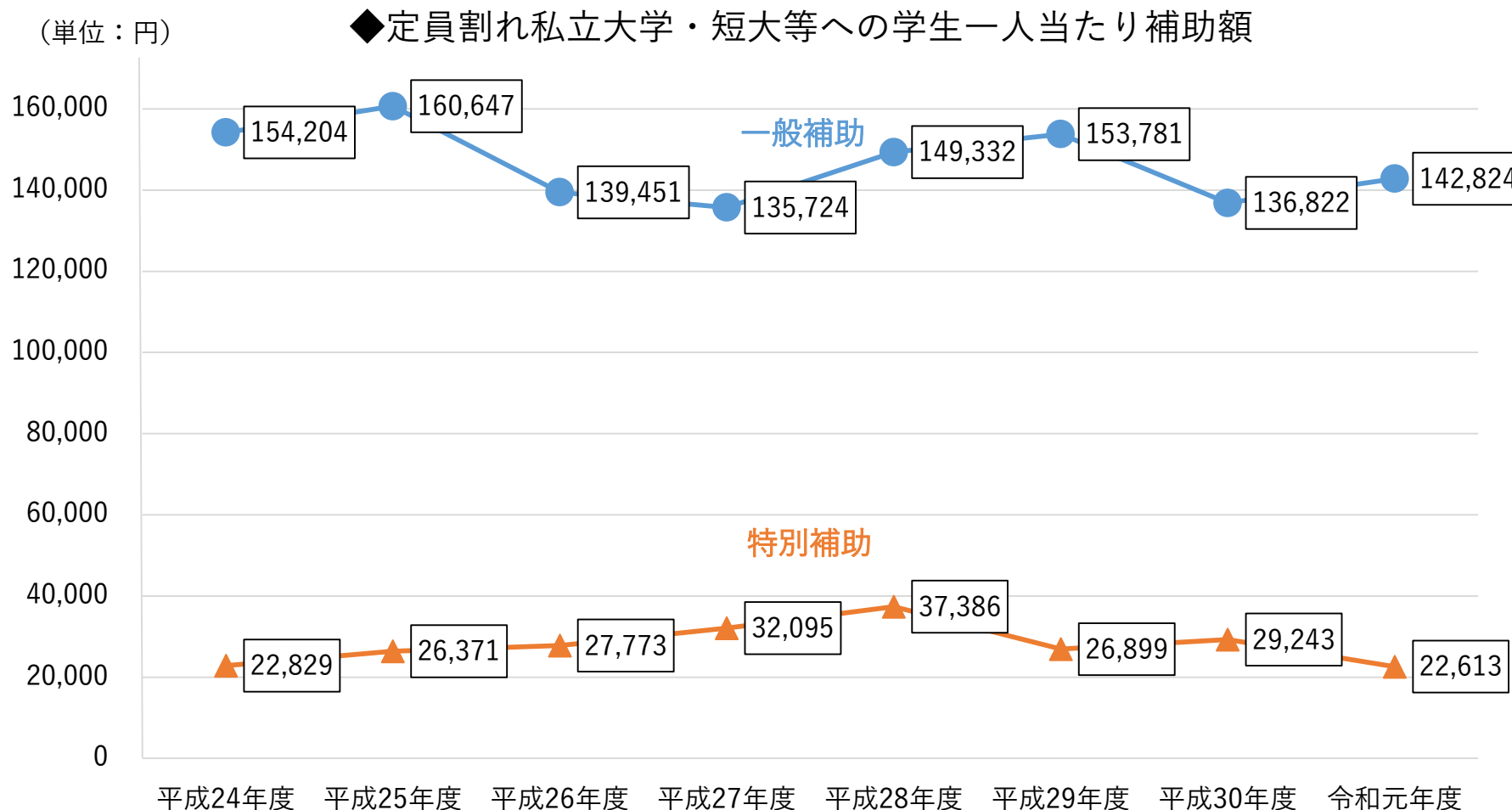
なお、一部の大学関係者において、公費投入における国立大学と私立大学の差を指摘する声もあるが、

- ・ 授業料設定や人事管理、予算統制、情報公開などのガバナンスの程度が全く異なっていること、
- ・ 教育・研究の比率、学部・大学院の比重も異なること

から、両者を比較すること自体が適切ではない。むしろ両者が適切に必要な役割を果たしていくべきである。

定員割れ大学への特別補助の現状

- 私学助成の一般補助（教職員数や学生数等に応じた補助）は、定員割れ大学向けの減額措置を平成30年度から段階導入し、一定の効果が見られたものの、学生一人当たり補助額が大きくなる医学部医学科を持つ大学の定員割れによって、令和元年度は前年度より増額となっている。
- 他方、特別補助（各大学の特定の取組に応じた補助）は、平成28年度以降、減少傾向にある。



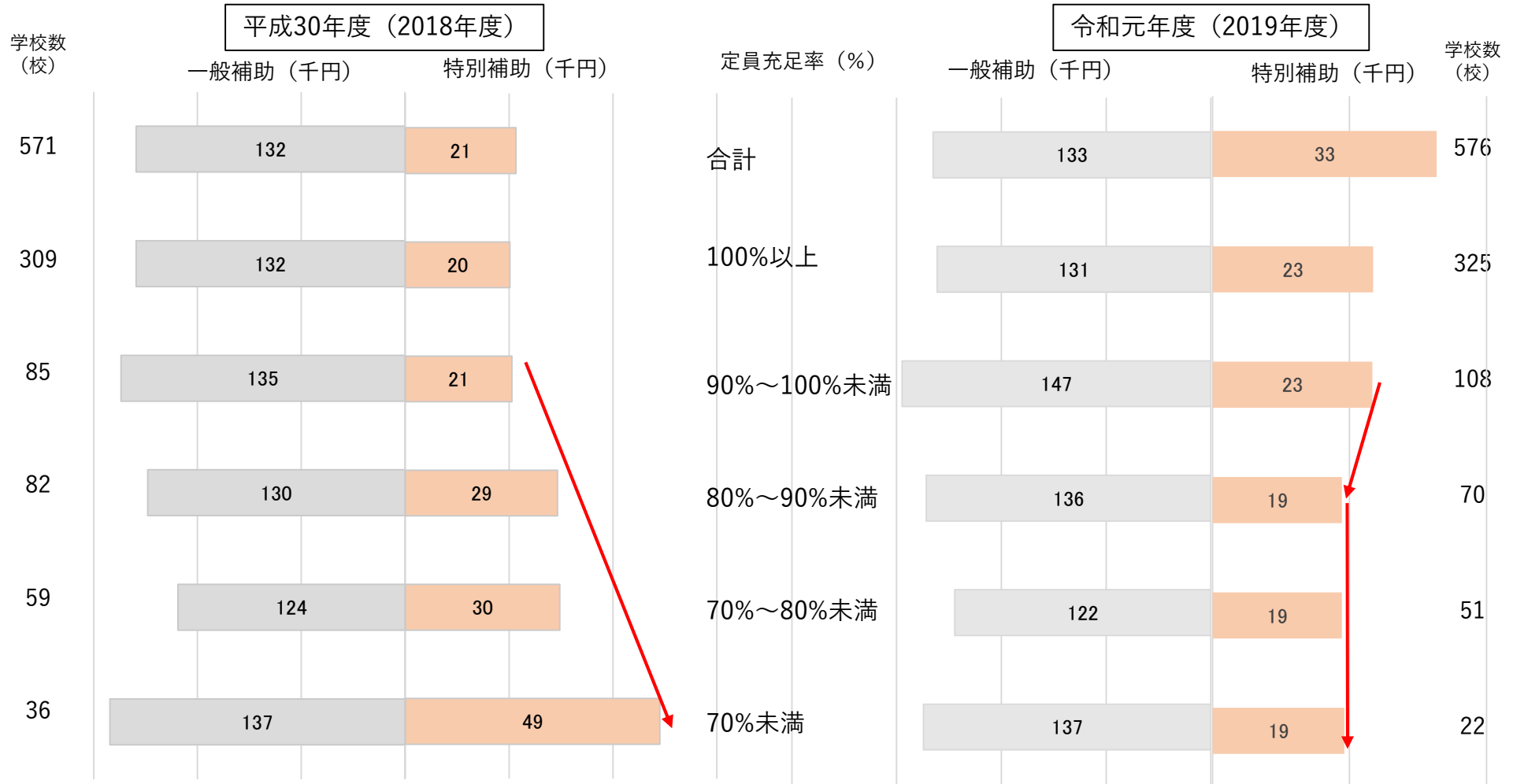
（注） 短大等は、短期大学及び高等専門学校を指す。

（出典） 文部科学省作成資料

定員充足率に対する私立大学等経常費補助金の配分

- 令和元年度に行った配分の見直しによって、定員充足率ごとの学生現員一人当たりの特別補助額の配分に一定の効果が認められるものの、定員充足率が90%未満の大学における学生現員一人当たりの特別補助額は定員充足率が下がっても横ばいのままとなっている。

◆定員充足率ごとの私立大学の学生現員一人当たり補助額

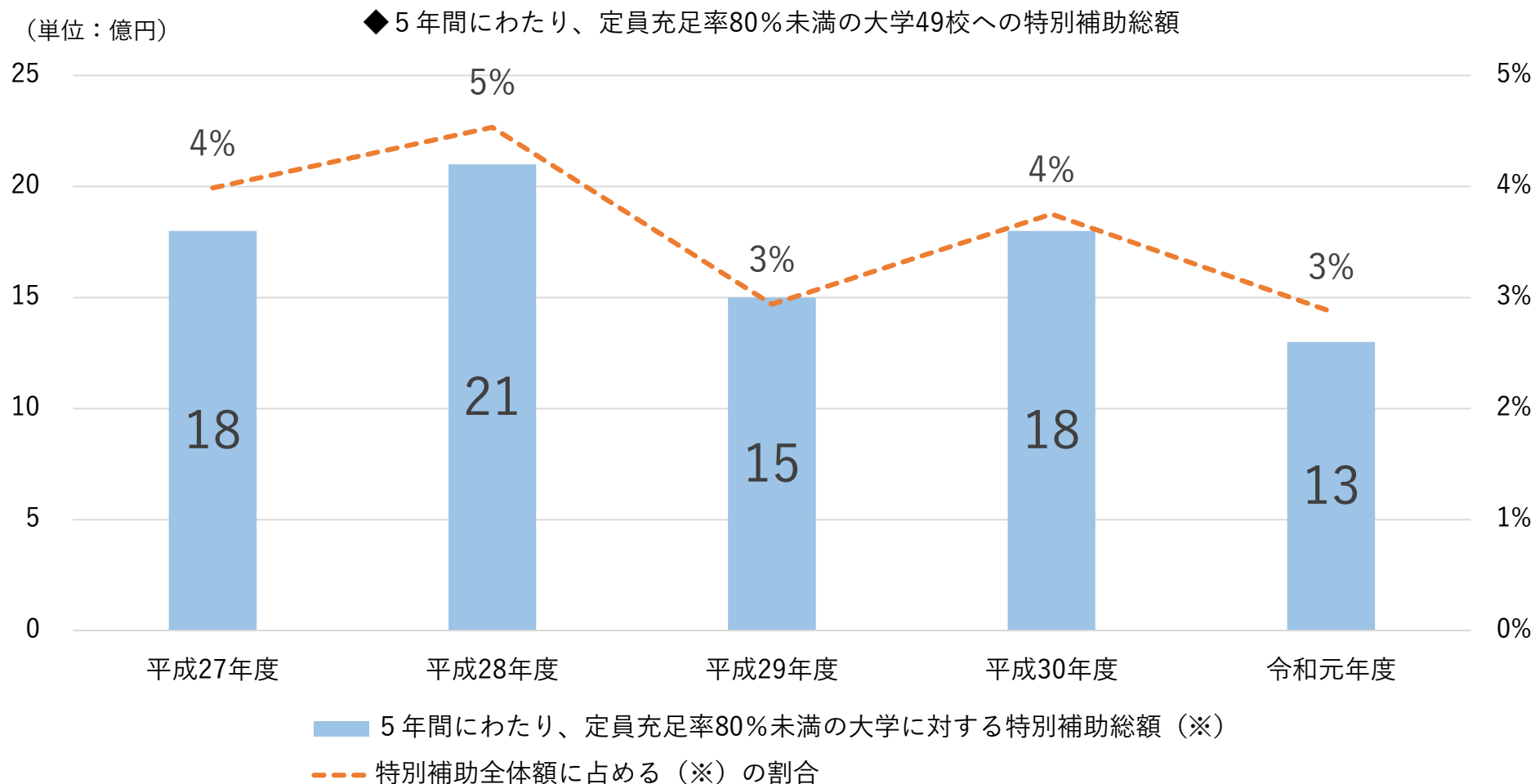


（注）平成30年度、令和元年度特別補助配分実績より、短期大学、高等専門学校を除いた大学（うち定員割れ校）を財務省において分析したもの。

（出典）文部科学省作成資料、日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等経常費補助金配分基準」「私立大学等経常費補助金配分基準別記8（特別補助）」平成30年、令和2年3月

5年間定員充足率が8割未満の大学に対する特別補助による継続的な支援

- 平成27年度から令和元年度までの5年間にわたって、定員充足率が80%未満の大学は49校。
- こうした大学についても、特別補助により継続的に支援されている。



(出典) 文部科学省作成資料

国立大学と私立大学の違い

- 私立大学への公費負担が国立大学より少なく、不公平との指摘がある。
- しかしながら、国立大学と私立大学は、ガバナンス・予算・情報公開等の制度が全く異なる。**私立大学は、国による予算統制等もされておらず、原則として独立採算を前提に、経費の増加は大学の判断**でなされる。

	国立大学法人	私立大学
授業料等	国が標準額を設定(各大学は標準額の120%以内で設定可能)	各大学の判断により設定
目標・計画	中期目標(6年間)を文部科学大臣が策定 中期計画(6年間)を文部科学大臣が認可	中期的な計画を各大学が作成
予算	各大学は、中期計画の中で予算を作成し、文部科学大臣が認可 各年度の予算は、国の予算案とともに、各目明細書として国会に提出 文科大臣に届け出る年度計画にも掲載	各大学の判断により、各大学が作成 私学助成を受ける学校法人は、収支予算書を文部科学大臣に届出
決算の承認	財務諸表は文部科学大臣が承認	私学助成を受ける学校法人は、財務諸表を文部科学大臣に届出 (承認を受ける必要はない)
評価	国立大学法人評価委員会による評価＋認証評価 総務省の独立行政法人評価制度委員会も意見・勧告	認証評価のみ
人事	学長、監事は、文部科学大臣が任命	国は関与しない
情報公開	教育研究活動等に係る情報の公開のほか、以下の公開を法定 1. 組織に関する情報 2. 業務に関する情報 3. 財務に関する情報 4. 評価・監査に関する情報 5. 役員の報酬等及び職員の給与の水準 6. 大学の教員等の任期 国の情報公開制度に基づく開示請求の対象	教育研究活動等に係る情報の公開のほか、以下の公開を法定 1. 組織に関する情報 2. 業務に関する情報 3. 財務に関する情報 4. 評価・監査に関する情報 5. 役員の報酬基準等 国の情報公開制度に基づく開示請求の対象ではない
重要財産の処分	文部科学大臣の認可	各大学の評議員会の意見聴取
残余財産の帰属	国に帰属	寄附行為で定める者に帰属

0. 総論

1. 義務教育

2. 高等教育

(1) 国立大学

(2) 私立大学

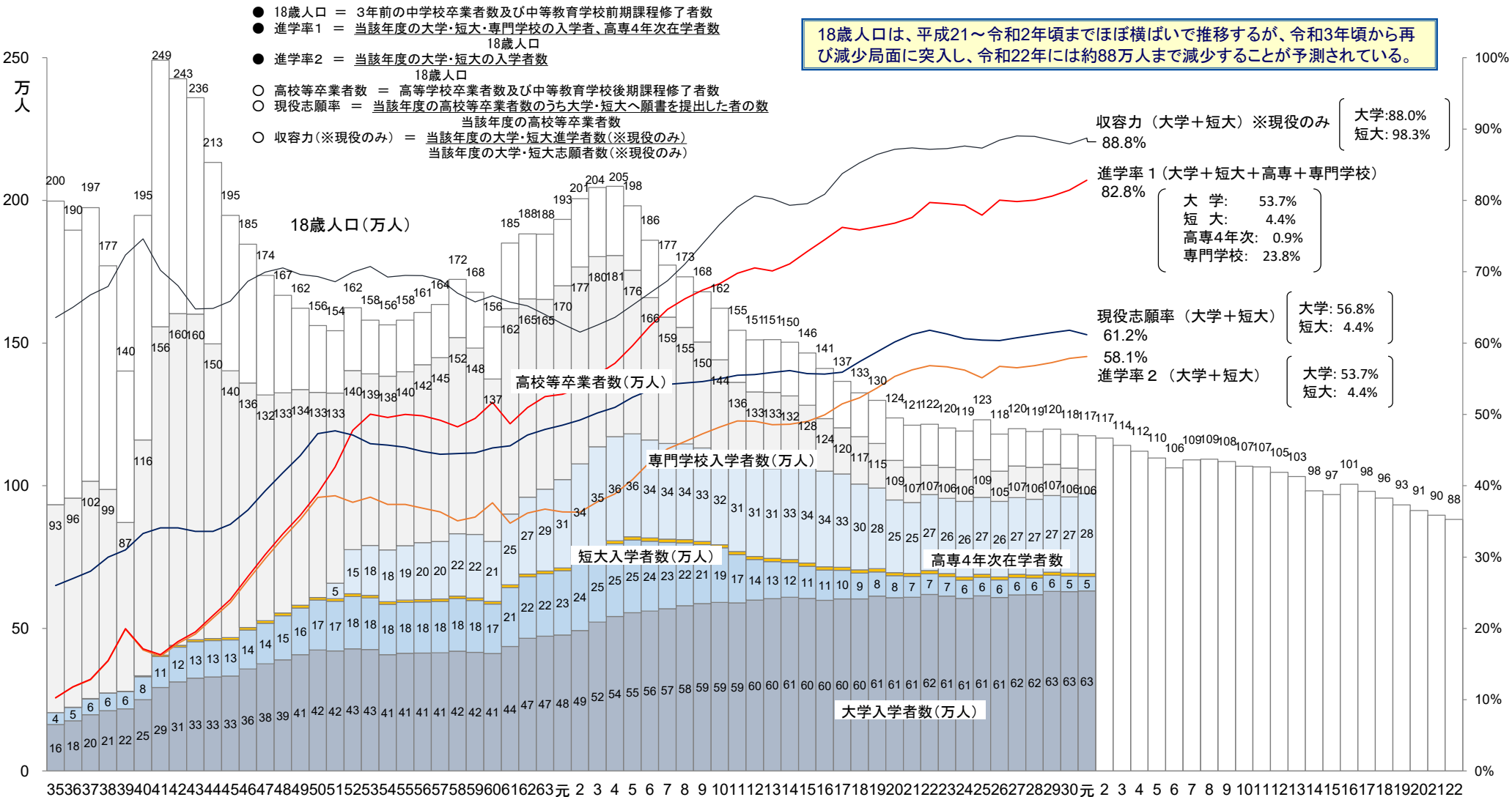
(3) 教育費負担の軽減

3. 科学技術

4. スポーツ・文化

戦後の進学率は大幅上昇。私立大学の増加が大きな役割を果たした

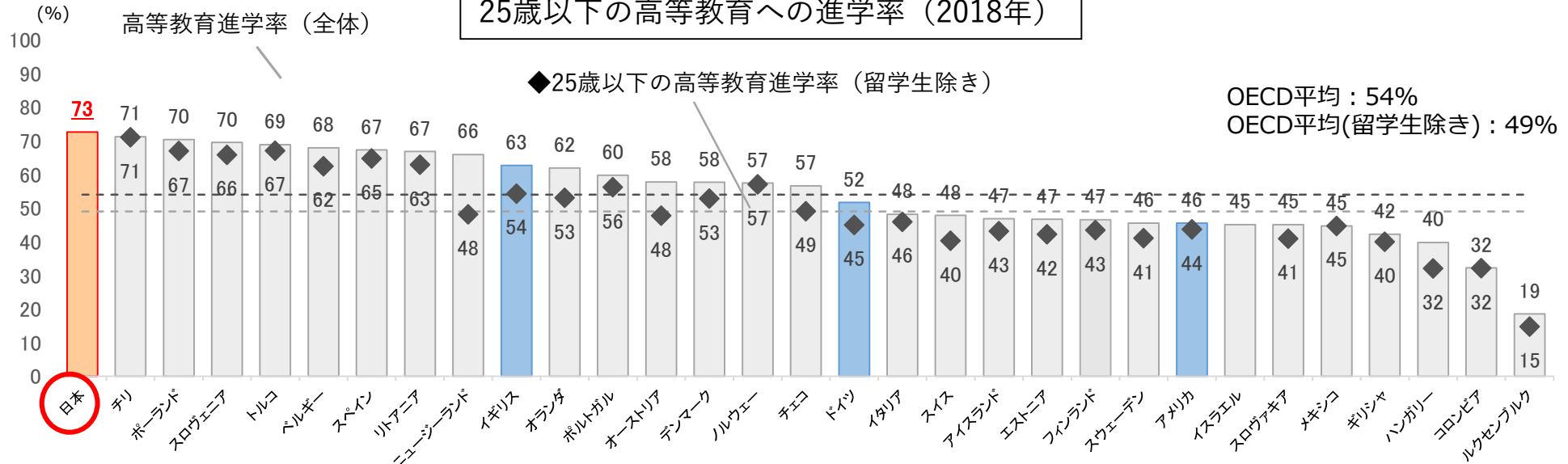
- 戦後の我が国は、子どもの数の増加と進学率上昇により、高等教育進学者数は大幅増。
- 学生の進学先として、私立大学が大きな役割を果たしてきた。



出典: 文部科学省「学校基本統計」令和14年～22年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成
※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

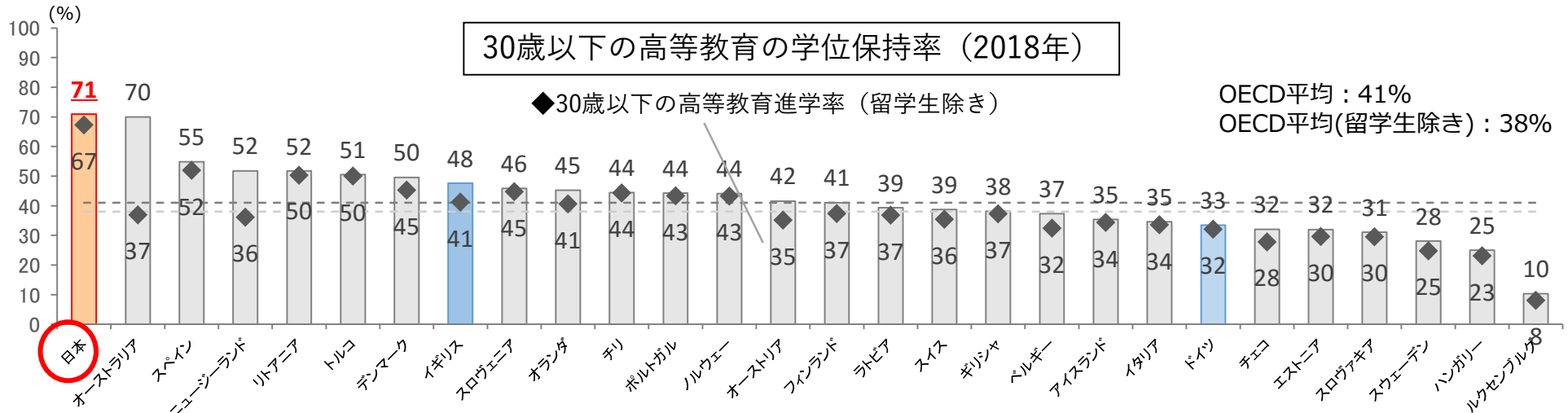
アクセス機会（高等教育進学率、学位保持率）はO E C D諸国の中でトップクラスの水準

25歳以下の高等教育への進学率（2018年）



（注）日本は留学生除きのデータはないが、高等教育機関に在籍する留学生割合は4%。

30歳以下の高等教育の学位保持率（2018年）



（注）高等教育進学率：高等教育課程（2年制大学等も含む全高等教育課程）に進学したある年齢の進学者数を当該年齢人口で除した年齢別進学率の合計。

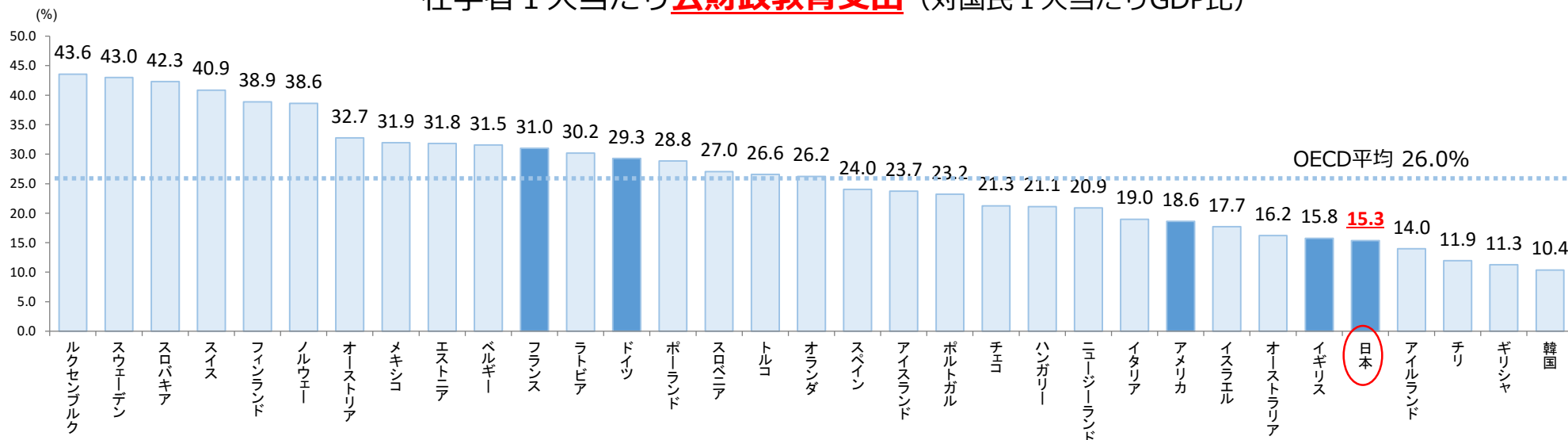
なお、高等教育進学率（留学生除き）については、データのある国のみ掲載している（日本はデータなし）。

学位保持率（初回卒業率）：高等教育課程（2年制大学等も含む全高等教育課程）の初回卒業率。

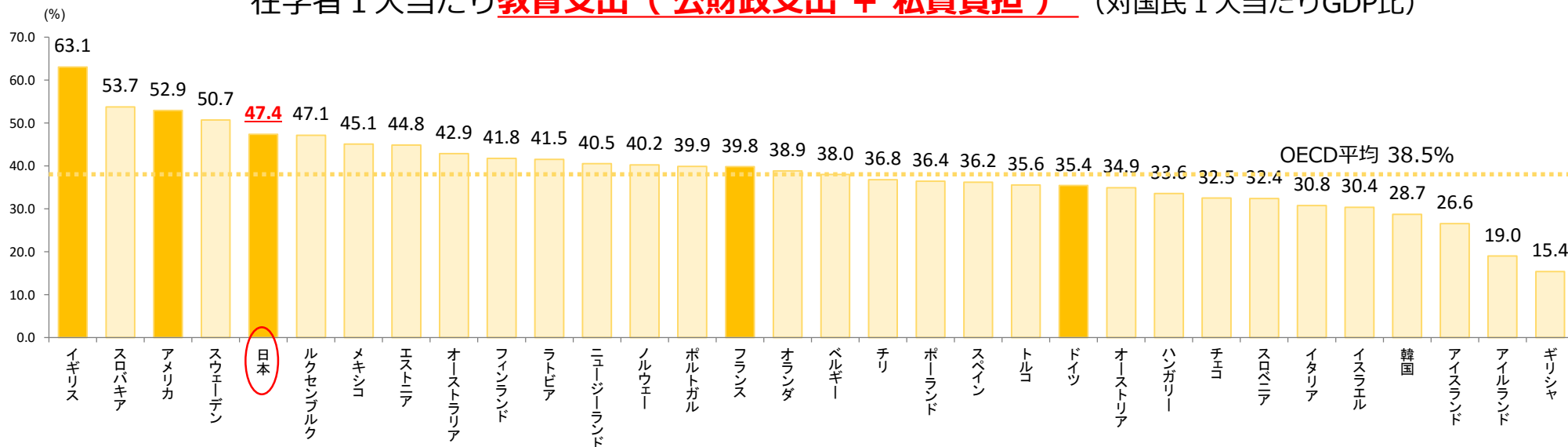
（出典）OECD「Education at a Glance 2020」

教育支出の国際比較＜高等教育段階＞（2015年）

在学者 1 人当たり **公財政教育支出**（対国民 1 人当たりGDP比）



在学者 1 人当たり **教育支出（公財政支出 + 私費負担）**（対国民 1 人当たりGDP比）



(注1) 上記は何れも高等教育段階における国公私立教育機関への年間支出の合計である。

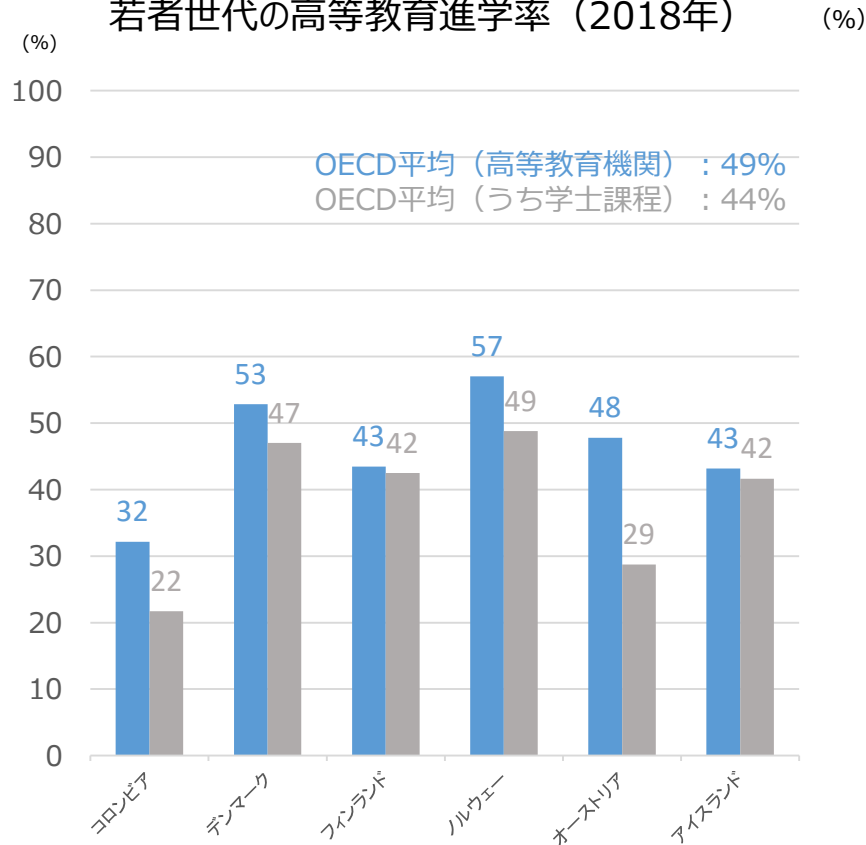
(注2) OECD平均の値は、計数が取れず算出不能である国を除いた加盟国の平均値。

(出典) OECD「Education at a Glance 2018」

中所得層は平均並のアクセス機会（進学率）が確保されている

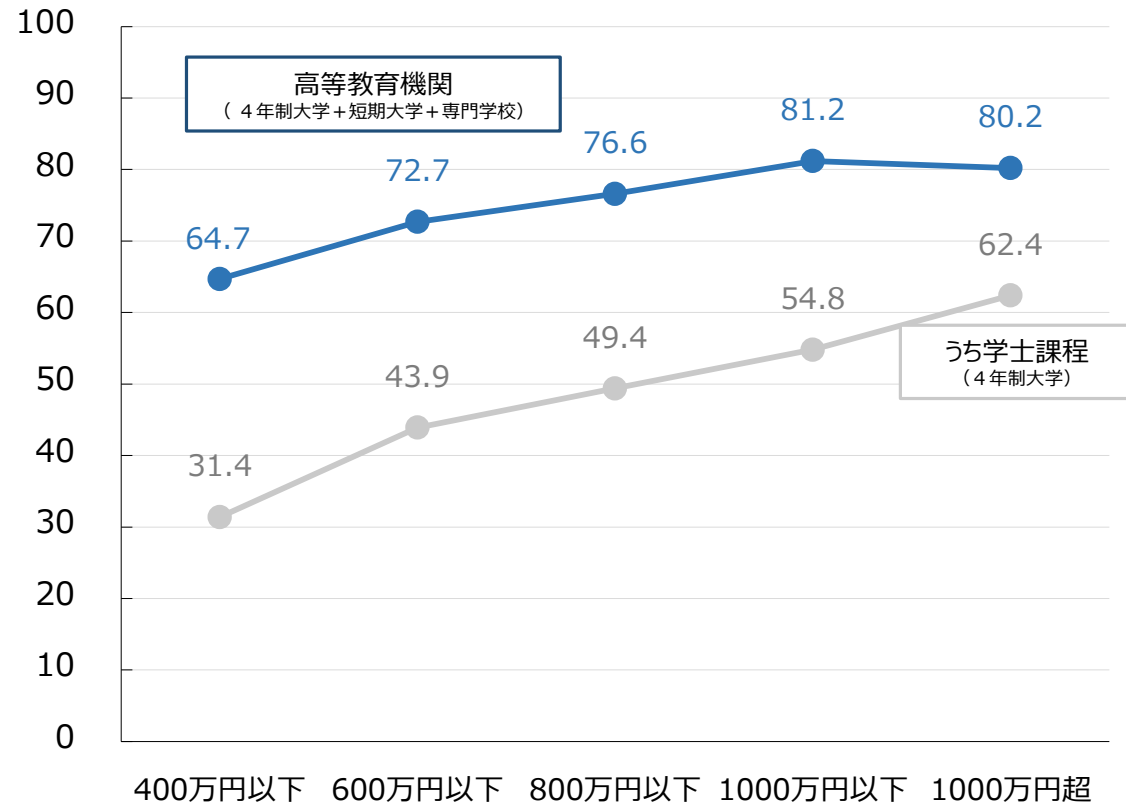
- 中所得層は平均並のアクセス機会（高等教育進学率）が確保されている。
- 低所得層のアクセス機会（高等教育進学率）がやや低い。

◆公費負担割合の高い先進国における若者世代の高等教育進学率（2018年）



(注1) 公費負担割合(高等教育段階)については、
①コロンビア99.8%、②デンマーク98.9%、③フィンランド91.9%、
④ルクセンブルク91.6%、⑤オーストリア91.1%、⑥アイスランド89.8%
(注2) 25歳未満かつ留学生除きの数値。
(出典) OECD「Education at a Glance 2020」

◆日本の高校卒業後の予定進路（両親年収別）



(注1) 日本全国から無作為に選ばれた高校3年生4,000人とその保護者4,000人が調査対象。
(注2) 両親年収は、父母それぞれの税込年収に中央値を割り当て(例：「500～700万円未満」なら600万円)、合計したもの。
(注3) 無回答を除く。専門学校には各種学校を含む。
(出典) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)

高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日）

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）より】 * 政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 （（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象））
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
 給付型奨学金 2,354億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分（392億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

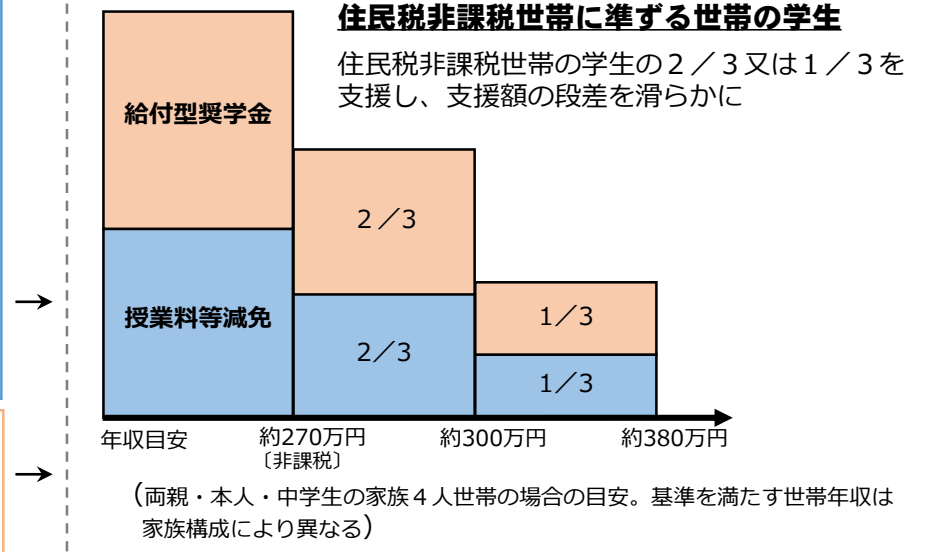
○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

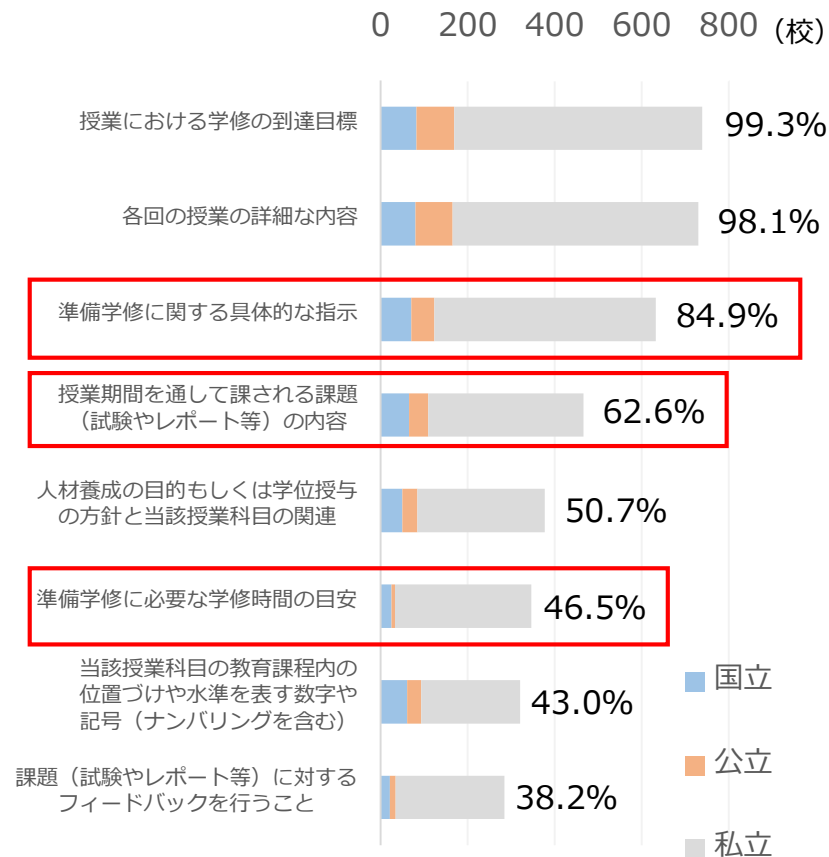
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

基本的な教育の質を保証できていない大学がある

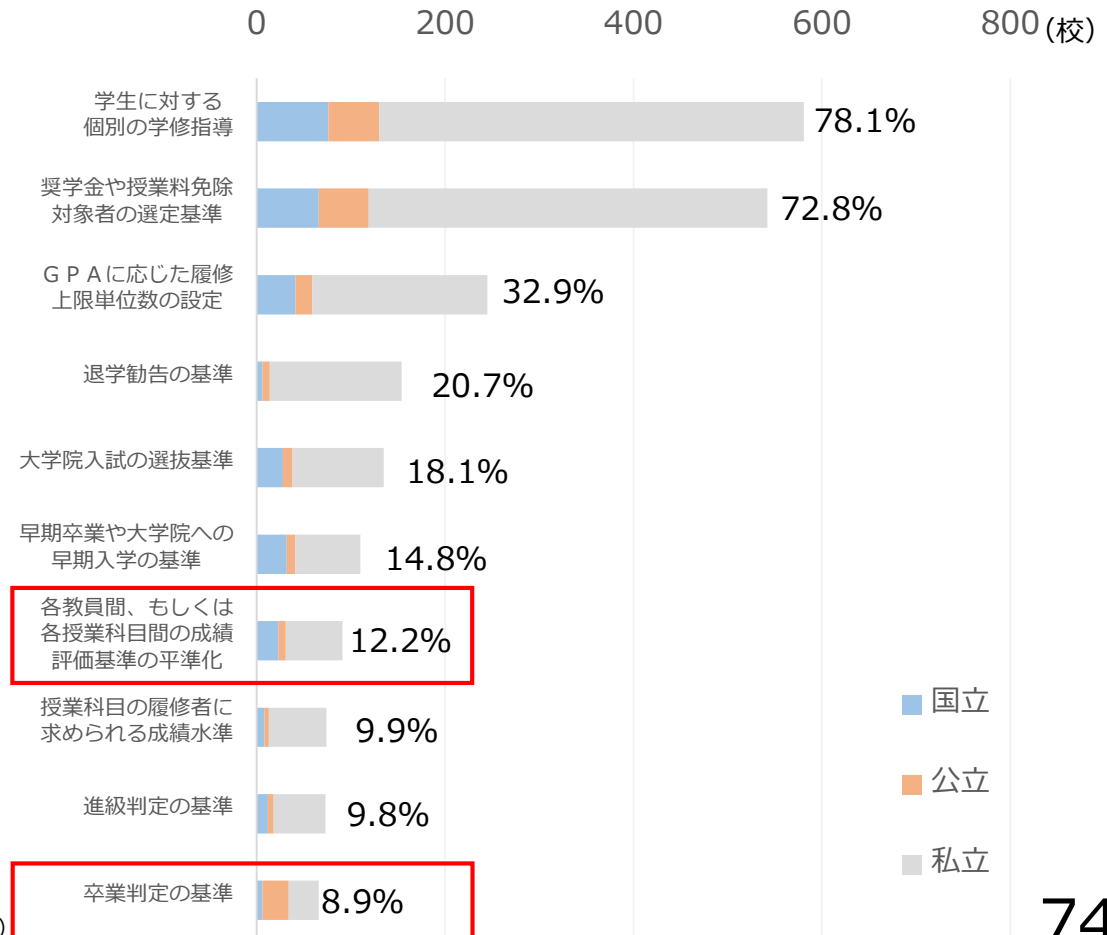
- シラバス（授業計画）において、学修に必要な指示・課題・時間の目安などが示されておらず、事前に教育内容が明らかにされていない。
- G P Aを適正な成績管理として活用できておらず、教育の質の保証につなげられていない。

（注）G P A制度：授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階（A、B、C、D、E）で評価し、それぞれに対して、4、3、2、1、0のように数値（グレード・ポイント：GP）を付与し、この単位あたりの平均（グレード・ポイント・アベレージ：GPA）を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。

◆シラバス（授業計画）の記載項目の状況（2017年度）



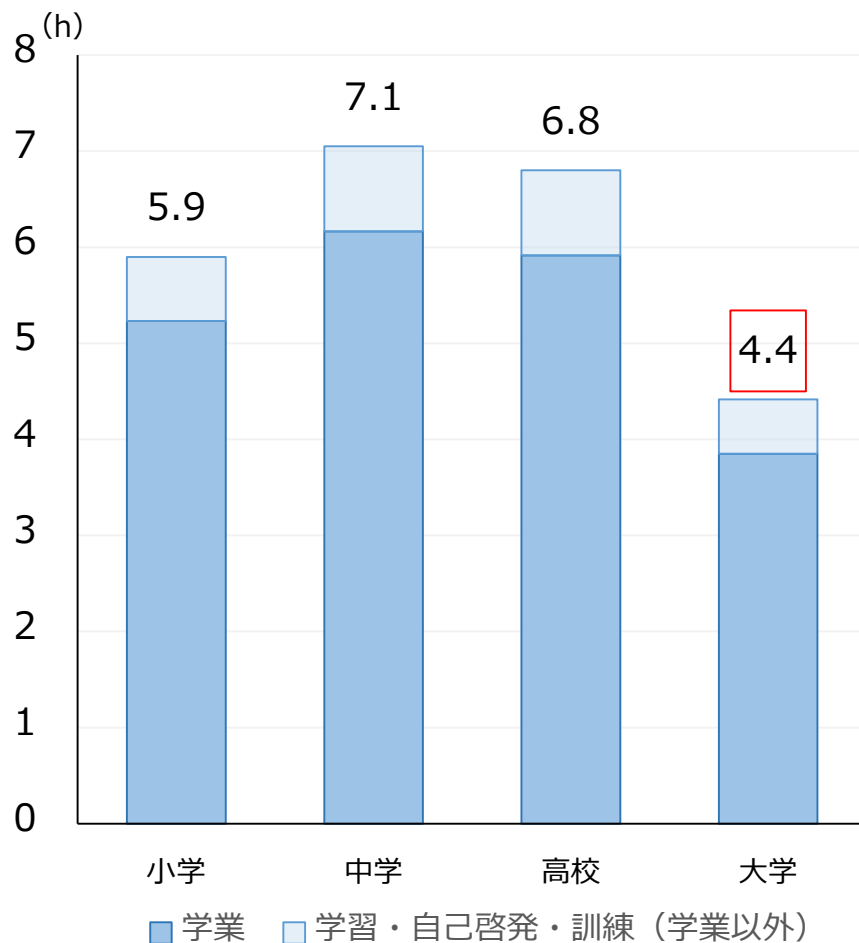
◆GPA制度の具体的な運用方法（2017年度）



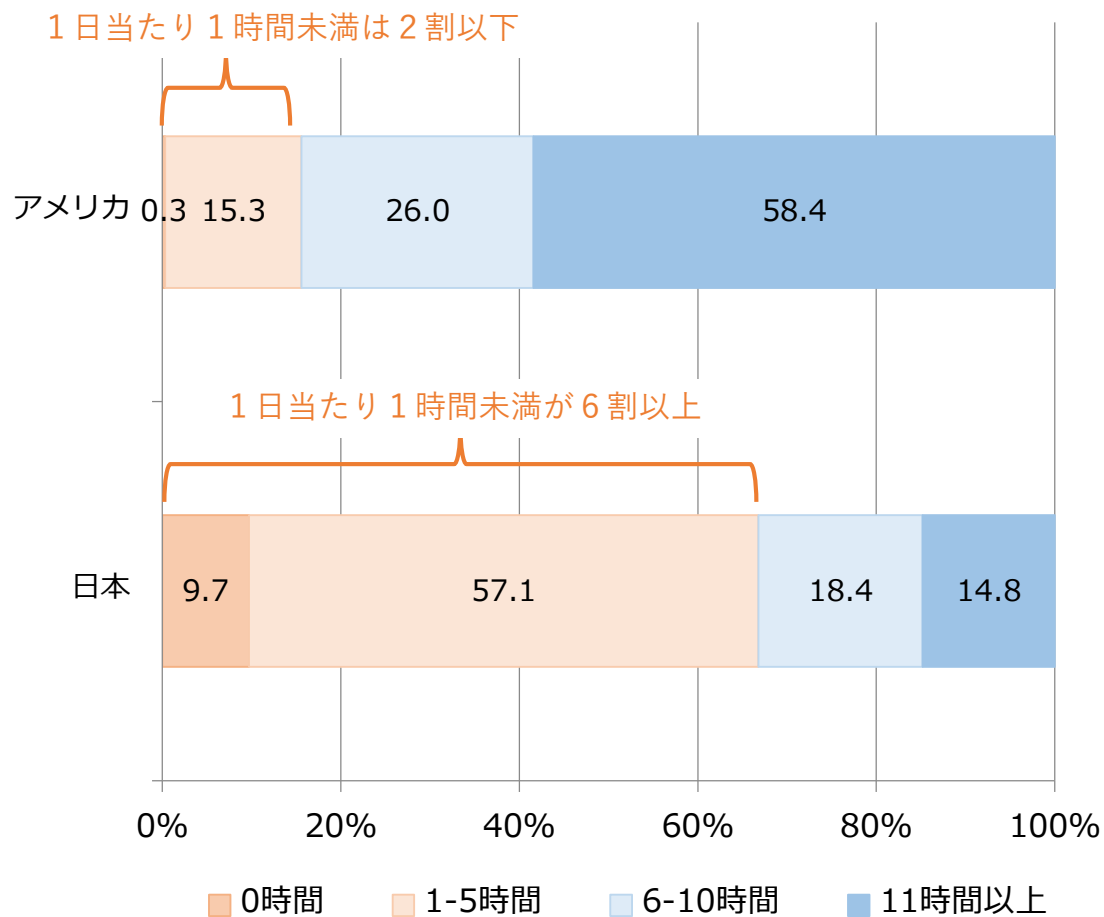
大学生の学習時間は、小学生よりも短い

- 大学生の学習時間は、小学生よりも短い。また、授業外の学習時間が1日1時間未満の学生は全体の6割以上。

◆学校段階別の学習時間（1日当たり）



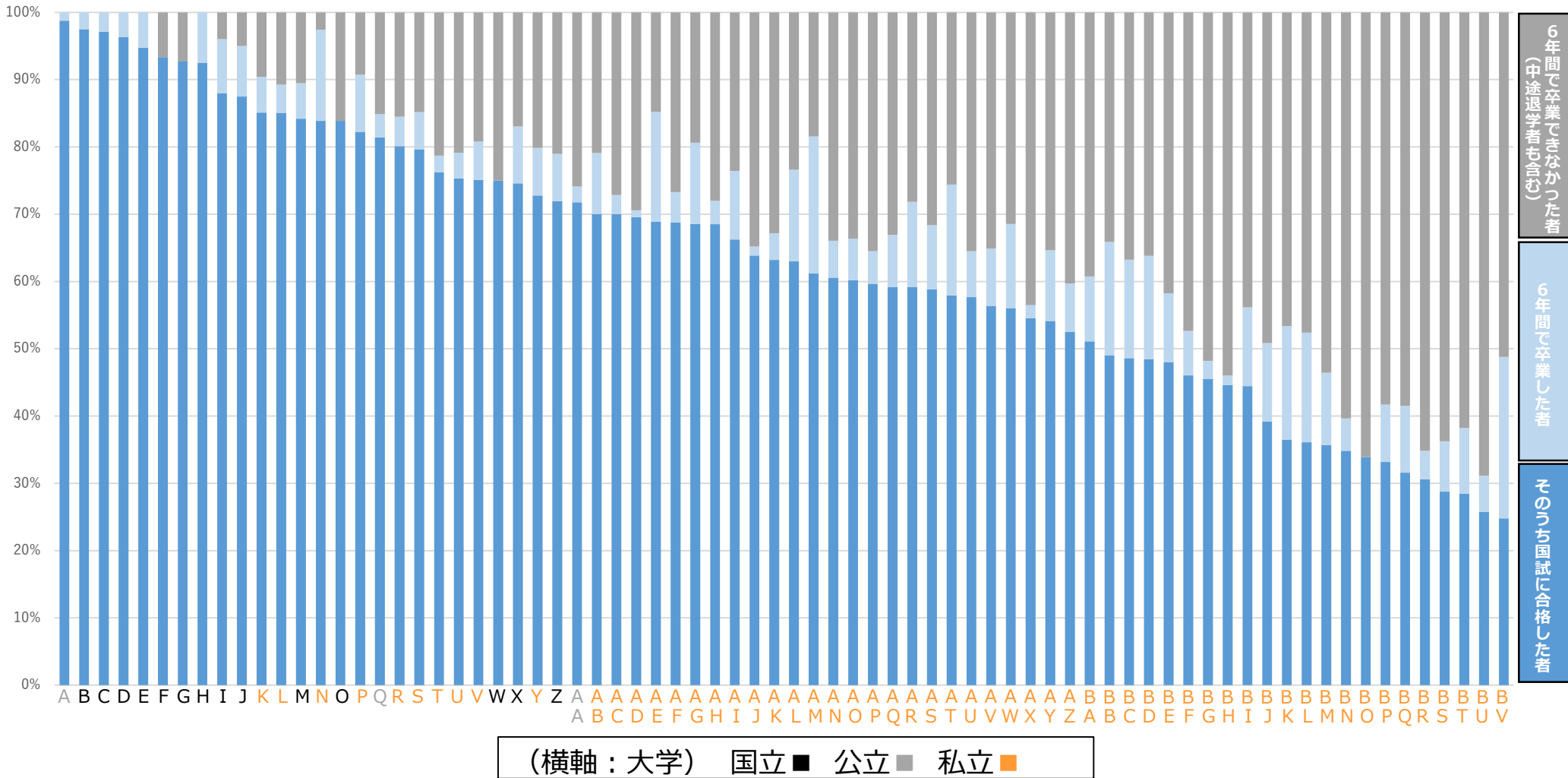
◆大学生の授業外の学習時間の日米比較（1週間当たり）



国家試験の合格率に大きな差がある

- 例えば、薬剤師を目指す6年制薬学部において、6年間で国家試験に合格した学生の割合が25%から99%まで大きな差がある。

◆2013年度に6年制薬学部に入学者の2019年度の状況

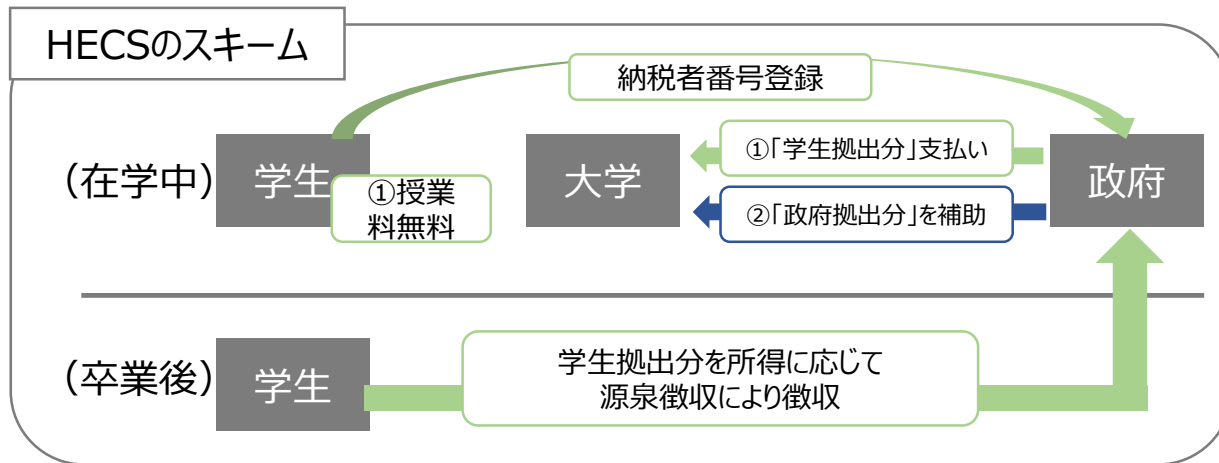


(注) 入学時に6年制・4年制課程を区別していない場合は、2013年度入学者で2017年度に5年次であった者を母数として算出。

(出典) 文部科学省「2019年（平成31年・令和元年）度の入学試験・6年制学科生の修学状況」

オーストラリアのHECS制度（仕組み）

- オーストラリアのHECS制度（Higher Education Contribution Scheme）は、**高所得世帯を含めた全世帯**の学生の高等教育の**授業料相当額を後払い**する制度。



- ① 高所得世帯を含め、全学生が
 - ・ 在学中は授業料を納付せず（自発的納付は可）、
 - ・ 卒業後、所得が一定以上の場合、税務当局に「学生拠出分」を納付（HELP（Higher Education Loan Program）を活用）。
 在学中は、政府が「学生拠出分」を大学に支払い。
 - ② このほか、政府は「政府拠出分」を大学に補助。
- （注）非大学型の私立高等教育機関に対しては「政府拠出分」の補助はない。

【オーストラリア】

（2019年、1\$=83円）

学生拠出分

履修コース	学生拠出金
法学、歯学、医学、獣医学、会計学、経営学、経済学、商学	91万円
数学、統計学、科学、情報工学、環境構築学、衛生学、医療衛生学、工学、測量学、農学	78万円
人文科学、行動科学、社会学、教育学、臨床心理学、外国語学、芸術学、看護学	54万円

政府拠出分

履修コース	政府拠出金
法学、会計学、経営学、経済学、商学	18万円
人文科学	50万円
数学、統計学、行動科学、社会学、情報工学、環境構築学、衛生学	88万円
教育学	92万円
臨床心理学、医療衛生学、外国語学、芸術学	109万円
看護学	121万円
工学、科学、測量学	154万円
医学、歯学、獣医学、農学	196万円

【日本】

授業料

履修コース	授業料
全学部	53.6万円

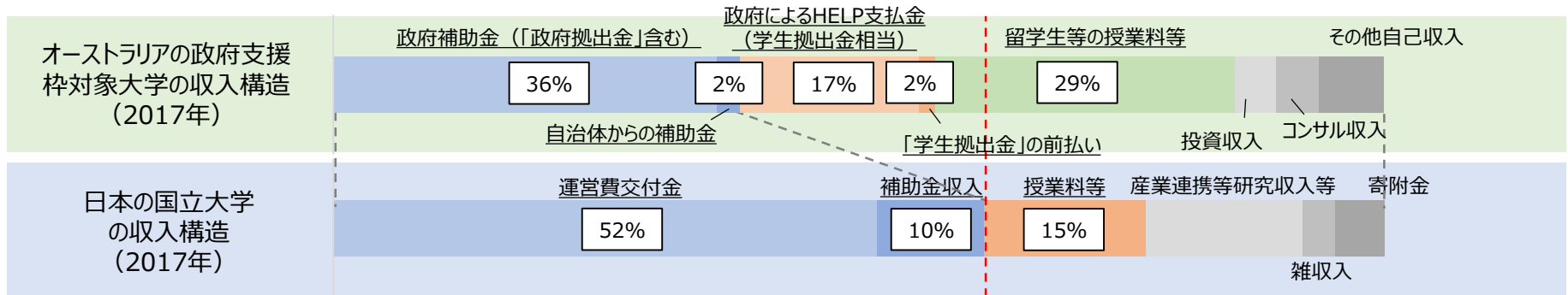
政府負担

年度	運営費交付金
令和 2	10,807億円

オーストラリアのHECS制度（留意点）

○ オーストラリアのHECS制度は、以下の点に留意する必要。

- ① オーストラリアの大学型の高等教育機関は、**国公立大学がほとんど**であること（国公立37大学、私立3大学）。
- ② それまで授業料を徴収していなかった状態から、財源確保のために**授業料を徴収する政策へと転換**する中でとられた制度であること。

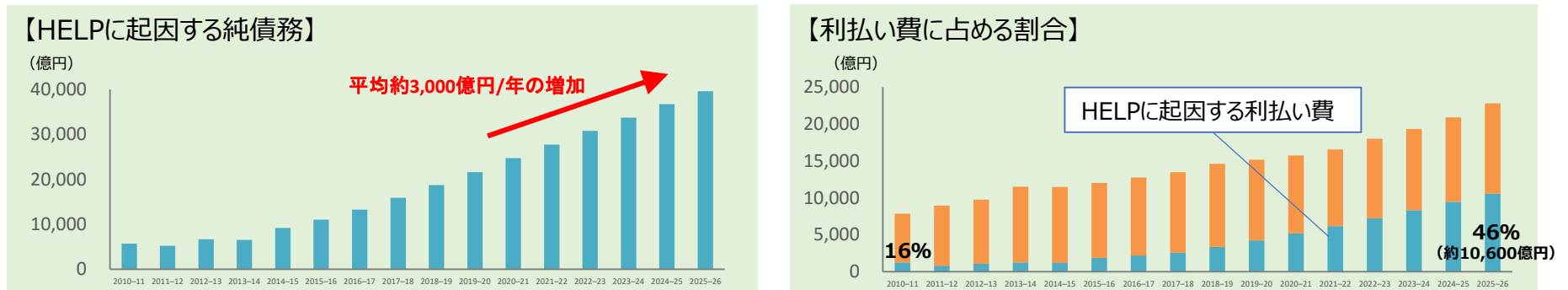


（注）日本の国立大学の収入は病院収入を除く。

（出典）国立大学法人決算報告書、Finance 2017-Financial Reports of Higher Education Providers(Australia)

日本の国立大学の公費負担は、すでにオーストラリアの公費負担とHELP支払金を合計した程度に達している。

- ③ HELPローンの未回収率は2割程度とされ、**大きな財政負担**となっていること。



（注1）上記の額は日本円換算したもの（1\$=82.33円）。

（注2）2017年に、政府は大学に対する補助金を削減する改革を行うと同時に、大学に対して授業料設定の裁量を与える予定であるため、大学は補助金の削減分を賄うべく、授業料引き上げを行うと仮定。2018年度からは、大学が毎年2%授業料の値上げを行うと仮定。

（出典）Parliament of Australia Parliamentary Budget Office, 2016, "Higher Education Loan Program; Impact on the Budget"

- ④ 個人の**債務が物価でスライドして増加**することとなっており、実質的な利子負担があること。

【オーストラリア（HECS）】

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
物価スライド	1.5%	1.5%	1.9%	1.8%	1.8%

【日本（所得連動返済型無利子奨学金）】

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
利息	なし	なし	なし	なし	なし
保証料	0.693%	0.589%	0.589%	0.589%	0.589%

HECS制度に関する主な論点

制度面

- **高所得世帯も対象とすれば、縮めようとしている格差がかえって拡大するのではないか**
 - ・ 中所得世帯以上は、既に平均並みの高等教育へのアクセス機会を確保
- **大学改革との整合性をどのように確保するか**
 - ・ 授業料収入が国から保障される仕組み（改革なく生き永らえる大学が増加しないか）

執行面

- **管理すべき貸付債権が増加し、管理コスト・回収不能リスクが大幅に増加するのではないか**
 - ・ （回収率上昇の観点から検討されている）源泉徴収の導入については、
 - － 徴収漏れが生じた場合、源泉徴収義務者がいったん肩代わりしなければならないこと
 - － 個人事業主は対象とならないほか、中小企業も含む事業者には膨大な事務負担を及ぼすこと（高等教育を受けない者もいるため、従業員が本制度の対象者か、返済が完了しているか等を各事業者が把握する必要があるが、果たして可能か（転退職等も存在））
- 等多くの課題があり、事業者からの強い反発が予想される

財源面

- **利息や貸し倒れ、制度運営にかかるコストを誰がどのように負担するのか**
 - ・ 既存の低所得世帯の授業料減免分を財源とすることについては、大きな反対が生じることは必至

（参考）大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号） 附則

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

0. 総論

1. 義務教育

2. 高等教育

3. 科学技術

4. スポーツ・文化

背景・課題

- 国際的な頭脳獲得競争の激化の中で我が国が生き抜くためには、**優れた研究人材が世界中から集う“国際頭脳循環のハブ”**となる研究拠点の更なる強化が必須。
- WPI拠点がこれまでに培ってきた強みや生み出してきた成果を最大限に活かしていくため、**国際頭脳循環や成果の横展開・高度化**を更に推し進めていくことが重要。

【成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日）における記載】

世界的拠点形成に向けた先進的取組の組織内外への横展開など大学等の国際化を進め、国際共同研究プログラムの拡充、国内向け研究費の国際共同研究への活用等を行う。また、**世界的研究拠点の持続的発展に向けた国際・学際研究体制強化**の検討を2019年度中に行う。

事業概要

【事業目的・実施内容】

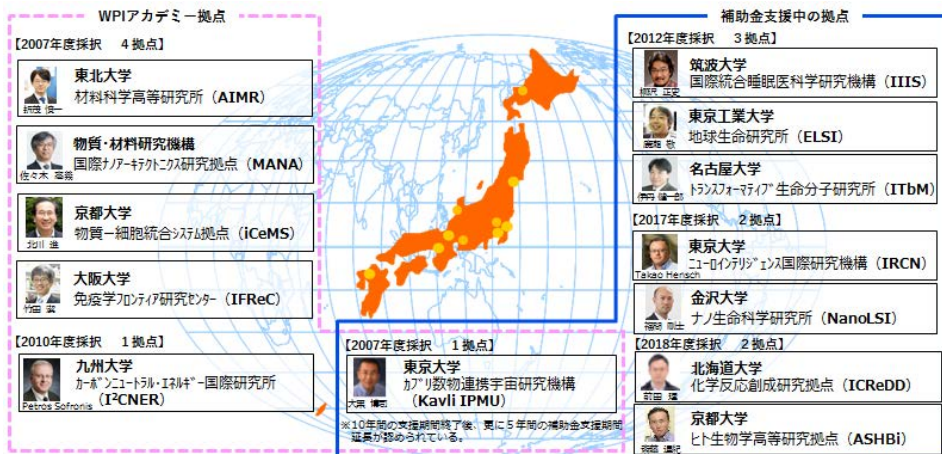
大学等への集中的な支援を通じてシステム改革等の自主的な取組を促すことにより、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る「目に見える国際頭脳循環拠点」の充実・強化を着実に進める。



令和2年度予算のポイント

- ①世界トップレベル研究拠点の充実・強化に向けた取組を引き続き着実に推進。
- ②WPI拠点としてこれまでに培ってきた強みや成果を最大限に活かしていくため、**国際頭脳循環の深化**や拠点間連携の強化を含む**成果の横展開・高度化**など、**WPIの価値最大化**に向けた取組を強力に推進。

【WPI拠点一覧】※令和2年4月現在



【拠点が満たすべき要件】

- 総勢70～100人程度以上（2007、2010年度採択拠点は100人～）
- 世界トップレベルのPIが7～10人程度以上（2007、2010年度採択拠点は10人～）
- 研究者のうち、常に**30%以上が外国からの研究者**
- 事務・研究支援体制まで、すべて**英語が標準**の環境

【事業スキーム】

- 支援対象：研究機関における基礎研究分野の研究拠点構想
- 支援規模：最大7億円/年×10年（2007、2010年度採択拠点は～14億円/年程度）
※拠点の自立化を求める観点から、中間評価後は支援規模の漸減を原則とし、特に優れた拠点については、その評価も考慮の上、支援規模を調整
- 事業評価：ノーベル賞受賞者や著名外国人研究者で構成される**プログラム委員会**や**PD・POによる丁寧かつきめ細やかな進捗管理**を実施
- 支援対象経費：人件費、事業推進費、旅費、設備備品費等
※研究プロジェクト費は除く

【これまでの成果】

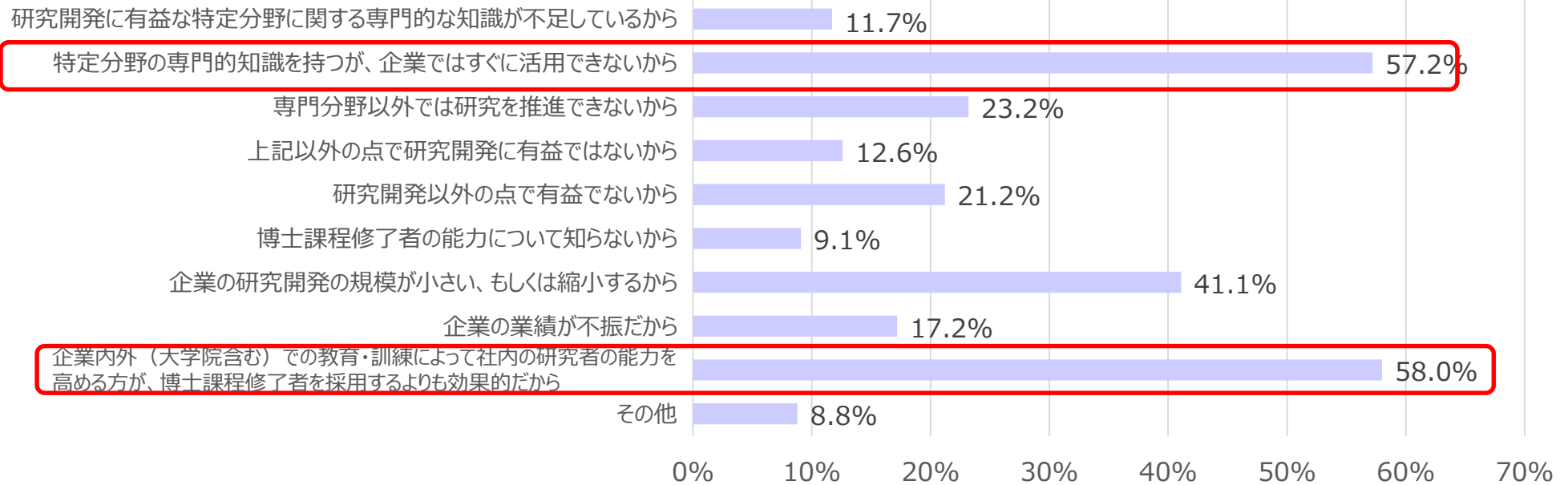
- 当初採択5拠点（2007年度～）は、拠点立ち上げ以来、世界トップレベルの研究機関と比肩する論文成果を着実に挙げ続けており、輩出論文数に占める**Top10%論文数の割合も高水準（概ね20～25%）**を維持
- 「アンダーワンルーフ」型の研究環境の強みを活かし、**画期的な分野融合研究の成果創出**につなげるとともに**分野横断的な領域の開拓**に貢献
- 外国人研究者が常時3割程度以上所属する**高度に国際化された研究環境**を実現（ポストドクは全て国際公募）
※日本の国立大学における外国人研究者割合（7.8%、2017年）
- 民間企業や財団等から大型の寄附金・支援金を獲得**
例：大阪大学IFReCと製薬企業2社の包括連携契約（10年で100億円+α）
東京大学Kavli IPMUは米国カブリ財団からの約14億円の寄附により基金を造成



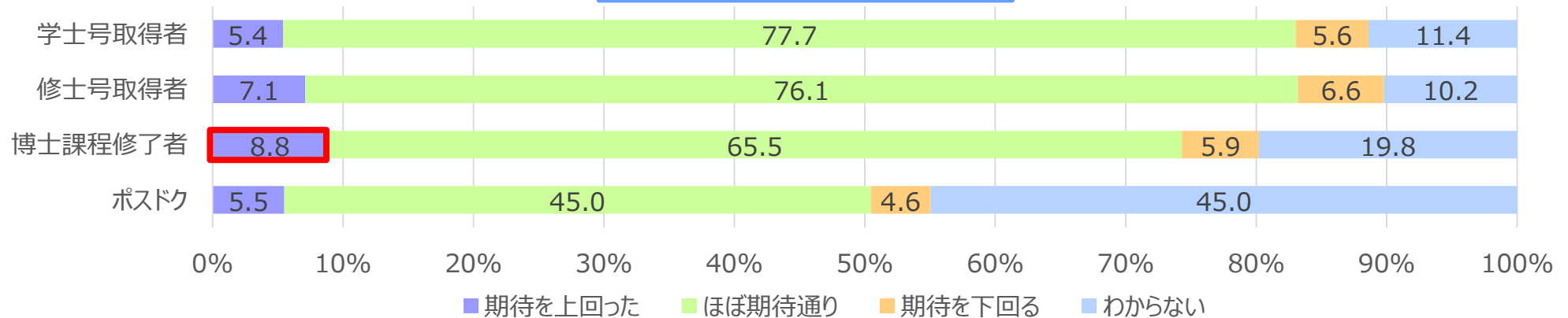
異分野融合を促す研究者交流の場（Kavli IPMU）

博士課程修了者のキャリアパス

民間企業が博士課程修了者を研究開発者として採用しない理由



研究開発者の採用後の印象



海外の産学連携事業の例

〔ドイツ〕

■先端クラスター事業（2008年～）

・欧州 2 ～ 3 位の地域クラスターを世界トップに、欧州トップを世界 2 ～ 3 位にすることを目指す事業。

- ・ 1 地域あたり約56億円の支援（5年間）。
- ・ 地域側の民間資金等が連邦政府の支援額と同額以上集めることが採択要件。

■研究キャンパス事業（連邦教育研究省、2012年～）

- ・基礎研究を担う大学を念頭に、その成果を企業が活用し、応用まで一気に通貫で行うため、1つ屋根の下で大学・企業等が研究開発・学生指導を行う。
- ・最長15年間（途中2回の評価）、毎年約2.8億円を限度に支援。
- ・ 政府支援と企業の持ち出し（金銭提供以外を含む）が1対1であることが採択要件。

〔米国〕

■産学共同研究センター（I/UCRC）プログラム（米国国立科学財団（NSF）、1973年～）

- ・産学連携の拠点（センター）を設け、大学は、企業の研究資金等の提供を受け、前競争段階の革新的研究や、企業が必要とする学生の育成を行う。企業と大学の長期的パートナーシップに対し、構築資金を政府が支援。
- ・各センターは、政府支援及び契約企業からの会費を元に運営。参加企業は、関心が高い研究に対し資金やノウハウを提供。
- ・ 自立運営に向け、5年間で仕切る3フェーズで政府支援を段階的に減少、同時に、契約企業数及び会費を段階的に増やすことを支援継続の要件としている。

〔英国〕

■カタパルト・プログラム（英国研究・イノベーション機構（UKRI）・Innovate UK、2011年～）

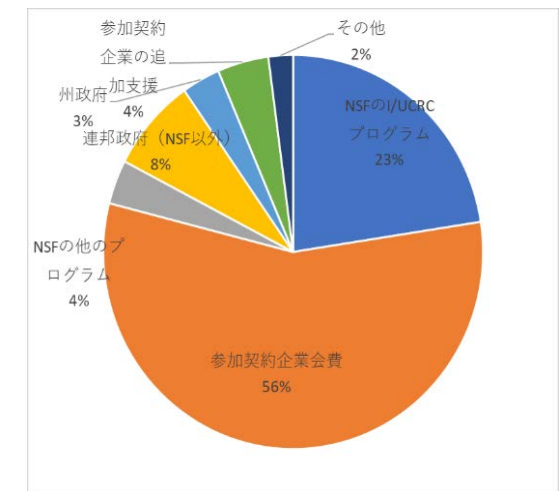
- ・特定の技術分野で英国が世界をリードすることを目的に、企業や研究者が協力して研究開発を行う拠点（センター）を構築。産業界の積極的な資金投入を通じた研究開発促進を目指す。
- ・ 政府支援はセンター運営に充てられ、研究プロジェクト実施のための資金は産業界等が用意。
- ・2011～2014年に10の技術分野でセンターを設置。公的支援約5.28億ポンド、民間資金は約8.72億ポンド。

■大学企業ゾーン（ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS））

- ・大学におけるビジネスや地域の新たなビジネスの成長支援（2014年～）。
- ・大学内に産学連携に特化したゾーンを設置。スタートアップ等がオフィスを構え、大学の研究者と研究開発。

米国・I/UCRC

I/UCRC運営費予算総額（2017～2018年度）



I/UCRCに対するNSFの支援期間と金額

フェーズ	支援期間	NSF支援額 /サイト/年	契約企業会費 /サイト/年*
立ち上げ	1年	1.5万ドル	
フェーズ1	5年	15万ドル	15万ドル以上 (3企業以上)
フェーズ2	5年	10万ドル	20万ドル以上 (4企業以上)
フェーズ3	5年	5万ドル	25万ドル以上 (5企業以上)

*最低限義務付けられる基準。現物出資ではなく会費としての負担。

〔出典〕「ドイツに学ぶ科学技術政策」（永野博著、2016年1月）、「米国国立科学財団NSF - 基礎研究を支える連邦政府独立機関」

（JST・CRDSセンター林幸秀編著、2018年3月）、「英国の科学技術情勢」（JST・CRDSセンター林幸秀編著、2019年3月）から財務省作成

■ 大阪大学 IFReC : 100億円+α

10年間で100億円の研究資金提供を受ける包括連携契約を中外製薬と締結。
また、大塚製薬とも10年間研究資金提供を受ける包括連携契約を締結。（金額非公表）

※大学と産業界が連携して基礎研究段階から長期間、大型の包括的連携を行うという点で、特に画期的な成果。
更に、大阪大学はダイキン工業から**10年間で56億円**の資金提供を受ける包括連携契約を締結しており（平成29年7月）、IFReCで生み出された新たな産学連携の形式が**学内水平展開している**という点でも、画期的な成果。

■ 東京大学 Kavli IPMU : 約12.5億円

米国カブリ財団からの寄付により基金を設立し、基金からの運用益によりKavli IPMUの研究を助成

（参考） カブリ財団は、ハーバード、MIT、ケンブリッジ等、世界の有力大学の研究機関を支援している有名な米国民間財団。
カブリ財団から寄附を受け、「カブリ」の名を冠することは、特に欧米において、非常に高いステータスとなる。

■ 東京工業大学 ELSI : 約6.7億円

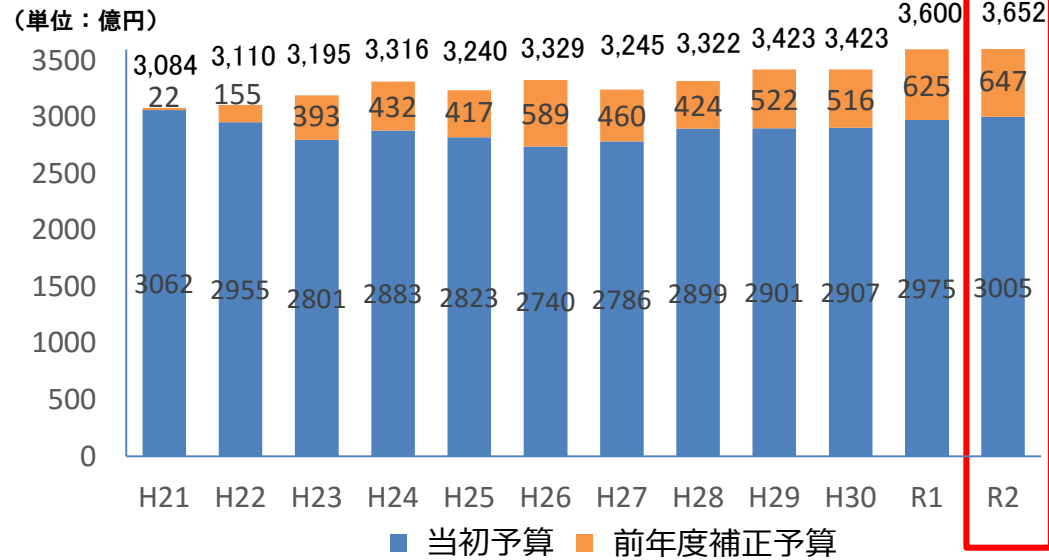
米国の民間財団であるジョン・テンプルトン財団より、約7億円※の研究資金を獲得。

※全国立大学が海外の非営利団体から1年間に受け取った全ての研究資金に相当（平成25年度実績：総務省統計）

（参考） 米国ジョン・テンプルトン財団から、資金提供を決定した理由として、野心的かつ世界最高水準の融合研究（地球惑星科学者と生命科学者の連携による「生命の起源」の探求）が行われていることだけでなく、国がWPIを通じて強力に支援を行っていることが挙げられている。

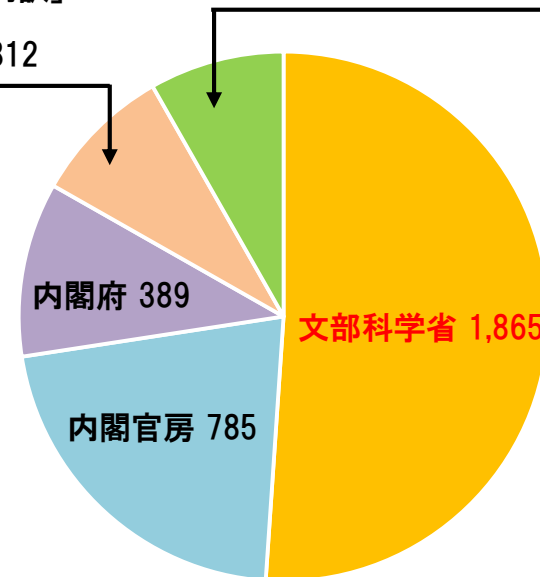
令和2年度予算における各省の宇宙関係予算額の状況

【宇宙関係予算の推移】



【省庁別内訳】

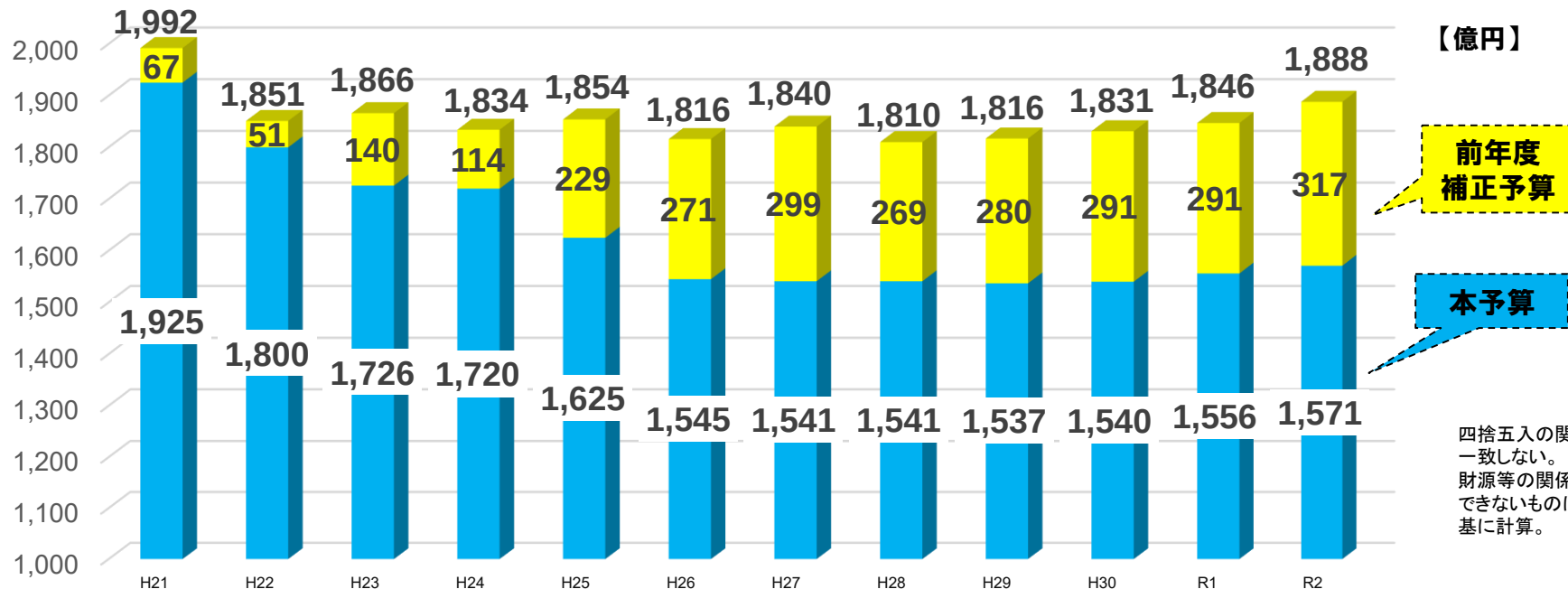
防衛省 312



(単位：億円)

国土交通省 96
環境省 89
総務省 72
経済産業省 28
警察庁 10
農林水産省 3
外務省 3

【JAXA予算の推移】



四捨五入の関係で合計額は必ずしも一致しない。
財源等の関係で現時点で金額を確定できないものは、前年度の予算額を基に計算。

アルテミス計画

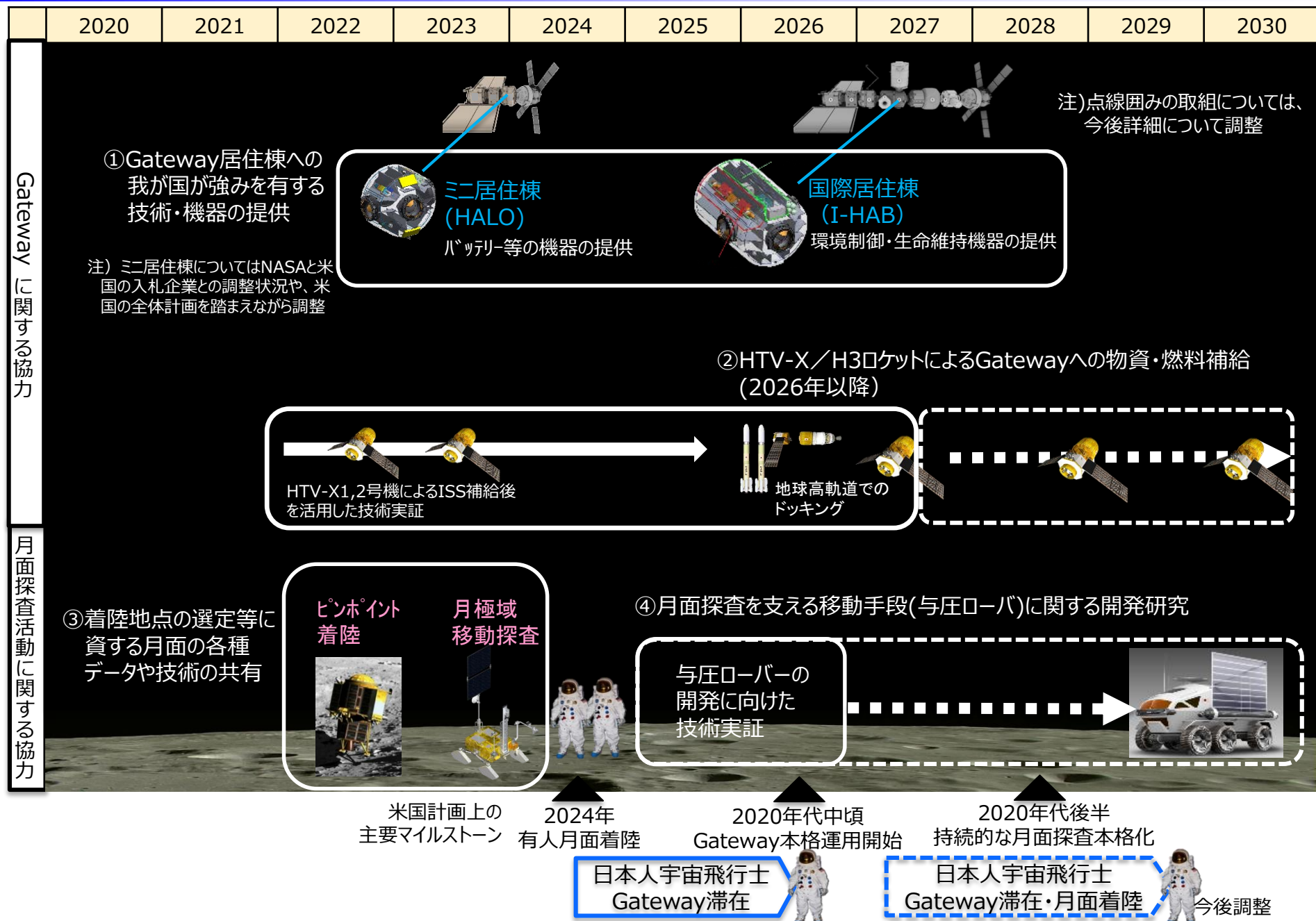
- 米国主導の計画で、2024年の有人月面着陸に向けて、月の周回軌道上に有人宇宙ステーション（Gateway）を整備し、その後は月面の持続可能な探査開始を目指す。
- 令和元年10月の宇宙開発戦略本部において政府として参画方針を決定し、令和2年7月に文部科学省とNASAとの間で共同宣言に署名。
- アルテミス計画への参画に伴い、Gatewayへの居住棟機器の提供や燃料物資補給、与圧ローバ（月面移動手段）の開発等による「貢献」が求められている（2021年度にはGateway 居住棟に使われる機器の開発、Gatewayに燃料物資を補給するための補給機の開発、ISSへの打上げ、与圧ローバの技術開発等の費用が必要）。

文部科学省とNASAとの間で共同宣言（令和2年7月10日）

【目的】 ①予算要求に必要な日本側の貢献内容の一定程度の特定
②日本人宇宙飛行士の活躍機会の確保に係る米側のコミットメントの引き出し

- ① **日本側の貢献**として、日本は以下の**4項目を中心に協力**
 - ・ **Gateway居住棟への機器等の提供**（バッテリー等）
 - ・ **補給**（ISS補給を通じて技術を実証後、Gatewayへ補給）
 - ・ **月面データの共有**（SLIMや月極域探査で取得したデータを共有）
 - ・ **与圧ローバの開発**（与圧ローバの開発・運用に向けて概念検討継続）
- ② **日本人宇宙飛行士をGateway及び月面に送る方向で**、詳細については、さらに日米間で調整することに合意。

アルテミス計画の協力取組イメージ



0．総論

1．義務教育

2．高等教育

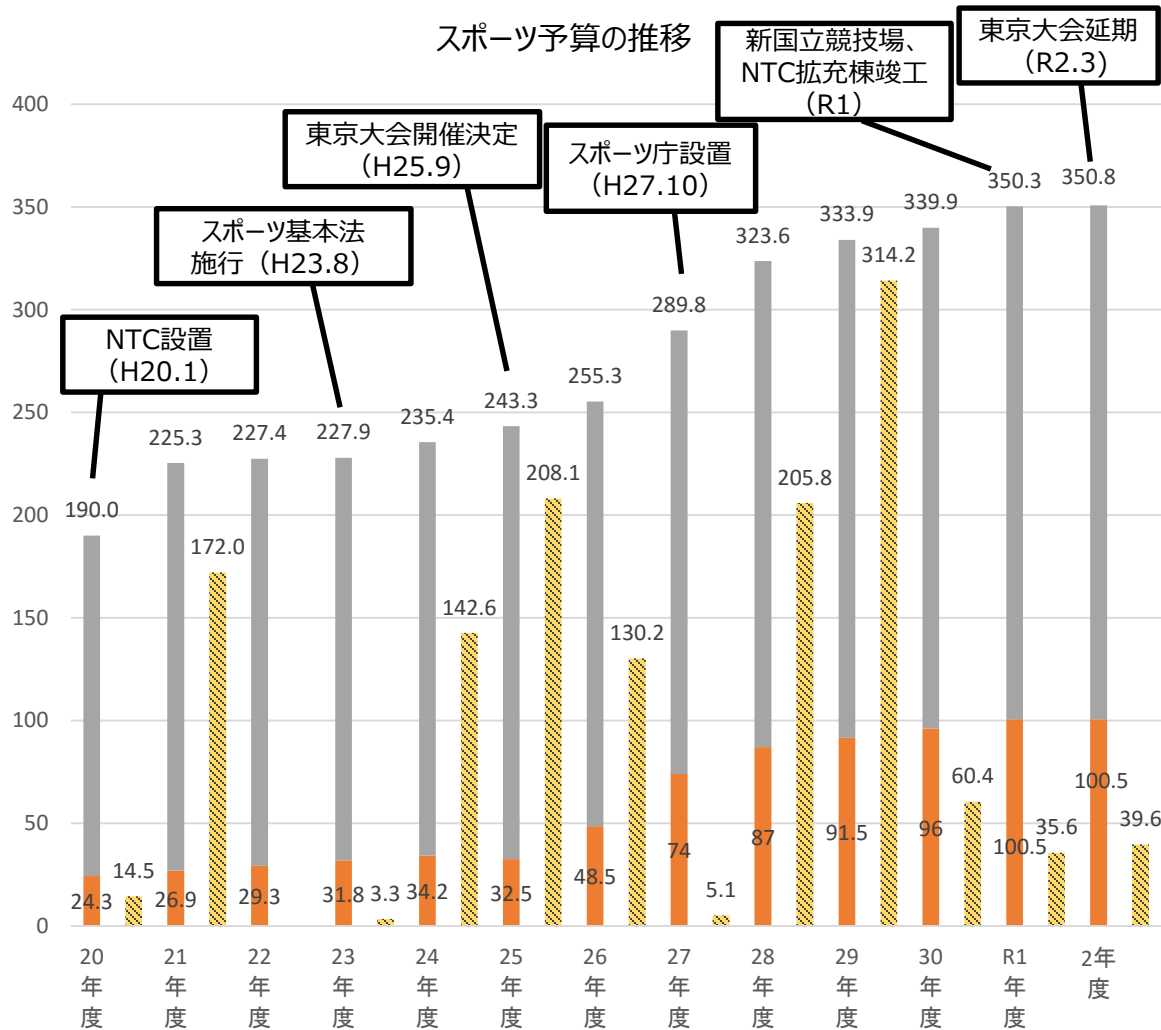
3．科学技術

4．スポーツ・文化

スポーツ予算の課題

- スポーツ予算は、スポーツ庁設立（H27.10）等を経ながら増加を続けており、令和2年度予算は、平成20年度の約1.8倍まで拡大（190億円→351億円）。その間、競技力向上事業を重点的に強化しつつ、スポーツの成長産業化など新たな施策を展開している。

スポーツ予算の推移



競技力向上事業の概要

- 戦略的強化
パリ2024大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成の支援や、競技団体の強化戦略プランの実行化支援など戦略的な取組を実施。
- 基盤的強化
東京2020大会、北京2022大会をはじめとする国際競技大会に向けて、各競技団体が日常的・継続的に行う強化活動を支援。

【今後の課題】

- 競技力向上事業は、東京2020大会の開催が決定されたことを契機（平成25年9月）として、増額されてきたが、東京2020大会後の事業の在り方をどう考えるか。

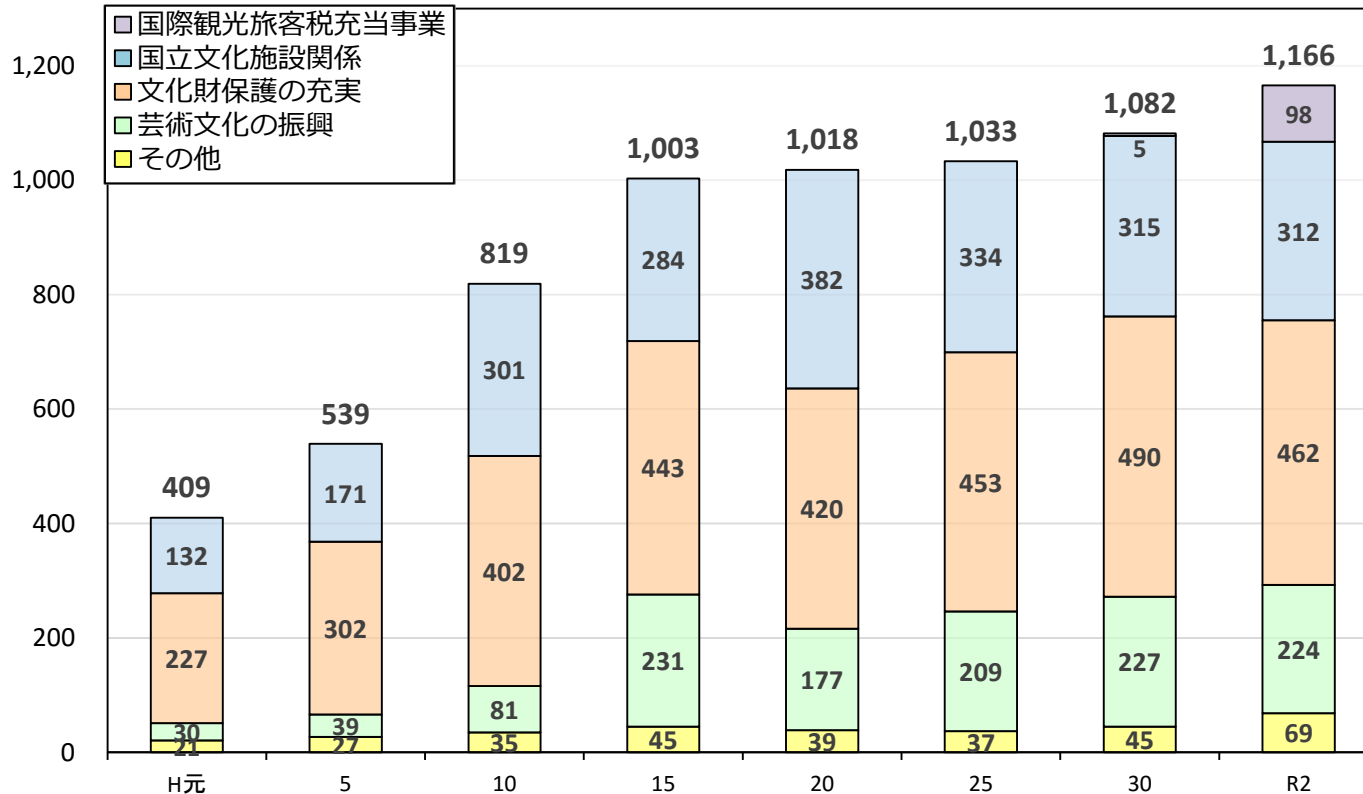
（論点）

- ・ 各競技団体の経営実態を踏まえ、その自律的な経営の確立をどう目指すのか。
- ・ オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数のほか、各競技団体の世界大会におけるメダルの獲得数などの目標をどう設定するのか。

文化庁予算の推移

- 令和2年度の文化庁予算（1,166億円）は、平成元年度の約2.8倍にまで増加。

（単位：億円）



【文化庁予算の今後の課題】

- 文化芸術活動への支援事業について、入場料や寄付などの財源確保を後押しし、自立した経営に転換を図っていきけるような助成の仕組みを導入していく必要。
- 文化財の活用促進や、国立文化施設の自己収入の拡大等、「稼ぐ文化」を一層推進し、文化芸術に対して効果的に再投資することにより、自律的・持続的に発展していくメカニズムを確立していくことが重要。

（注1）予算の分類については、次のとおり予算書の（項）ごとに整理。なお、項の名称に「独立行政法人」を含む場合には省略。

芸術文化の振興：文化振興費（H20-30には、国際文化交流推進費を含む。）

文化財保護の充実：文化庁施設費、文化財保存事業費、文化財保存施設整備費

国立文化施設関係：国立美術館運営費、国立美術館施設整備費、日本芸術文化振興会運営費、日本芸術文化振興会施設整備費、国立文化財機構運営費、国立文化財機構施設整備費、国立科学博物館運営費、国立科学博物館施設整備費。なお、H30に文化庁に移管された国立科学博物館への運営費・整備費は、H25以前の予算額には含まれない。

その他：文化庁共通費、日本芸術院、文化振興基盤整備費

※ H19以前は予算書の項の名称が異なることから、文化庁（項の名称。以下同じ。）を文化庁共通費、国立美術館を国立美術館運営費、国立美術館施設費を国立美術館施設整備費、国立博物館及び文化庁研究所を国立文化財機構運営費、国立博物館施設費及び文化庁研究所施設費を国立文化財機構施設整備費として集計。更に、H15年度以前は日本芸術文化振興会が特殊法人であったことから、その補助・出資に必要な経費を「その他」ではなく「国立文化施設関係」に含めている。

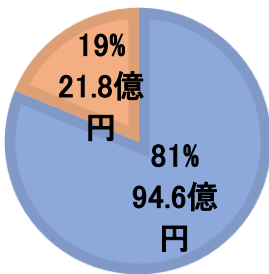
（注2）単位未満を各々四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

博物館・美術館の運営費と収入確保

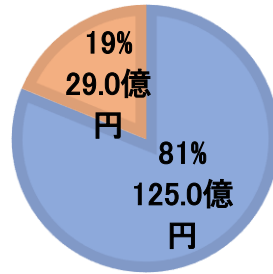
- 我が国の博物館・美術館の収入全体に占める自己収入等の割合は、諸外国の主要な博物館・美術館に比べると低い。
- 本来、主要な観光施設であるにもかかわらず、訪日外国人旅行者数の伸びに比べ、国立博物館の入場者数は増加していない。

国立美術館

■ 公費
■ 自己収入等



国立文化財機構(博物館)



自己収入(29.0億円)の内訳

◎ 展示事業等収入 20.2億円 (13%)

① 入場料収入 11.3億円 (7%)

② 展示事業附帯収入 5.2億円 (3%)

③ 財産使用収入 1.0億円 (1%)

④ 財産貸付収入 2.2億円 (1%)

◎ 寄付金収入 8.8億円 (6%)

<活用の方策の例>

開館時間や入場料、共催展収益の配分の見直し等

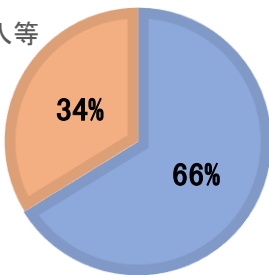
ユニークベニューとしての活用等

保有文化財の貸付と地方博物館での企画展等

寄付増加に向けた努力

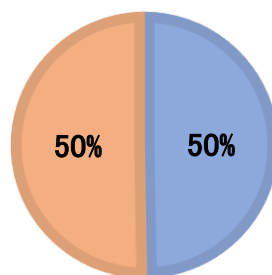
スミソニアン機構

■ 公費
■ 自己収入等



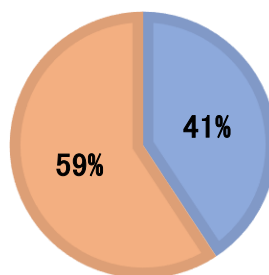
寄付 18%
事業活動 16%

大英博物館



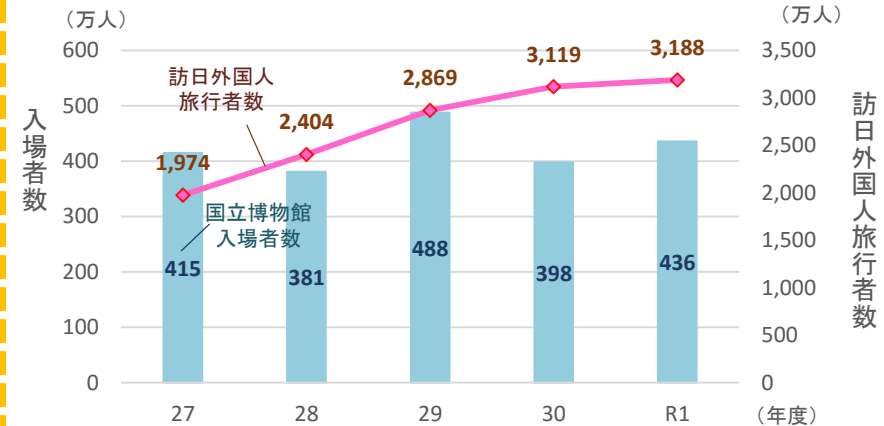
寄付 37%
取引活動 13%

ルーブル美術館



入場料 35%
後援等 5%
資産活用等 19%

訪日外国人旅行者数と国立博物館の入場者数の推移



(出典) スミソニアン機構: Smithsonian Institution Financial Statements September 30, 2018、大英博物館: The British Museum Report and Accounts for the year ended 31 March 2019、ルーブル美術館: LOIvre RAPPORT D' ACTIVITE 2018、JNTO、文化庁

国立文化財機構の自己収入等の割合は、「展示事業等収入」と「その他寄附金等」の合計を「収入計」で除したもの(令和元年度決算報告書)。国立美術館の自己収入等の割合は、「展示事業等収入」と「寄付金収入」の合計を「収入計」で除したもの(令和元年度決算報告書)。